

令和 6 年 度
包括外部監査の結果報告書

デジタル化の推進施策に係る
財務事務の執行について

松山市包括外部監査人
芦 立 祐 嗣

目次

第1章 外部監査の概要.....	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）の名称.....	1
3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由.....	1
4. 外部監査対象期間.....	1
5. 外部監査対象機関.....	2
6. 監査の着眼点.....	2
7. 実施した監査手続.....	2
8. 外部監査の実施期間.....	2
9. 外部監査人及び外部監査人補助者.....	2
10. 利害関係.....	3
第2章 外部監査対象となる組織の概要.....	4
1. 松山市の概況組織体制.....	4
第3章 外部監査対象の概要.....	5
1. 松山市情報化推進指針 2019 の概要.....	5
2. 松山市デジタル戦略推進本部の概要.....	10
3. アクシンプランによる情報化事業の計画と進捗管理.....	12
第4章 包括外部監査の結果と意見（概要）.....	17
1. 結果（指摘事項）及び意見並びに提言の判断基準.....	17
2. 指摘事項及び意見の項目一覧.....	17
第5章 包括外部監査の結果と意見（全般事項）.....	19
1. 全般事項に係る監査の結果について.....	19
第6章 包括外部監査の結果と意見（各事業別）.....	36
1. 公費負担管理システム（小児慢性特定疾病システム）改修事業（オンライン化のための 認定情報出力機能）.....	36
2. 行政手続のオンライン化の推進.....	42
3. 電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）.....	45
4. 地域子育て支援拠点事業.....	50
5. 都市計画事務事業.....	55
6. 森林GISシステム再構築事業.....	60
7. 病児・病後児保育予約システム改修事業.....	66
8. 総合検索システム改修事業（国保標準システム連携対応）.....	71
9. 母子手帳アプリサービス導入事業.....	75
10. 学校徴収金（校納金）徴収管理システム構築事業.....	81
11. 児童手当システム改修事業（児童手当申出徴収対応）.....	86
12. 『坂の上の雲』のまちを巡ろう！360度市民リレー動画.....	91
13. 地域コミュニティのデジタル化支援業務.....	100
14. 里島定住促進施設プロモーション事業.....	107
15. 都市情報システム住宅地図更新事業.....	115

16. 水道台帳管理システム再構築事業.....	123
17. 内部事務システム再構築及び電子決裁基盤導入事業.....	131
18. 税総合情報システム再構築事業（標準化対応）.....	137
19. 介護保険システム再構築事業（標準化対応）.....	141
20. 有害鳥獣捕獲情報有効活用化事業.....	145
21. 職員権限登録管理システム再構築事業.....	150
22. 無線LAN全庁展開業務.....	155
23. 放置自転車管理システム再構築事業.....	160
24. 公金受取口座利用に伴うシステム改修事業.....	165
25. 登降園管理システム導入事業.....	170
26. 情報システムの標準化・共通化.....	174
27. 松山圏域消防指令センター整備事業.....	179
第7章 監査の総括.....	187

第1章 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）の名称

デジタル化の推進施策に係る財務事務の執行について

3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

松山市で新型コロナウイルスが確認されてから4年が経過し、市民の日常生活は大きな変化を受けた。具体的には、従来の接触型・対面型から、感染防止対策を念頭に置いた非接触型・非対面型への転換が図られ、その過程では様々な面でデジタル技術が導入され、キャッシュレス決済やテレワーク、オンライン会議等が急速に普及した。

これらの社会経済基盤の構造的な変革は、デジタル化の推進（デジタル技術の活用）によって支えられていると言える。

松山市におけるデジタル化の推進状況を見てみると、コロナ禍を契機として、令和3年度に「情報化推進指針」を改定し、その後も国の動きなどに合わせて、適宜改定を行いながらスピード感をもってDXを積極的に進めている状況にある。

今までの主な取り組みとして、①行政手続きのオンライン化、②デジタルデバйд対策、③庁内DX（AI・RPA）推進、④自治体クラウドの推進、⑤市民向けアプリの導入に取り組み、その進捗状況を発表している。

このように、松山市におけるデジタル化の推進は、市民の利便性を向上させ、また、業務の効率化によって得られた人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることも可能としており、市民一人ひとりのニーズに合ったサービスが展開されていく中で、多くの市民が関心を寄せる分野であると考えられる。

以上のような状況に鑑みて、合规性、有効性及び経済性並びに効率性の観点から、デジタル化の推進施策に係る財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

4. 外部監査対象期間

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を対象とした。

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

5. 外部監査対象機関

部課名
・ 総合政策部 デジタル戦略課、システム管理課 ・ その他関連所管部署

6. 監査の着眼点

- ① 事務の執行及び事業の管理は法令規則に沿って適切に行われているか。
- ② 事務の執行及び事業の管理は公正かつ透明性をもって行われているか。
- ③ 事務の執行及び事業に必要なコストの管理は適切に実施されているか。
- ④ 事務の執行及び事業の管理はコストに見合う市民サービスの向上につながっているか。
- ⑤ 事務の執行及び事業に必要なコストの負担が市民にとって公平であるか。
- ⑥ 事務の執行及び事業の管理に係る将来負担は適切に把握され、市政の意思決定における判断材料とされているか。
- ⑦ 各事業について適切な役割と目標が設定され、その役割と目標の達成が松山市の掲げる計画・指針等の目的と合致しているか。
- ⑧ 関連団体における事務執行及び業務の運営は適切に行われ、効率性・経済性・有効性の観点から適切か。

7. 実施した監査手続

デジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行及び運営管理について、その概要を責任者及び担当者へ質問し、事務の執行等の関係法令及びその準拠性の検討、関係書類の閲覧、資料の分析、その他外部監査人が必要と判断した手続を実施した。

なお、具体的な監査手続は各検討項目の頁に個別に記載しているため、本章での記述は省略する。

8. 外部監査の実施期間

令和6年4月19日から令和7年2月28日まで

9. 外部監査人及び外部監査人補助者

属性	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士	芦 立 祐 嗣
監査補助者	公認会計士	山 邊 彰 三
監査補助者	弁護士・公認会計士	河 野 光 昭
監査補助者	公認会計士	小 林 祐 介

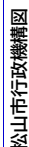
10. 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【数値について】

- ・金額及び比率の表示単位未満は四捨五入している。
- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

(1) 松山市役所組織体制



(2) 監査対象部課組織体制

(単位：延べ人数)

総合政策部 デジタル担当	部長	副部長	課 等 長	主 幹	副 主 幹	主 査	主任 以下	計
総合政策部		1						1
デジタル戦略課		0	1	1	0	3	3	8
システム管理課		0	1	3	4	2	9	19

2. 事務分掌（松山市事務分掌規則 第2条より、一部、監査人加工）

デジタル戦略課

ア 情報化施策（人工知能，ロボティクスその他の先端技術の導入，スマート自治体への転換及び地域社会のデジタル化に係る総合調整を含む。）の推進に関すること。

イ 自治体デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

システム管理課

ア 情報システムの調達及び開発に関すること。

イ 情報システムに係る情報セキュリティ対策に関すること。

ウ 情報システムの管理及び運用に関すること。

エ 個人番号に関すること（市民課の所管する事務を除く。）。

第3章 外部監査対象の概要

1. 松山市情報化推進指針 2019 の概要

松山市では令和元年に「松山市情報化推進指針 2019」を策定しており、以下において当該方針の概要を抜粋要約する（一部記載様式等について、監査人により加工した箇所がある）。

(1) 指針概要（指針改定の趣旨）

本市が、「松山市情報化推進指針 2014」（以下、「前指針」といいます。）を策定してから5年が経過し、この間、情報通信技術の進歩は目覚ましく、スマートフォンなどの急速な普及や、ソーシャルネットワーキングサービス（以下、「SNS」といいます。）による新たなコミュニケーション手段の確立、クラウドワーク・ノマドワークといった自由な働き方の台頭などによって、市民のライフスタイルには急激な変化が見られます。

また、東日本大震災・平成28年（2016年）熊本地震、そして本市にも大きな爪痕を残した平成30年7月豪雨（西日本豪雨）という未曾有の災害の経験から、災害に強い自治体の構築が求められるとともに、社会問題となっている情報セキュリティ事故への対策の重要性が一層高まるなど、情報システムに求められる事項も大きく変わってきています。

このように、前指針の策定時に比べて、情報通信技術の進歩や社会環境が著しく変化してい

ることや、前指針からの課題、災害からの教訓を踏まえ、今後の情報通信技術の進歩、社会環境の変化、国のICT戦略方針などに対応できるよう、「松山市情報化推進指針2019」（以下、「本指針」といいます。）を策定しました。

〔令和3年度改訂版 追記〕（以下、「追記」と記載します。）

新型コロナウイルス感染症対応で行政のデジタル化の遅れが明らかになるなか、国は「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を変更するとともに、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体で着実に進めていくため「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」（以下、「自治体DX推進計画」といいます。）を策定しています。また、愛媛県は新たに「愛媛県デジタル総合戦略」を策定するとともに、CDO、CDO補佐官を設置し、推進体制の強化を図っています。

このような中、本市でも全ての市民がデジタル化の恩恵を受けられる社会を目指し、情報化の取組を加速するため、指針の対象期間の終了を待たず改訂することとしました。

〔令和5年度改訂版 追記〕（以下、「R5追記」と記載します。）

国は、令和2年の「自治体DX推進計画」策定後、デジタルの力を活用した地方の社会課題解決や魅力向上を図る「デジタル田園都市国家構想」を新たに掲げ、その基本方針を閣議決定する等、自治体DXに関する様々な動きがあったこと等を踏まえ、令和4年9月に「自治体DX推進計画」を改定しています。また、本市では、コロナ禍の影響で「第6次松山市総合計画」を2年間期間延長するとともに、近年の社会情勢の変化を踏まえ、所要の内容の見直しを行いました。そこで、国や市全体の方針と整合性を保ちながら情報化を推進していくため、本指針を改訂することとしました。

（2）指針の策定方針と位置づけ



（出典：「松山市情報化推進指針2019」）

本指針は、「第6次松山市総合計画」に掲げている将来都市像の実現に向け、ICTの活用によって側面から支援するもので、本市の情報化の方向性（ビジョン）を示し、国の「官民データ活用推進計画策定の手引」や、愛媛県の「第5次愛媛県高度情報化計画」との整合性を保ちながら、情報化を推進するための基本方針を定めています。

また、具体的な情報化事業の実行計画を示す「松山市情報化推進アクションプラン」（以下、「アクションプラン」といいます。）を策定し、適切に実施していくとともに、本指針とアクションプランを併せて、「松山市官民データ活用推進計画」と位置づけ、1つ1つの情報化事業を体系的に管理していきます。

〔追記〕

令和3年度改訂版では、国が令和2（2020）年12月に策定した「自治体DX推進計画」や愛媛県が令和3（2021）年3月に「愛媛県高度情報化計画」を発展させて策定した「愛媛県デジタル総合戦略」との整合性を図っています。

（3）指針の体系

「第6次松山市総合計画」で描かれた

「人が集い 笑顔 広がる 幸せ実感都市 まつやま」

本指針は、この将来都市像の実現をICTの側面から支援するものです。

実現の支援に向けて、目指すべきビジョンを示し、

基本方針をもとに、情報化の展開を図っていきます。



（出典：「松山市情報化推進指針 2019」）

(4) 笑顔を映す3つのビジョン

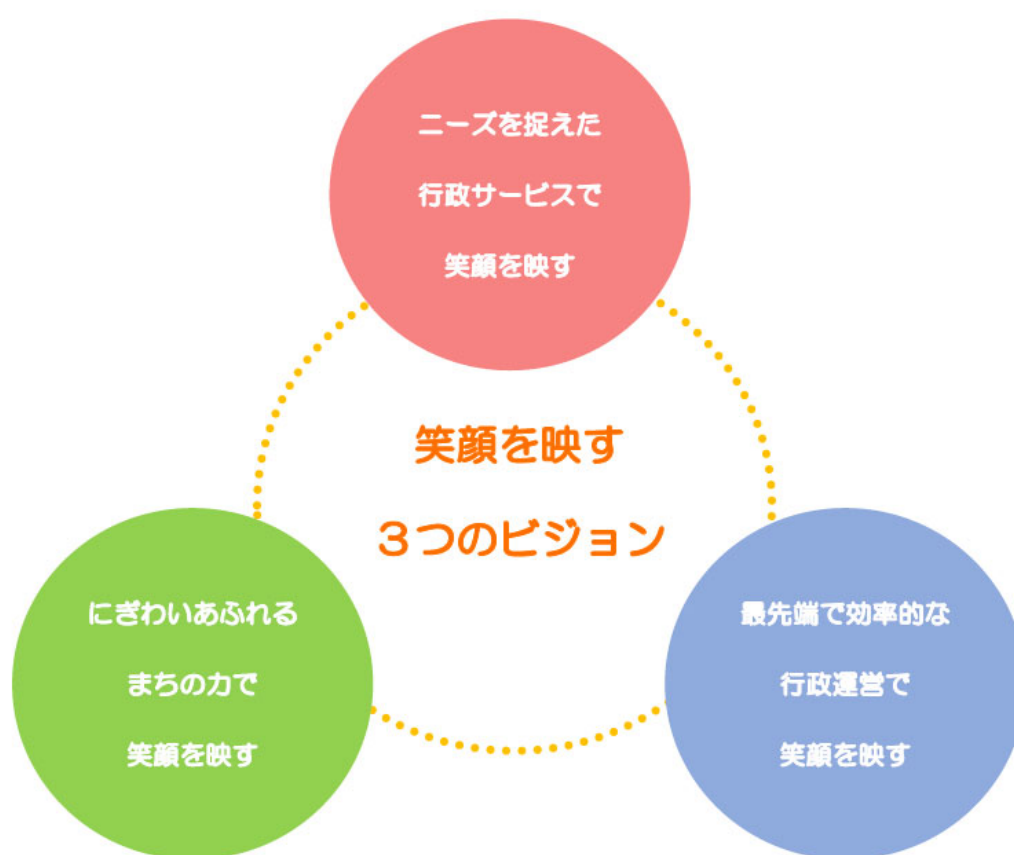


将来都市像の実現に向け、

一人でも多くの人の笑顔を 未来に映し 広げるため

本市の情報化が目指すべき

3つのビジョンを示します。



(出典：「松山市情報化推進指針 2019」)

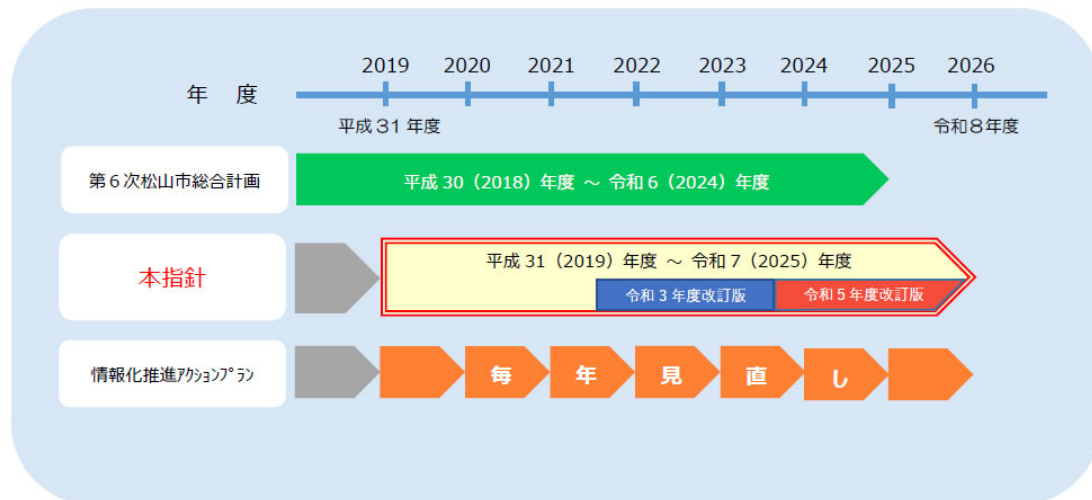
(5) 指針の対象期間

本市の情報化を中長期的に、着実に進めるという観点から、本指針の実施期間は、平成 31 (2019) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 7 年間を対象期間とします。

ただし、対象期間中でも、市民ニーズや社会環境の変化、技術革新、国の I C T 戦略や本市総合計画の実施状況などを考慮しながら、必要に応じて見直しを図ります。

なお、実施計画となる「アクションプラン」については、新規事業を追加するなど、毎年度

見直します。



(出典：「松山市情報化推進指針 2019」)

(6) ビジョンを実現する12の基本方針

社会を取り巻く環境の変化や情報化の動向、本市が進めてきた情報化の取組と現状の課題、そしてアンケートによる市民・職員の情報化に関する意見を分析した結果から、3つのビジョンを実現するために、それぞれ4つの基本方針を定めました。

この12の基本方針に従って、具体的な取組内容を整理し、体系的に推進することで、情報通信技術を使う知識や技術を持った人だけでなく、すべての人に、使いやすく伝わりやすい情報化を目指します。



3つの情報化のビジョンと12の基本方針

(出典：「松山市情報化推進指針 2019」)

〔追記〕

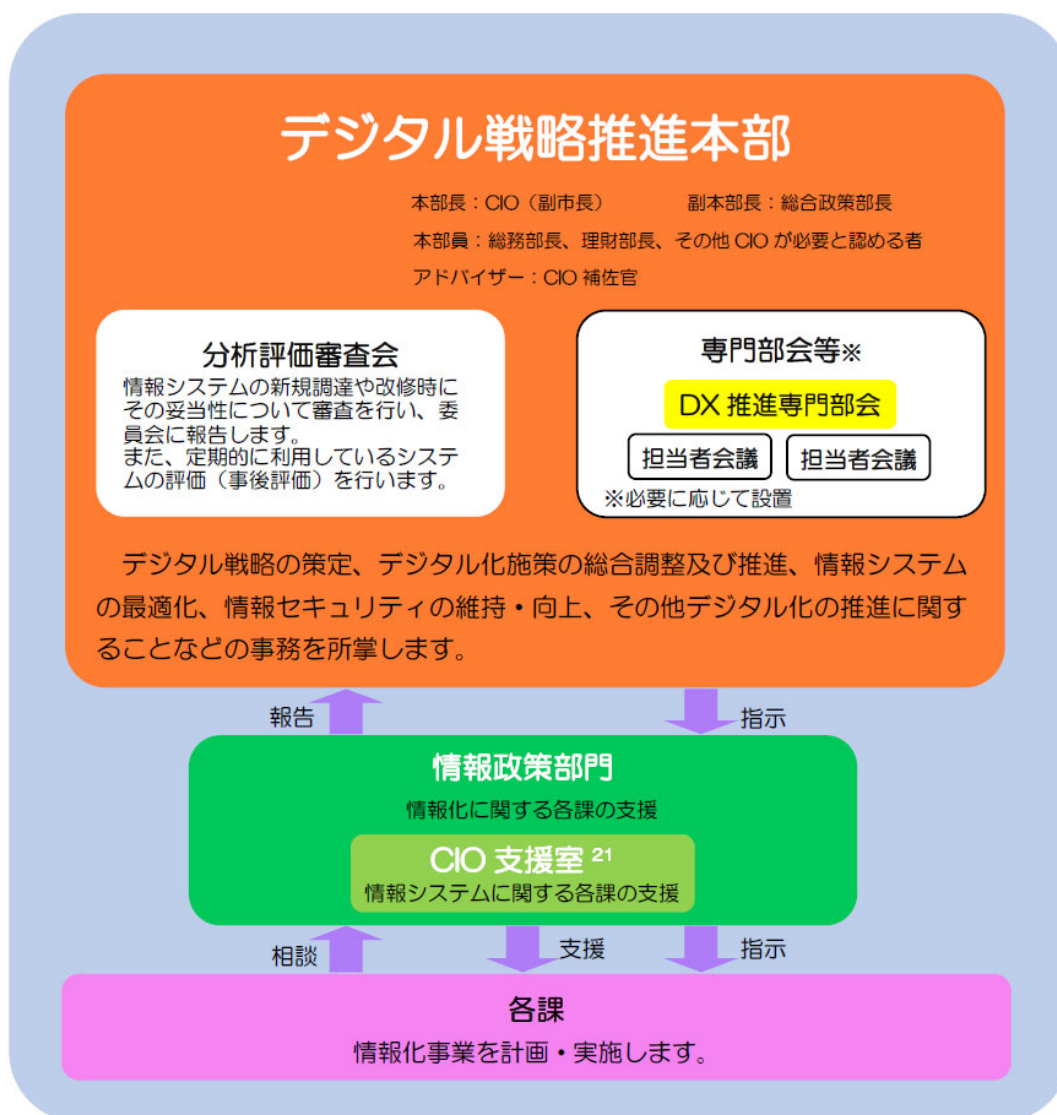
松山市は、令和2（2020）年度、内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されました。全市的にSDGsの達成に向けた取組を推進していくため、本指針の基本方針に関連するSDGsを表示しています。

2. 松山市デジタル戦略推進本部の概要

（1）情報化推進体制

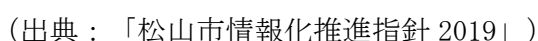
本指針に基づき情報化を推進するにあたり、デジタル戦略推進本部を最高機関とします。個別の情報化事業の計画・実施については、各課が取り組み、情報政策部門では、個別の情報化事業をアクションプランに取りまとめた上で、進捗状況を管理し、デジタル戦略推進本部に報告を行います。

また、円滑に情報化を推進していくため、事務局と分析評価審査会の間で積極的に情報共有を行っていきます。



（出典：「松山市情報化推進指針 2019」）

第 6 次 総 合 計 画 の 掲 げ る 都 市 像 の 実 現



- ※人事部門は労務指標をもとに、職員配置を検討します。また、人事部門と情報政策部門が連携してデジタル人材の育成を行います。

3. アクションプランによる情報化事業の計画と進捗管理

アクションプランでは、本指針に定めている3つのビジョンや12の基本方針を受けて、情報化を効率的かつ効果的に推進していくために、具体的な事業の計画及び進捗管理を行います。

個別事業については、ICTを取り巻く環境の急速な変化や、本市を取り巻く状況の変化に応じて、本指針の対象期間中（平成31（2019）年度～令和7（2025）年度）、毎年度、新規事業の追加や、既存事業の進捗状況を掲載するなど、その時代のニーズに合わせた見直しを行います。

〔追記〕

なお、情報化事業の実施に当たっては、国や他の自治体の施策との整合を図る必要があるため、本市の情報化事業と、国が策定した「自治体DX推進計画」で示される重点取組事項等との関連をアクションプランで示すこととします。

（1）アクションプランの概要

1. 1. 松山市情報化推進アクションプラン策定の趣旨

情報通信技術の急速な進歩は、市民のライフスタイルをはじめ、社会のあらゆる分野で大きな変化をもたらしており、情報化に求められる事項は複雑で多様化しています。一方で、こうした情報化の進化によって、セキュリティ対策への重要性は一層高まっており、技術革新や社会環境の変化に対応した情報セキュリティの確保が求められています。「松山市情報化推進アクションプラン」は、このような状況に対応し、「松山市情報化推進指針2019」（以下、指針といいます。）で示す情報化を効率的かつ効果的に推進していくため、指針の具体的な実行計画として策定しました。

1. 2. アクションプランの位置づけ

アクションプランでは、指針の基本方針に沿った具体的な情報化事業を適切に実施していくとともに、指針とアクションプランを併せて「松山市官民データ活用推進計画」と位置づけています。



アクションプランでは、個別情報化事業を指針で定められた本市の情報化が目指すべき「3つのビジョン」と「12の基本方針」に沿って分類し、計画や進捗状況及び達成度等を管理します。

1. 3. アクションプランの対象期間

アクションプランの実施期間は、指針と合わせて、令和元年度から令和7年度までの7年間を対象とします。

1. 4. アクションプランの管理

- ① 調 査：対象期間中に実施予定または実施中の個別情報化事業について調査を行います。
- ② 見直し：スケジュールの整合性や内容の最新化を図ります。
- ③ 公 表：進捗状況及び達成度等を公表します。

1. 5. 個別情報化事業の掲載

個別情報化事業の掲載は、「3つのビジョン」と「12の基本方針」ごとに行っています。

1. 6. 国の施策等との整合性

令和2年12月に示された「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」では、デジタル社会の構築に向けて自治体全体として足並みを揃えて取り組んでいくことが必要とされています。

そこで、同計画で示されている自治体に取り組むべき重点取組事項等（本アクションプランにおいて「DX計画取組事項」と表します。）に関連する本市の情報化事業の進捗管理を行い、国や他の自治体の施策等との整合性を図ることとしました。

各DX計画取組事項別の進捗は、毎年度、デジタル戦略推進本部に報告するとともに公表します。

（1）DX計画取組事項別の目標

No.	DX計画 取組事項	目標とする項目 (カッコ内は単位)		2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
1	情報システムの 標準化・共通化	標準化した 業務数 (業務/累計)	目標	—	0	3	2
			実績	0	0	2	2
2	マイナンバーカード の普及促進	マイナンバー カード交付率 (%/累計)	目標	—	50	75	80
			実績	28.5	43.5	72.1	80.0
3	行政手続の オンライン化	オンライン化 済 の手続数 (手続/累計)	目標	—	100	289	489
			実績	65	129	466	768
		上記のうち「特 に国民の利便性 向上に資する手 続」 (手続/累計)	目標	—	16	27	—
			実績	12	16	27	—

4	AI・RPA の 利用推進	AI・RPA 導入実績数 (件/累計)	目標	—	8	35	55
			実績	7	29	46	60
5	テレワークの推進	テレワーク利用 率 (%) (平均1ヶ月当たり 1回以上テレワーク を行う職員の割合)	目標	—	(10)	(15)	20
			実績	(4.5)	(2.0)	(4.2)	3.7
6	セキュリティ対策 の徹底	情報セキュリ ティ現地状況調査 率 (%/累計)	目標	—	80	100	20 ※2巡目
			実績	67.2	85.5	100	18.5
7	地域社会の デジタル化 デジタルデバ イド対策	デジタルデバ イド対策事業 参加者数 (人/累計)	目標	—	200	400	800
			実績	0	200	609	963
8	オープンデータの 推進	公開された オープンデータ の件数 (ファイル/累 計)	目標	—	1250	1650	1750
			実績	1172	1573	1682	1541 注2

※各案件のページには、関連する「DX 計画取組事項」の番号を表示しています。

注1) 2023 年度から、国の通知を踏まえ「窓口等の特定の職場等」を除くこととしました（変更前分は括弧書きで記載）。

注2) 2023 年度に公開しているデータの集約等の整理を行ったためファイル数が減少しています。

2. 推進する個別情報化事業

2. 1. ビジョン別案件一覧

基本方針		案件名		担当部署
ビジョン① ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す				
1	ICT利活用で スムーズな手続を実現	1	公費負担管理システム（小児慢性特定疾病システム）改修事業（オンライン化のための認定情報出力機能）	こども家庭部 すくすく支援課
		2	行政手続のオンライン化の推進	総合政策部 デジタル戦略課 各局 手続所管課
		3	マイナンバーカードの普及促進	市民部 市民課
		4	地域子育て支援拠点事業	こども家庭部 保育・幼稚園課
		5	都市計画事務事業	都市整備部 都市生活サービス課
		6	森林GISシステム再構築事業	産業経済部 農林土木課
		7	電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）	総合政策部 デジタル戦略課
		8	病児・病後児保育予約システム改修事業	こども家庭部 保育・幼稚園課
		9	総合検索システム改修事業（国保標準システム連携対応）	保健福祉部 国保・年金課
2	ICT利活用で 多様なライフスタイルを 支援	1	母子手帳アプリサービス導入事業	こども家庭部 すくすく支援課
		2	高齢者いきいきチャレンジ事業（健康アプリの導入）	保健福祉部 高齢福祉課
3	ICT利活用で 充実した教育環境を構築	1	児童手当システム改修事業（児童手当申出徴収対応）	こども家庭部 子育て支援課
		2	学校徴収金（校納金）徴収管理システム構築事業	教育委員会事務局 保健体育課
ビジョン② にぎわいあふれるまちの力で笑顔を映す				
1	ICT利活用で ひとが集まる	1	道後温泉本館保存活用事業（デジタルアーカイブ）	産業経済部 道後温泉事務所
		2	ローカル5G等整備事業	総合政策部 システム管理課
2	ICT利活用で ひとがつながる	1	5G・IoT・AIに関する連携協定に基づく取り組み	総合政策部 企画戦略課
		2	『坂の上の雲』のまちを巡ろう360度市民リレー動画	坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課
		3	デジタルデバйд対策	総合政策部 デジタル戦略課
		4	地域コミュニティのデジタル化支援業務	総合政策部 デジタル戦略課
3	ICT利活用で まちを育てる	1	在宅就労の推進	産業経済部 地域経済課
		2	ICT・情報通信関連企業の誘致	産業経済部 地域経済課
		3	オープンデータの拡充及び利活用の取組推進	総合政策部 デジタル戦略課
		4	中小企業等へのデジタル化等に関する支援	産業経済部 地域経済課
		5	サテライトオフィス等利用支援（旧ウィズコロナ企業誘致事業）	産業経済部 地域経済課
		6	建設現場における遠隔臨場普及促進	総務部 技術管理課
		7	農業DXの推進	産業経済部 農水振興課
		8	介護保険関係業務のデジタル化	保健福祉部 介護保険課
4	ICT利活用で まちを守る	1	デジタル版マイ・タイムライン等防災サービス導入事業	総合政策部 防災・危機管理課

基本方針		案件名		R5担当部署
ビジョン③ 最先端で効率的な行政運営で笑顔映す				
1	ICT活用で より高度な政策を展開	1	AI・RPAの利活用推進事業	総合政策部 デジタル戦略課、システム管理課
		2	観光WEBプロモーション事業	産業経済部 観光・国際交流課
		3	里島プロモーション事業	坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課
		4	里島定住促進施設プロモーション事業	坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課
2	ICT活用で 円滑に業務を遂行	1	都市情報システム住宅地図更新事業	総合政策部 システム管理課
		2	地方公会計システム再構築事業	理財部 財政課
		3	テレワークの推進	総務部 人事課 総合政策部 システム管理課
		4	児童手当システム改修事業（支払予定通知対応）	こども家庭部 子育て支援課
		5	水道台帳管理システム再構築事業	公営企業局 水道管路管理センター
		6	子ども・子育て支援システム改修事業（児童手当特別徴収対応）	こども家庭部 保育・幼稚園課
		7	行政事務のデジタルシフト推進事業	総合政策部 デジタル戦略課、システム管理課
		8	共用車両予約・鍵管理システム化事業	理財部 管財課
		9	都市情報システム改修事業（法定外公共物境界確認データ統合）	理財部 管財課 他2課
		10	業務系ADサーバ構築事業	総合政策部 システム管理課
		11	児童家庭相談システム改修事業（総合相談業務等追加）	こども家庭部 子ども総合相談センター事務所
		12	保健センターシステム改修事業（産婦健康診査運用開始対応）	こども家庭部 すくすく支援課
		13	消防団管理システム構築事業	消防局 地域消防推進課
		14	図書館情報システム再構築事業	教育委員会事務局 中央図書館事務所
		15	内部事務システム再構築及び電子決裁基盤導入事業	総合政策部 システム管理課
		16	税総合情報システム再構築事業（標準化対応）	理財部 納税課
		17	介護保険システム再構築事業（標準化対応）	保健福祉部 介護保険課
		18	有害鳥獣捕獲情報有効活用化事業	産業経済部 農水振興課
		19	職員権限登録管理システム再構築事業	総合政策部 システム管理課
		20	無線LAN全庁展開業務	総合政策部 システム管理課
		21	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム構築事業	保健福祉部 保健福祉政策課
		22	放置自転車管理システム再構築事業	都市整備部 都市生活サービス課
		23	公金受取口座利用に伴うシステム改修事業	理財部 納税課 保健福祉部 国保・年金課他3課
		24	登降園管理システム導入事業	こども家庭部 保育・幼稚園課
3	ICT活用で 財政負担の少ない事務を 徹底	1	情報システムの標準化・共通化	総合政策部 システム管理課、各業務主管課
		2	国民健康保険システム再構築事業	保健福祉部 国保・年金課
		3	松山圏域消防指令センター整備事業	消防局 通信指令課
4	ICT活用に伴う 脅威から情報を守る	1	情報セキュリティ対策の徹底	総合政策部 デジタル戦略課
		-	法改正等（47事業）	案件ごとに異なる
		-	機器更新等（27事業）	案件ごとに異なる

第4章 包括外部監査の結果と意見（概要）

1. 結果（指摘事項）及び意見並びに提言の判断基準

区分	根拠	判断基準
指摘事項	監査の結果 地方自治法第252条の37第5項	事務手続等において合規性（関係法令・規則・要綱等に準拠して適切に行われているかどうか）の観点から改善を求めるもの、若しくは社会通念上適切でないものである。
意見	監査の結果に添えて提出する意見 地方自治法第252条の38第2項	有効性や効率性、経済性の観点から事務手続等についての見直しを検討することが望ましいと考えられるものである。
提言	—	事務手続等に対する指摘や意見とするものでないが、大きなテーマとなるビジョンや計画など将来に向けた提案に類するものである。

2. 指摘事項及び意見の項目一覧

指摘事項及び意見について、事業別に項目を一覧にすると下表のとおりである（記載頁順。詳細は「第5章 包括外部監査の結果と意見（全般事項）」及び「第6章 包括外部監査の結果と意見（各事業別）」を参照）。

No.	事業名	主な所管課	項目	頁
第5章 包括外部監査の結果と意見（全般事項）				
意見1	デジタル教科書整備事業	教育研修センター事務所	調査資料の作成及び保存	20
意見2	児童手当システム改修事業	子育て支援課	定量効果（目標値）の適切な設定と迅速な修正	21
意見3	在宅就労の推進	企業立地・産業創出課	定量効果（目標値）の基準そのものの変更について	22
意見4	税総合情報システム改修事業	資産税課	目標値に対する効果測定について	29
意見5	市議会のデジタル化	総務課	目標値の明瞭性について	33
意見6	—	デジタル戦略課	事業の検証可能性の確保について	35

No.	事業名	主な所管課	項目	頁
第6章 包括外部監査の結果と意見（各事業別）				
意見 7	公費負担管理システム（小児慢性特定疾病システム）改修事業	すくすく支援課	医療意見書登録数の増加に向けて	41
意見 8	電子申請システム導入事業	デジタル戦略課 システム管理課	測定指標の設定について	49
意見 9	都市計画事務事業	都市生活サービス課	測定指標について	59
指摘 1	森林GISシステム再構築事業	農林水産振興課	OSのサポート切れ	65
意見 10			測定指標の設定について	65
意見 11	学校徴収金（校納金）徴収管理システム構築事業	保健体育課	測定指標について	85
意見 12	『坂の上の雲』のまちを巡ろう！360度市民リレー動画	まちづくり推進課	業者の選定方法について	96
意見 13			委託料について	97
意見 14			測定指標の選択について	97
指摘 2	地域コミュニティのデジタル化支援業務	デジタル戦略課	測定結果について	104
意見 15			将来の方針について	104
意見 16			事業の公平性について	105
意見 17	里島定住促進施設プロモーション事業	まちづくり推進課	測定指標について	113
指摘 3	水道台帳管理システム再構築事業	水道管路管理センター	検査について	129
意見 18			測定指標の選択について	129
意見 19	内部事務システム再構築及び電子決済基盤導入事業	人事課	再委託の承認について（経済性・効率性）	134
意見 20	無線LAN 全庁展開業務	システム管理課	再委託の承認について（経済性・効率性）	158

第5章 包括外部監査の結果と意見（全般事項）

1. 全般事項に係る監査の結果について

アクションプランの現状

情報化事業の評価をどのように行えば良いのかといえば、一般的にはシステム等を導入するに当たってかかるコストと効果を測定し、その運用が目的通りいっているのかどうかを検証する必要がある。市においてシステム等の導入による効果とは、削減できる人件費等や市民の利便性の向上、満足度などが挙げられる。これらの効果については、定量的効果と定性的効果があり、一概に数値では算出できない面もあることはもちろん理解できる。

定量的とは「数値化して表せる状態、状況」のことである。例えば「人件費が何%削減できる」などといった具体的に数値にできるものは、定量的効果と言える。また、DXを行うことで、業務スピードの向上や効率化も見込める。その場合それぞれの業務にかかっていた時間をどの程度短縮できたかを具体的に算出できれば定量的効果の指標と言えよう。このように定量的効果は、誰の目から見ても情報が分かりやすく、明確に共有することができる。

一方、定性的とは、定量的とは違い「数値で表すことのできないものに対する考え方」のことである。市民サービスの向上や業務の正確かつ円滑な遂行など、数値では表しにくいものを評価する場合に使われる。また、セキュリティの向上や職員のストレスの減少といった職場環境の改善も定性的効果と言えよう。

このように情報化事業の効果を評価するにあたっては、定性的・定量的の両側面から効果を検証することが必要となる。一般的に情報化事業において効果の検証が難しい原因と考えられるのが、成果が長期間にわたっており、またその効果が定量化し易いものだけではないという事である。そのため事業開始前に当該事業において重視すべき指標を明確にしたうえで、それらを可能な限り数値化し翌事業年度以降に目標値と実績値を比較検討できるようにしておくことが重要となる。

市の情報化は情報セキュリティの確保という問題はあるにしても市政に様々な面で多くのメリットを及ぼすことは間違いないが、立場によってその期待するものは異なっていると思われる。短期的な業務の効率化を期待する部署・職員もいれば、長期的な市の変革を望む部署・職員及び市民もいるであろう。そこで大切なことは市として情報化推進に対するビジョンを整理し、その事業の「目標または必要性」に対する適切な指標を設定しておくことである。そうしなければその効果の検証が曖昧になってしまう。そのためには、特に誰の目から見ても情報が分かりやすく、明確に共有することができる定量的効果が重要な測定指標となる。

そこで、「松山市情報化推進アクションプラン」の令和3年度版から令和6年度版に記載されている個別情報化事業において⑦期待される効果に定量効果（目標値）が記載されているものについて、その定量効果（目標値）の根拠と翌年度以降に実施された効果（実績値）の検証について担当部署に質問を行った結果、以下のような回答を入手した。

なお、令和6年度版に関しては現在進行中の事業年度であるため回答は定量効果（目標値）の根拠のみの記載となっている。

今回定量効果（目標値）の根拠と翌年度以降に実施された効果（実績値）の検証についていくつかコメントもさせていただいた。しかし、情報化推進事業という決して指標を定量化しやすくはない事業にもかかわらず定量的指標を設定しようとする姿勢は評価できる。今後はこの指標から得られる分析結果等を活用して情報化をより効率的かつ効果的に推進していくことが求められる。

また、現時点では定量効果を記載していない事業においても今後可能な限り記載するようにしていただきたい。一方、定量効果になじまない事業に関しては、事業の特性や目的に応じて適切な評価ができるような定性効果の記載が望まれる。

なお、指標に関しての個々の問題点は各事業で述べることにするので、この場では全体の問題として市の姿勢についてのみコメントした。それぞれの事業の具体的な問題点は各事業の監査の結果として記載している。

アクションプランにおける個別情報化事業の定量効果の検証

案 件 名	職員採用試験申込システム構築事業			
担 当 部 署	総務部 人事課			
期待される効果	事務経費の削減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	1,286千円			
定量効果（実績値）	857千円			
目標値の算出の根拠	事務量（申込受理等）の削減：466.2千円、経費（郵送代）の削減：819.4千円			

事業概要

採用試験を申し込む受験希望者の利便性を高め、試験に関する事務を効率化するために、試験の申込から可否などの通知までが可能となるインターネットを活用したシステムを導入する。

監査の結果

過去の申込者数の実績を元に目標値を算出していたが、令和 3 年度の実績が想定よりも少なかったことから目標値を下回ったとのことだった。職員採用申込者数によって実績値が目標値を下回することは仕方がない。また、年間のシステム利用料 715 千円に対して、857 千円の経費削減効果があったことに加え、申込者の利便性の向上やデータ抽出等によるシステム上での管理で人的ミスの軽減にも効果があったと考えれば、本事業の効果は認められる。

現在申込者数を増やすために新規事業を提案するなど様々な取組みを進めているとのことではあるが、優秀な人材を確保するためにも申込者数を増やす努力を今後も継続的にやっていくことが望まれる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	デジタル教科書整備事業			
担 当 部 署	教育委員会事務局 教育研修センター事務所			
期待される効果	教員が授業準備に要する時間の削減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	約25分/回	約25分/回		
定量効果（実績値）	約45分/回	約45分/回		
目標値の算出の根拠	小中学校情報教育研究委員会に聞き取りを行い確認した。			

事業概要

文部科学省から学校の働き方改革に関する通知が出され、教員の多忙化の緩和に向けて様々な取組が行われている中、本市では教職員の更なる働き方改革推進のため、市立小中学校に指導者用デジタル教科書を整備し、勤務時間の短縮につなげる。

【指導者用デジタル教科書とは】教科書の内容がそのまま大きくテレビなどの大型提示装置の画面に映し出され、教科書の内容に沿った資料や音声教材、動画教材などが簡単な操作で使えるもの。

監査の結果

電話にて小中学校情報教育研究委員会の事務局長経由で確認を行った結果であり、聞き取り調査の資料は無いという事であった。

【意見】 調査資料の作成及び保存

本事業の実績値については「小中学校情報教育研究委員会に聞き取りを行い確認した」とのことであるが、電話にて確認を行ったため資料等は残されていなかった。電話だけの調査だと実際にどのような聞き取り調査

が行われたか後日検証することができない。また、調査項目（削減された時間）以外にも現場サイドで貴重な意見があったとしてもそれらを事務局で集約することができない恐れがある。

よって今後は効果の確認等の調査に関しては記録が残るような無記名のアンケート等で行うことが望ましい。

案 件 名	児童手当システム改修事業（児童手当申出徴収対応）			
担 当 部 署	こども家庭部 子育て支援課			
期待される効果	手作業での対応と比較して事務時間の軽減			
年 度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
定量効果（目標値）	約900時間	約900時間	約750時間	
定量効果（実績値）	未実施	15.2時間	95.6時間	
目標値の算出の根拠	手作業の場合：0.4時間／件、システム利用の場合：20時間／回 件数については、実際に徴収を行う保健体育課より提供。（先例自治体における、児童全体に対する徴収対象者の割合をもとに算出） R3・4年度 手作業：800件×0.4時間×3回＝960時間、システム：20時間×3回＝60時間 $960 - 60 = 900$時間削減 R5年度 手作業：675件×0.4時間×3回＝810時間、システム：20時間×3回＝60時間 $810 - 60 = 750$時間削減			

事業概要

松山市において、学校徴収金の徴収・管理が開始されることに伴い、児童手当から学校徴収金の天引きを行うため、児童手当システムの改修を行う。

- ・児童手当法第21条及び児童手当法施行規則第12条の10により申出徴収が可能となる。
- ・児童手当からの申出徴収は、同意書（保護者の同意）が必要。
- ・各システム（「学校徴収金（校納金）徴収管理システム」及び「子ども・子育て支援システム」）から連携される、対象者情報・申出徴収金額・申出徴収年月等の情報を児童手当システムに取り込み、申出徴収の結果を各システムへデータ連携する。

【児童手当システムとは】児童手当の受給資格管理や手当支給の業務を行うためのシステム。

監査の結果

当該システム改修事業は、構築が1年延期になったため令和3年度へ延期された結果、令和3年度は申出徴収を実施していないことにより、実績値との確認は行われていないとのことであった。

また当初は、児童手当からの天引きへの同意を得た者のうち、学校徴収金が振替不能になった時点で天引き対象にする想定だったため、先進自治体の未納件数の割合をもとに対象件数を想定したが、実際には天引までに納付があると二重徴収になるトラブルが懸念された。そのため、天引きは、徴収業務を行う保健体育課が未納者への再振替、督促、電話での催告等で納付勧奨を事前に行い、なお未納の者のみ児童手当から徴収する運用にしたため、令和4年度目標値算出時の想定件数（年間2400件⇒R4実績138件）より大幅に少なくなったため目標値との乖離が生じているとのことであった。

【意見】定量効果（目標値）の適切な設定と迅速な修正

当該システム改修事業は、構築が1年延期になったため令和3年度の実績値を確認しなかったことは問題ない。ただ、その運用において当初の想定とは異なったために、定量効果（目標値）が機能しなくなってしまった。当然徴収業務のフローを事前に十分検討していれば二重徴収の懸念についても事前に想定できると思われる。また、令和4年度にその件が明らかになったにも関わらず、5年度もその修正がなされていない。

結局令和3年度から5年度の間で一度もまともな目標値と実績値との検証を行うことができない状況になっている。本事業はデータ連携による事務時間の軽減及び誤入力リスクの回避等を目標としているため、これをもって事業の必要性まで論ずることはできないが、定量効果（目標値）に対する認識が甘かったと言わざるを得ない。

案 件 名	在宅就労の推進			
担 当 部 署	産業経済部 企業立地・産業創出課（地域経済課）			
期待される効果	テレワークによる在宅就労を希望する方々への雇用機会の創出 (R3,4年度：目標値はテレワーカー育成数、R5,6年度：目標値はテレワーク発注額)			
年 度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
定量効果（目標値）	16人	16人	45,000,000円	51,300,000円
定量効果（実績値）	101人	0人	28,870,000円	
目標値の算出の根拠	テレワーカー育成数：過年度実績より算出した値。 テレワーク発注額：松山市テレワーク在宅就労支援事業の指定事業所を対象としたヒアリング調査によって決定した当初予算に基づく値。 ※コロナ禍に対応してR2年度「テレワーク等導入支援補助金」、R3年度「オンライン等業務効率化支援補助金」の実施によりテレワーカー数が急増したため、R5年度より目標値を「テレワーク発注額」へ変更した。			

事業概要

テレワークによる在宅就労者を雇用又は個人請負契約をした事業所に対して就労奨励金を交付するとともに、その事業所に在宅業務を発注した事業所に発注奨励金を交付している。また、大学生／社会人などを対象にビッグデータの分析などができる高度 IT 人材の育成を行っている。

（企業の人手不足への対応と在宅ワーカー業務のさらなる受注拡大を図る「在宅ワークビジネスマッチング」は、R1年度で事業終了）

監査の結果

本事業の目標値の算出根拠は上に記載したように、過年度実績より算出した値（テレワーカー育成数）とヒアリング調査によって決定した当初予算に基づく値（テレワーク発注額）となっており、令和5年度から変更されている。

【意見】 定量効果（目標値）の基準そのものの変更について

本事業のように継続して事業を行っていく途中で定量効果（目標値）の基準そのものを変更すると期待される効果を比較検討することができない。また、テレワーカー数が急増したため、令和5年度から目標値を「テレワーク発注額」に変更したとあるが、それだけでなぜ全く違う効果に変更しなければならないかが不明である。また、変更する年度も1年遅れている。基準を全く別のものに置き換えた場合は、従来の基準で評価すればどうであったか等を示すことで比較検討が可能になることが望ましい。

令和3年度4年度の目標値であるテレワーカー育成数については過去の実績から算出した値であって、過去の実績値が適正なものかどうかの検討がなされていない。また、基準が変更された令和5年度の目標値は、松山市テレワーク在宅就労支援事業の指定事業所を対象としたヒアリング調査によって決定した当初予算に基づく値であるにもかかわらず、実績値と大きな乖離がある。この乖離を分析した結果が令和6年度の目標値に影響を与えないのかと質問したところ、令和5年のコロナ5類移行・令和6年4月の通常の医療体制への移行に伴うコロナ禍収束後の出社解禁や社会経済活動の正常化といった外的要因を考慮し、令和6年度は指定事業所へのヒアリングに基づき、計3事業所合計51,300,000円をそのまま設定しているとのことであった。

確かに令和5年度においてコロナ禍の影響があったことは間違いないが、それでも35%という重大な乖離を

詳細な分析を行わずに単純にコロナ禍だけのせいにして良いものだろうか。むしろコロナが収束すればテレワークそのものが見直される可能性もあると思われる。にもかかわらず、令和6年度の目標値を令和5年度の目標値設定と同様にヒアリング結果をそのまま受け入れるのは乖離の分析が十分に行われていないためではないのだろうか。今後は、目標値と実績値とに重大な乖離が発生した場合、詳細な分析を行って翌年度以降の目標値の設定に反映すべきである。

案 件 名	I C T ・ 情 報 通 信 関 連 企 業 の 誘 致			
担 当 部 署	産 業 経 済 部 企 業 立 地 ・ 産 業 創 出 課 (地 域 経 済 課)			
期待される効果	I C T ・ 情 報 通 信 関 連 企 業 誘 致			
年 度	R 3 年 度	R 4 年 度	R 5 年 度	R 6 年 度
定量効果 (目標値)	1社	1社	1社	1社
定量効果 (実績値)	2	0	0	
目標値の根拠	過去5年間の平均値が1社に満たないため、1社を目標としている。			

事業概要

I C T / 情 報 通 信 関 連 企 業 の 立 地 促 進 を 図 る た め 、 奨 励 金 な ど 優 遇 制 度 を 設 け 、 企 業 誘 導 を 積 極 的 に 推 進 し ている。

監査の結果

これまでの市の企業誘致では、投資額が大きく、すそ野の広い製造業や、多くの雇用を生む事務センターを中心に誘致活動を行っていた。一方で、市には比較的新しいオフィスビルがあり、若者人材も多いことなどから、将来の成長が期待できる IT 企業を積極的に誘致することを目的として、ICT 企業を誘致するための奨励金制度（「松山市 ICT 企業新規拠点促進要綱」）を平成 31 年に制定した。ただ、令和 2 年から新型コロナウイルスが流行したことで企業活動や対面での誘致活動などが制限されたこともあり、過去 5 年間の平均値が 1 社に満たない状況であった。

そのため市としては、令和 3 年度からオンライン会議システムを導入し、これまでの対面での誘致活動に加え、非対面でも誘致活動が実施できるように環境を整えたほか、愛媛県の「あたらしい愛媛の未来を切り拓く DX 実行プラン」による『デジタル人材 1 万人排出目標』や、市内 4 大学での情報系学部・コースの新設を武器に誘致活動を行っている。その結果、令和 6 年度には 3 件の誘致に成功している。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	工事・業者管理システム改修事業（上下水道統合対応）			
担 当 部 署	総務部 契約課			
期待される効果	事務の合理化により事務経費の削減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	約900千円			
定量効果（実績値）	約904千円			
目標値の算出の根拠	企業局と契約課で受付を行っていた競争入札参加者資格審査申請について契約課で一元的な管理を行うこととなったため、それぞれで重複する申請業者に対する審査時間及び郵送代の削減値を目標値として設定しました。 【令和元年、2年度分の重複業者申請件数より算出】 ・業者申請審査作業+入力+ダブルチェック 30+5+10=45分/件 ・格付審査作業+入力+ダブルチェック 3+2+3=8分/件 ・通知書封入作業+ダブルチェック 0.5+0.5=1分/件 ・市長部局と公営企業局の重複業者申請 944件 ⇒ $944 \times (45+8+1)/60 \div 850$時間 850時間×2,100円/時間=1,785,000円 ・郵送代 944×84=79,296円 2年に1回の申請であるため、$(1,785,000+79,296)/2=932,148$円≒900千円			

事業概要

令和3年度に下水道部と公営企業局との統合が予定されているが、令和3・4年度分からの競争入札参加者資格審査申請については、市長部局の契約課で一元管理することに加え、統合後の下水道部の工事等入札契約業務については、公営企業局管理者の発注として契約課が管理を行うため、工事・業者管理システムの改修を行う。

【工事・業者管理システムとは】本市が発注する工事及び工事に係る委託の契約事務の一元管理と競争入札参加有資格者契約手続きで必要となる入札参加資格事業者の情報を管理するためのシステム。

監査の結果

定量効果（実績値）については、令和3、4年度分の申請からは契約課に一元化されたため、重複件数を集計することができないことから、令和元年、2年度分の重複業者申請件数 944 件（目標値）のうち令和3、4年度分も申請を行った件数は 916 件（実績値）であったため、目標値の件数を実績値に置き換えて算出したとのことである。

定量効果（目標値・実績値）の算出根拠は妥当なものであり、実績値も目標値と乖離がないことから、本事業の効果は認められる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	口座情報管理業務にかかる R P A 導入			
担 当 部 署	理財部 納税課			
期待される効果	事務量や作業効率化			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	約800時間			
定量効果（実績値）	709時間			
目標値の算出の根拠	年間登録件数を約15,000、RPA導入による業務短縮(効率化)時間を3.2分として算出した。 $15,000 \text{ 件} \times 3.2 \text{ 分} = 48,000 \text{ 分 (800時間)}$			

事業概要

各種税の納付に必要な口座情報の新規登録・異動更新の業務や口座振替不能となった対象者の口座廃止処理業務に関して R P A ツールを導入する。

【RPAツールとは】情報取得やデータ入力等パソコン上で行う定型作業について、処理手順を記憶させることで処理の自動化を行うためのツール。

監査の結果

定量効果（目標値・実績値）の算出根拠は妥当なものであり、実績値も目標値と乖離がないことから、本事業の効果は認められる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	児童手当システム改修事業（年金情報連携対応）			
担 当 部 署	こども家庭部 子育て支援課			
期待される効果	委託している事務作業の削減による委託料の削減			
年 度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
定量効果（目標値）	約33千円			
定量効果（実績値）	33,000円			
目標値の算出の根拠	$2,000\text{件} \times 1\text{分} \div 33.3\text{時間} \times \text{委託単価}967\text{円} / \text{時間} = 32,201 \div 33,000\text{円}$			

事業概要

マイナンバーによる年金関係情報連携の開始に伴い、児童手当システムで年金資格の一括照会ができるよう改修を行う。現在、児童手当支給事務では、受給者に健康保険証コピーの提出を求め、年金資格を確認している。情報連携開始により健康保険証の確認が省略できるようになる。

【児童手当システムとは】児童手当の受給資格管理や手当支給の業務を行うためのシステム。

監査の結果

実際の年金情報確認事務は包括的な事務補助業務委託の中に含まれており、当該事務のみを切り分けて委託料や作業時間の増減を測ることは困難である。そこで実績値については、

年金情報連携前の事務処理委託費用（概算）
$40,000\text{件} \times \text{事務処理}1\text{分} \div 666.7\text{時間} \times \text{委託単価}967\text{円} / \text{時間} = 644,698 \div 645,000\text{円}$
年金情報連携後の事務処理委託費用（概算）
$2,000\text{件} \times \text{事務処理}1\text{分} \div 33.3\text{時間} \times \text{委託単価}967\text{円} / \text{時間} = 32,201 \div 33,000\text{円}$

と計算している。

なお、目標設定について、本来であれば「削減される委託料」を目標設定すべきであるが、目標設定時には「削減後の委託料（想定費用）」を目標値として記載しているため、削減される委託料の実績としては、612,000円（＝645,000円-33,000円）が削減効果となる。

実績値も目標値と乖離がないことから、本事業の効果は認められる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	児童手当システム改修事業（支払予定通知対応）			
担 当 部 署	保健福祉部 子育て支援課			
期待される効果	印刷経費通信運搬費等の経費削減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	約460万円	約230万円	約250万円	
定量効果（実績値）	未実施	2,276,279円	¥2,462,682	
目標値の算出の根拠	通信…通信運搬費 印刷…印刷製本費 【R3目標設定】 ○R1実績（2月送付分）通信：2,144,218円（36,597件） 印刷：194,040円（40,000枚） 1回あたりの送付費用：2,144,218円＋194,040円＝2,338,258円≒2,300,000円 年2回の送付削減費用：2,300,000円×2回＝4,600,000円 ※R3年度はシステム設計・構築期間であり、単年での削減効果はありませんが、R3年度からR5年度にかけて年間の通知送付回数を3回から1回に削減することによるトータルの削減効果を目標値として算出しております。（R3目標設定時にはR2実績が未確定のため、R1実績から算出） 【R4目標設定】 ○R3実績（送付3回） 6月定時 通信：2,032,311円(34,687件)＋印刷：189,200円（40,000枚）＝2,221,511円 10月定時 通信：2,039,928円（34,817件）＋印刷：189,200円（40,000枚）＝2,229,128円 2月定時 通信：1,992,615円（35,538件）＋印刷：198,660円（42,000枚）＝2,191,275円 合計 6,641,914円 ○R4想定（送付2回 R3より1回平均≒35,000件想定 通信：58円/1件 印刷：4.7円/1件） 6月・年間予定 通信：58円×35,000件×2＝4,060,000円 印刷：4.7円×35,000件×2＝329,000円 4,060,000円＋329,000円＝4,389,000円≒4,390,000円 R3実績：6,641,914円－R4想定：4,390,000円＝2,251,914円 ≒ 230万円 【R5目標設定】 ○R4実績（送付2回） 6月定期 通信：1,904,025円（33,958件）＋印刷：396,000円（40,000枚）＝2,300,025円 年間予定 通信：1,834,610円（32,720件）＋印刷：231,000円（35,000枚）＝2,065,610円 合計 2,300,025円＋2,065,610円＝4,365,635円 ○R5想定（送付1回 31,000件 R4より通信：56円/1件 印刷6.6円/1件） 年間予定 通信：1,736,000円＋印刷：205,000円＝1,941,000円 ≒1,900,000円 R4年実績：4,365,635円－R5想定：1,900,000円＝2,465,635円 ≒ 250万円			

事業概要

松山市では、児童手当支給（6・10・翌年2月）にあわせ、口座振替通知書を年3回発送しているが、現況届（毎年6月）の結果が反映された支払予定通知書として年1回の発送に見直すことで、事務の省力化や通信運搬費等の経費削減を図るため、児童手当システムの改修を行う。※現況届の結果を反映する処理(現況判定)により、当該年度の6月から翌年5月までの支払金額を決定する。

【児童手当システムとは】児童手当の受給資格管理や手当支給の業務を行うためのシステム。

監査の結果

令和4年度及び令和5年度の目標値は適切に設定されており、両年度ともに目標値通りに費用の削減が行われ、効果は当初の想定通りであると評価できる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	A I 会議録作成支援システム導入事業			
担 当 部 署	総合政策部 システム管理課 (ICT戦略課)			
期待される効果	会議録作成に係る事務量について、40%程度の削減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果 (目標値)	約740時間			
定量効果 (実績値)	約288時間			
目標値の算出の根拠	全庁調査を行ったところ (46部署375会議等※機密情報・個人情報を含まない会議)、 年間の会議時間は約1862時間 令和元年11月に行った試験利用の結果から、職員による会議録作成に係る事務量について、 40%程度の削減が見込めることから、目標値を「年間会議時間×40%」で算出			

事業概要

職員が行っている会議録等の作成事務について、音声ファイルを読み込ませることで自動的に文字起こしを行う A I 会議録作成支援システムを導入する。

【A I 会議録作成支援システムとは】A I (人工知能) を活用することで、音声ファイルを高精度で認識し、文字に起こすシステム。

監査の結果

導入を検討する際に、各課の協力によりシステムを導入することで職員が文字起こしを行う場合と比べ、約 40% 時間が削減されるという結果がでた。次に、当時、全庁で行われていた議事録作成を伴う会議を全庁調査し、導入前と後で文字起こしにかかっている時間がどれだけ削減されるかについて検証を行った結果、46 部署 375 会議が対象となり、職員が手動で文字起こしにかかっている時間が $465.5 (\text{会議時間}) \times 4 = 1,862 \text{ 時間}$ であることが判明した。

一方事前調査で、職員の文字起こしには会議時間の 4 倍の時間がかかると分析結果がでており、同 375 会議に対し、 $1,862 \times 40\% = \text{約 } 740 \text{ 時間}$ 削減できることがわかったため、目標値をその値に設定した。

これに対し令和 3 年度は、コロナによる影響で開催された会議数が減少し、開催された会議数は 203 会議で時間は約 179.8 時間となった。そのため、実績値としては、 $179.8 \times 4 \times 40\% = \text{約 } 288 \text{ 時間}$ と目標値から大幅に乖離しているが、これはコロナにより状況が変化したためであり乖離があっても問題はないため、効果については評価できる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

なお、本事業の問題ではないが、コロナ禍という特殊な状況であったとはいえ会議を大幅に減少できるという事実を考えると、「A I 会議録作成支援システム」を導入したとはいえ、今後は可能な限り会議そのものを削減していくことも考えていただきたい。

案 件 名	総務管理事務システム改修事業（勤務時間変更申請対応）			
担 当 部 署	総務部 人事課			
期待される効果	申請用紙の削減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	約500件／1月			
定量効果（実績値）	約731件／1月			
目標値の算出の根拠	平成29年4月～令和2年7月までの勤務時間変更の実績を月数で除して算出 平成29年度 約3,300件、平成30年度 約4,100件、平成31年度 約4,350件 令和2年度（7月実績まで）約8,380件 $20,130 \text{ 件} \div 40 \text{ か月} \approx 500 \text{ 件}$			
期待される効果	申請内容の集計処理時間の削減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	8分／1件			
定量効果（実績値）	8分／1件			
目標値の算出の根拠	システム改修前の実処理時間からシステム改修後にかかる処理時間（見込み）を差し引いた時間数で算出 【改修前】 申請者（課）：在宅勤務等申請書作成・決裁完了・申請書提出 2分30秒／件 人事担当課：申請書確認・紙決裁・システムでの勤務時間修正手入力・申請者への完了通知・集計表入力 7分30秒／件 【改修後】 申請者（課）：システムで在宅勤務等申請・決裁 1分／件 人事担当課：システムで在宅勤務等決裁 1分／件			

事業概要

疲労蓄積防止のための早出遅出勤務、ゆう活、テレワーク、在宅勤務等多様な勤務形態の働き方に対応するためのシステム改修である。現在、紙での申請によるものを総務管理事務システムでの申請に変更することによって、制度利用者、労務管理担当者の負担を軽減するもの。

【総務管理事務システムとは】 出退勤等の申請や管理を行うためのシステム。

監査の結果

申請用紙の削減の実績値については、令和3年度の勤務形態変更された日数をシステムで抽出して12で除し、週休日を除く5日（申請時の初期設定では1週間ごとに申請できるため）で除した数で算出している。

一方、申請内容の集計処理時間の削減の実績値に関しては、実際に処理にかかる時間（人事課4名でそれぞれ処理を行い、平均値で算出。10秒未満切上げ）で算出している。

目標値・実績値の算出根拠は妥当なものであり、実績値も目標値と乖離がないことから、本事業の効果は認められる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	税総合情報システム改修事業（電子申告データ（償却資産）連携対応）			
担 当 部 署	理財部 資産税課			
期待される効果	処理時間半減の効率化			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	約370時間	約300時間		
定量効果（実績値）	約370時間	約360時間		
目標値の算出の根拠	目標値の設定はeltaxの申請に「申請内容の確認」～「システムへ手作業入力」に、平均1申請当たり12分程度かかると推定し、その半減を目指しました。 初年度は約3,700件と見込んでいます（6分×3,700件＝370時間）。 翌年度以降は前年度までに取込をした申請の中には、再度の取込不要な申請も一定量あると考え、約20%減の3,000件と想定しています（6分×3,000件＝300時間）。			

事業概要

地方税ポータルシステム（e L T A X）を利用して電子申告されている固定資産税（償却資産）に関するデータ（所有者・資産等）を活用し、事務軽減を図るため、税総合情報システムを電子申告データの取込みと賦課計算に対応するためシステム改修を行う。

【地方税ポータルシステム（e L T A X）とは】地方税の申告や納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスで、パソコンからインターネットを通じて行い、自治体でそれら情報を収受することができるシステム。

監査の結果

実績値については、実際の班内勤務時間数（平日勤務時間＋時間外）と取込機能がなかった時の想定の前内勤務時間数（平日勤務時間＋時間外）を比較し以下の計算式で算出したとのことであった。

【実績値の計算方法】

- ①連携前課税者 1 人当たりの平均処理時間＝連携前の班内勤務時間数÷賦課対象人数
- ②連携がない場合の想定時間＝賦課対象人数×①連携前課税者 1 人当たりの平均処理時間
- ③連携による時間短縮効果＝②連携がない場合の想定時間－連携後の班内勤務時間数

【意見】目標値に対する効果測定について

本事業については、従来の償却資産の申告受付には大きく分けて(A)紙での窓口・郵送提出、(B) e L T A X を使った電子提出 の 2 つがあった。今回のシステム改修（e L T A X 申告の取込機能無⇒有）で処理時間の効率化が図られたのは(B)の部分であり、(A)の方法で提出された申告書の処理時間は変わっていない。そのため、処理時間の短縮目標は、(B)で提出された分の処理目安として、12 分程度かかると想定し、申告処理時間の短縮（概ね半減）値を設定していた。一方、実績値の算出は、(B)のみの申請件数と、賦課処理（資産登録・削除等）の対応に要した時間を連携前後で比較して効果を算出すべきではあるが、実際の申告は、(A)と(B)を混合して提出される方、修正申告、資産が無い旨の申告、同一内容又は課税に直接影響のない変更（代表者・担当者名等の変更のみなど）の複数提出、申告の税相談対応など様々であり、(B)で純粋に処理を行った申告書の件数を出すのが困難なため、実績は、実際の班内勤務時間数（平日勤務時間＋時間外）と取込機能がなかった時の想定の前内勤務時間数（平日勤務時間＋時間外）を比較し算出したものである。

この結果、目標値と実績値は異なる条件で算出されたことになり、実際に平均処理時間が半減されて勤務時間が削減されたのか、処理件数の変動若しくはそれ以外の要因により勤務時間が削減されたのかは定かでなく、差異の分析を行うこともできない。これは、実績値の把握を想定せずに当初の目標値を設定したことによると考えられるため、今後は定量効果として目標値を設定する以上、後日実績値を確認することを常に想定しておいていただきたい。

案 件 名	住民記録システム改修事業等（個人番号カード交付進捗管理機能追加対応）			
担 当 部 署	市民部 市民課			
期待される効果	職員作業時間等の事務軽減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	約712時間	約712時間		
定量効果（実績値）	約316時間	約602時間		
目標値の算出の根拠	1件当たり0.25分の作業時間短縮×年間交付見込み171,000件＝42,750分＝712.5時間			

事業概要

国は累次の閣議決定でデジタル社会の基盤となるマイナンバーカード（個人番号カード）について「令和4年度末までに、ほぼすべての国民に行き渡ることを目指す」との方針を示している。今後の申請件数の増加に対応するため、カードの交付状況を管理し、円滑に交付するため、システム改修を行い、令和3年6月から運用を開始している。

【住民記録システムとは】住民基本台帳を電算化し管理するシステム。

監査の結果

目標値算出の根拠となる「年間交付見込み 171,000 件」は、総務省が市町村に指示した「令和4年度末までに交付率 100%」から逆算したものである。国はカード取得促進のインセンティブとして5,000円分のマイナポイントを用意したが、令和3年度の本市交付数は75,752件（見込の44%）と伸び悩んだ。その後国はマイナポイントを20,000円に増額し、令和4年度の本市交付数は144,449件（見込の84%）と大幅に増加した。

カード交付数は国の動向に左右されるため定量効果は目標に達しなかったが、実績値は目標値に近づいてきており令和4年度において乖離は小さくなってきていることから、本事業の効果は認められる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	介護保険システム改修事業（バッチ自動化）			
担 当 部 署	保健福祉部 介護保険課			
期待される効果	職員の時間外勤務の削減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）	月約90時間	月約90時間		
定量効果（実績値）	月約94時間	月約87時間		
目標値の算出の根拠	システムの時間外に行うバッチ作業に要する時間外勤務時間を抽出し算出した。			

事業概要

介護保険システムのバッチ処理について、月次処理を対象に、職員が手動で実行しているものをスケジュール設定による自動実行処理が可能となるよう改修するもの。

監査の結果

実績値の時間外勤務時間は人事システムから抽出しており、対応職員にも確認を行っている。

目標値・実績値の算出根拠は妥当なものであり、実績値も目標値と乖離がないことから、本事業の効果は認められる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	住居表示台帳図のオープンデータ化			
担 当 部 署	開発建築部 都市生活サービス課（都市整備部 都市デザイン課）			
期待される効果	公開請求量の減少及び作業効率化			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）		約20時間		
定量効果（実績値）		約20時間		
目標値の算出の根拠	オープンデータ化により、以下の実績（R3年度）が半減することを目標とした。 ・情報公開請求の請求量及び作業時間…年間20件程度（所要時間30分/件） ・窓口での確認及び電話問い合わせ件数…年間約180件程度（所要時間10分/件）			

事業概要

住居表示台帳図の画像データをオープンデータとして、松山市ホームページへ掲載する。

監査の結果

令和4年度の実績値については、情報公開請求の請求量及び作業時間は情報公開請求7件で内、通常4件（所要時間20分/件）、年度内の新築届全件対象3件（所要時間約70分/件）。また、窓口での確認及び電話問い合わせ件は年間約180件程度（所要時間5分/件）である。合計すると1,190分で約20時間となる。

一方令和3年度の実績は40時間であり、確かに半減している。

なお、窓口での対応件数が減少した。電話でのHPを見ながらの確認は多かったが、1件あたりの対応時間は減少した。

目標値・実績値の算出根拠は妥当なものであり、実績値も目標値と乖離がないことから、本事業の効果は認められる。

よって、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	道路台帳公開GIS改修事業			
担 当 部 署	開発建築部 都市生活サービス課			
期待される効果	非接触サービスによる市民の来庁負担軽減			
年 度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
定量効果（目標値）				約300時間
定量効果（実績値）				
目標値の算出の根拠	年間約2,400件程度の申請があり1件当たりの処理時間に15分程度要していたが、来庁せず道路台帳平面図を確認できることにより、市民の来庁負担が軽減される。年間約600時間の処理時間を要していたことから来庁件数の半減を目指し約300時間を目標値とした。			

事業概要

本市で管理している道路台帳平面図の住民公開サービスを行う。

【道路台帳公開 GIS とは】松山市道路台帳の電子化データ（道路台帳平面図）を、既存の住民公開型 GIS である「e～よまちナビ」に搭載したもの。

監査の結果

令和6年度の目標値については、「市民の来庁負担が軽減される。年間約600時間の処理時間を要していたことから来庁件数の半減を目指し約300時間を目標値とした。」とあるが、この場合には正確には来庁しなかった件数の把握が必要となる。しかしその把握は不可能なので、令和6年度のこの件での来庁者数（申請件数）

を把握し、1件当たりの処理件数15分に年間処理件数をかけて算出して、令和5年度と比較して半減していることを確認するとのことである。

現在進行中年度の事業であるため、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	自動発払機確認発券システム改修			
担 当 部 署	産業経済部 競輪事務所			
期待される効果	事務量の減少			
年 度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
定量効果（目標値）				約170時間
定量効果（実績値）				
目標値の算出の根拠	年間開場日（340日）×0.5時間＝170時間（1日あたり30分の誤購入の確認作業が軽減される）			

事業概要

4場併用発売対応改修に伴い、車券購入誤りを防ぐため、松山競輪場自動発払機に発売確認発券を行うための機能を追加し整備するもの。

監査の結果

目標値について、システム改修により、現在は減算処理（誤購入車券の取消・返金）を行っておらず、令和6年度の実績値は算出できないため、過去の実績をもとに削減時間を算出している目標値の時間が削減できたということになる（実績値＝目標値になる見込み）と考えているとのことであった。

このように現実には実績値を算出できない場合は効果の検証を行うことはできないが、実際問題としてはこのような状況も十分にあり得る。ただ、定量効果の設定ができない場合であっても市がどの程度の定量効果を想定してシステム改修等を行っているかは有用な情報である。また、定性効果として「発売確認発券をおこなうための機能を追加し車券購入誤りを防ぐことで、サービス向上につながっている」と市も認識しているため、本事業の効果は十分確認できると思われる。

現在進行中年度の事業であるため、指摘事項、意見ともになし。

案 件 名	市議会のデジタル化			
担 当 部 署	議会事務局 総務課・議事調査課			
期待される効果	ペーパーレス化による用紙の使用削減			
年 度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
定量効果（目標値）				約250,000枚/年
定量効果（実績値）				
目標値の算出の根拠	議会事務局では、定例会や委員会、その他会議等に関する資料等を作成し議員などに配付を行っており、それらに要したコピー用紙の年間使用量を記載。			

事業概要

- ①電話や電子メール等により行っている議員への連絡について、コミュニケーションを円滑にするため、グループウェア（コミュニケーションツール）を導入する。
- ②議会関係資料について、紙資料の印刷・配布に係る労力の軽減や会議出席者のタブレット端末等に画面同期による説明箇所や議論のポイントを的確に共有するため、会議システムを導入する。
- ③委員会や任意の諸会議の開催場所に、やむを得ず参集することが困難な場合でも委員会等に参加できるようにするため、オンライン委員会等が可能な環境を整備する。
- ④将来的には、以下の取組についても実現を目指す。

- ・議場への大型スクリーンの整備

- ・ 議場での発言のリアルタイム字幕表示
- ・ YouTube などでの委員会中継
- ・ SNS を活用した議会情報の受発信

監査の結果

指標については、ペーパーレス会議システムを導入し、ペーパーレスを実施した場合の目標として掲げており、同システム導入後は紙資料と併用しながら、ペーパーレス化を進めつつ検証していくことを予定していたので、令和 6 年度に指標を達成することは予定していないとのことである。

また、令和 6 年度は『ペーパーレス化することで、かえって円滑な議会運営の支障になるもの（例えば会議運営の次第書、読み原稿など、システム障害等が生じ本会議や委員会等、会議進行を止めてしまうことで、出席議員や理事者の拘束時間が長くなってしまうようなリスク）を精査するため、紙の資料も併用した議会運営を行っている。この併用期間については、ペーパーレス化への移行について、本件に関わる議員や理事者と協議・調整を行い、可能なものから順次移行していく予定』とのことであった。

【意見】目標値の明瞭性について

松山市情報化推進アクションプラン（令和 6 年度版）において、本事業の定量効果には『ペーパーレス化による用紙の使用削減が見込まれます。 約 250,000 枚／年』と記載されている。しかしながらこの枚数は、従来定例会や委員会、その他会議等に関する資料等を作成し議員などに配付を行っていたコピー用紙の年間使用量でしかない。定量効果（目標値）とは、この使用量をどの程度削減することを目指しているかということである。このアクションプラン（令和 6 年度版）を見ただけでは、誰もがペーパーレス会議システム運用後はこの使用量を削減するものと誤解するであろう。また、当面は従来の紙の資料とシステムとを併用する意向についての記載もない。

本来であれば、『現在は年間約 250,000 枚の紙資料を使用しているが、同システム導入後について当面は従来の紙の資料と併用してペーパーレス化を進めつつ検証し、最終的には〇〇％程度の削減を目標としている。』のような記載をすべきであろう。少なくとも現在のような誤解を招く記載では、第 7 次松山市総合計画策定のコンセプトである『②市民の視点に立った「わかりやすい計画」』にはならないと思われる。

効果の測定における成果指標の設定について

松山市は平成 30 年度の包括外部監査において次のような指摘（事務事業シートにおける事業検証について）を受けている。

松山市は各事業をその翌年度において事務事業シートで事業検証を行っている。その事業検証において検証が不十分若しくは不適切と思われるものが見受けられる。

例えば、「道の駅運営事業」の平成 30 年度事務事業シートの前年度事業検証の施策への貢献度には「貢献している」とあり、その理由は「毎年、風和里だけでなく向かいの海岸も賑わいを見せており、利用者や売上高も比較的高水準であるため。」とある。確かに施策としては「観光産業の振興」であることを考えると、必ずしも不適切な記載とは言えない。

しかしながら事業の目的の「地場産品の展示・販売及び地域の情報交流の場を提供することにより情報発信拠点の形成を図り、併せて地域コミュニティの交流を図る。」点についてはどのような状況であったのかが全く触れられていない。道の駅の目的が、地域活性化であることを考えると単に「利用者や売上高も比較的高水準」であればいいのではなく、地域の活性化にどのように貢献しているのかを検証する必要があるのではなかろうか。「利用者や売上高も比較的高水準」という記載についても、いったいどのような基準と比較して比較的高水準であったのだろうか。その基準が示されなければ事務事業シートの作成者以外には本当に高水準であったのかどうかについても判断できない。

また、「まつやま産業まつり事業」の平成 30 年度事務事業シートにおいても同様に、前年度事業検証の施策への貢献度には「貢献している」とあり、その理由は「当日の会場内アンケートでも約 9 割の方に『たいへん楽しかった』、『楽しかった』と回答して いただいているため。」とある。確かに来場者に楽しんでもらうことは目的を達成するためには重要なことだとは理解できるが、それだけでこの事業を評価して良いのであろうか。

この事業の目的は「堀之内・城山公園にて県内最大級の産業イベント『えひめ・まつやま産業まつり』を愛媛県と共同開催することにより、・県都 松山市を知ってもらい人を招く機会をつくる『地産知招』の取組みを実施する。・地域製品の販売、展示等により各種産業の情報を広く発信し、活力ある産業の発展につなげる。・城山公園周辺の賑わいを創出する。」であるので、来場者に楽しんでもいただくことにより、賑わい創出には貢献したであろうことは推察される。しかしながら、「県都 松山市を知ってもらい」や「地域製品の販売、展示等により各種産業の情報を広く発信」にどのように貢献しているものであろうか。この点を無視してこの事業を検証することが出来るのであろうか。来場者にその辺りについてもアンケートを実施して分析した上で、施策への貢献度を評価すべきではないだろうか。

この指摘に対して市は後日措置済として次のように回答している。

（地域経済課）

指摘を受け、令和元年度に事務事業シートの記載内容を全体的に見直した。

例として挙げられている「道の駅運営事業」では、施策の貢献度について、平成 29 年度は、利用者や売上高について比較的高水準であることを理由に貢献していると判断していたが、平成 30 年度は、年度当初に設定した収益目標を達成しており、また直営レストランの営業開始によって、地元農産物を中心とした飲食の提供が開始され、地産知招（地消）を推進することが出来た点で、貢献していると判断する等、事業検証の基準の記載を分かりやすい内容に改めた。また、取組内容においても、自主イベント（ふわり納涼まつり）の開催等、地域の活性化に寄与する活動を記載し、その達成度をはかることとした。さらに令和元年度より、年度協定に来場者数及び収入合計を明記し、施策の貢献度を図ることとした。

また、「まつやま産業まつり事業」では、施策の貢献度について、平成 29 年度は、会場内アンケートで「楽しかった」が 9 割以上という結果から貢献していると判断していたが、平成 30 年度は、同アンケート結果の市民満足度に加え、出展ブース数及び来場者数ともに目標値を上回る実績となり、県内事業者の優先出展による「地産知招」への貢献、及び城山公園周辺の賑わい創出への貢献によって、施策に貢献していると判断する等、事業検証の基準の記載を分かりやすい内容に改めた。また、活動指標に新たに広報媒体数を追加する等、情報発信の貢献度についても今後注視していくこととした。

（人事課）

事業検証を丁寧に行うことができるように、平成 31 年度（令和元年度）公表分から作成要領を見直し、現在の「施策への貢献度」の欄を「施策への貢献度（目的の達成度を含む。）」に変更し、その理由欄に事業の目的の達成状況を記載するようにした。

効果の測定における成果指標の考え方

上記のように市は『年度当初に設定した収益目標を達成』『来場者数及び収入合計を明記し、施策の貢献度を図ることとした』など可能な限り数値目標を設定し、事業検証の基準の記載を分かりやすい内容に改めていた。また、『「施策への貢献度（目的の達成度を含む。）」に変更し、その理由欄に事業の目的の達成状況を記載する』ことで、数値目標の設定が困難なものについても市民も事業検証を行えるように改善していた。

しかしながら、今回 DX 関連事業において各担当部署に「期待される効果」や「測定指標」を質問したところ、「測定する指標なし」との回答が多くあった。また、測定指標が示されていても目標値の記載がないものや、目標値の根拠が明確ではないものも見受けられた。

「松山市情報化推進指針 2019」で示す情報化を効率的かつ効果的に推進していくため、指針の具体的な実行計画として毎年策定している「松山市情報化推進アクションプラン」を拝見しても「期待される効果」に定性効果しか記載されていない事業が多く、定量効果を記載している事業は少ない。その記載例にも定性効果しか記載されていない。これで適切な事業評価を行うことができるのであろうか。一方で、定性効果の内容を見

ると「業務の効率化」「事務軽減」「業務（事務）の効率化」「待ち時間の短縮」「業務の負担削減」「市民所得の向上」「生産性の向上」「企業を誘致」「費用（コスト）の削減」「事務量の削減」「移住する人や関係人口の増加」「定住促進施設の利用者が増加」「行政の合理化」「閲覧申請を複数の拠点で行える」「稼働率の向上（車両）」「市民満足度の向上」「ニーズに沿った支援」「利用者の利便性向上」「住民サービスの維持向上」のような文言が使用されていた。

この中で「稼働率の向上（車両）」「市民満足度の向上」「ニーズに沿った支援」「利用者の利便性向上」「住民サービスの維持向上」については、数値目標等の指標を設定することが困難なのは理解できる。また、「市民所得の向上」「生産性の向上」についてもその結果がすぐに反映されることはないため、長期的な目標しか設定できないであろう。しかし、それ以外のものはある程度数値として把握できるものではなかろうか。「効率化」についても「効率化とは、特定の作業やプロセスを改善し、同じ入力でより多くの出力を得ることを指す。これは、時間、労力、資源の節約を目指す行為である。」（実用日本語表現辞典）であることを考えると、時間、労力、資源をどれだけ節約できるのかの目標を設定することは可能であろう。実際、定量効果として「事務時間の削減」「企業誘致」「経費の削減」を記載して目標数値を掲げている事業もあることを考えると、担当者の意識の問題なのではないかと思われる。また、数値目標の設定が困難な事業においても、過去の指摘に対する人事課の回答にあったような施策への貢献を考慮して事業の目的の達成状況を記載するなどの工夫の余地はあると思われる。重要なことは、事業の特性や目的に応じて適切な評価が行われることである。

【意見】事業の検証可能性の確保について

近年、自治体におけるアカウンタビリティの確保が重要だといわれているが、アカウンタビリティを「結果に対する説明責任」と解釈すれば、自らの活動結果を評価する事業評価を適切に行わなければならないことは言うまでもないことであろう。事業に関して言えば、その効果の測定は事業を効率的かつ効果的に推進していくためには非常に重要である。また、第7次松山市総合計画策定のコンセプトの『②市民の視点に立った「わかりやすい計画」』のため担当者以外であっても、ある程度の事業検証を行えるように改善し、適切な評価の行えるような「定性効果」や目標値が記載された根拠のある「定量効果」を可能な限り記載していただきたい。

第6章 包括外部監査の結果と意見（各事業別）

1. 公費負担管理システム（小児慢性特定疾病システム）改修事業（オンライン化のための認定情報出力機能）

（1）事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でスムーズな手続を実現
事業名	公費負担管理システム（小児慢性特定疾病システム）改修事業（オンライン化のための認定情報出力機能）
事業概要	現在、国が進めている小児慢性特定疾病の医療費助成申請とデータ登録のオンライン化により、市と指定医間での個票の記載内容に関する確認のやり取り、システムによる診断基準、認定基準の一次的な判定による自治体の負担軽減、更にはこれまで郵送で行われていた個票（写）の送付も不要となり、事務の効率化を図ることができます。 【公費負担管理システムとは】 小児慢性特定疾病医療、育成医療及び未熟児養育医療に係る診療（調剤）報酬の過誤請求チェック、受給者証及び医療券の発行、各種集計・統計資料及び台帳の作成等を行うシステムです。
担当部署	こども家庭部 すくすく支援課
事業の背景	国が小児慢性特定疾病認定事務システムのオンライン化を進めているため。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 国の小児慢性特定疾病認定事務システムオンライン化事業に対応するため、本市の小児慢性特定疾病システムに認定情報出力機能を追加する。 （実現時期） 令和2年度予算化、令和3年度環境整備、令和4年度接続試験開始、令和5年度運用開始。
事業内容	国が進めている小児慢性特定疾病の医療費助成申請とデータ登録のオンライン化により、システムによる診断基準・認定基準の一次的な判定が行われ、自治体と指定医間での個票の記載内容に関する確認のやり取りや職員の読み込み等の負担が軽減する。さらに郵送で行われていた厚労省（小児慢

	性特定疾病登録センター）への個票（写）の送付が不要となり、事務の効率化が図られる。
実現への課題	実現への課題はありません。
課題に対する主な取り組み	国が進めるオンライン化に遅れることなく対応した。
期待される効果	国が整備したシステムに実装された一次的な判定機能により、市職員が行う審査業務に一定の負担軽減が図られる。また、個票（写）の郵送も不要となることについても、事務負担及び費用負担の軽減につながる。
測定指標	当該データベースへの医療意見書登録数
効果の測定方法	該当なし
測定結果	国の整備予定が当初より遅れたため（令和5年度開始予定→令和5年10月開始）、医療機関での対応（システム改修等）が不十分であることから、直接医療機関が医療意見書をオンライン登録するケースは、今のところ実績0件である。そのため、審査業務の負担軽減はまだ効果として現れていない。ただし、申請者が紙で添付した医療意見書については、郵送対応からシステムへのPDFデータ登録対応に移行できているため、事務負担及び費用負担の軽減につながっている。
将来の方針	令和3年度システム改修終了。 今後はシステムを運用していく。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	44	—	—
補正後予算額	—	—	—
決算額	44	—	—

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	—	
その他	—	
合計	—	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	—	—
合計	—	—

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	44	—	—
契約方法	随意契約	—	—
委託業者名	アイビーシステム株式会社	—	—

(6) 主な契約の概要

契約名	公費負担管理システム賃貸借契約
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日
業務内容(仕様)	公費負担管理システムの利用
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	アイビーシステム株式会社

業者選定理由	同社は保健衛生行政関連システム開発を専門に行い、各自治体にシステムの賃貸借事業を行っている実績があり、本市でも、愛媛県から小児慢性特定疾患治療研究事業等が権限移譲（平成12年）されてから現在まで、同社のシステムを使用し各事業の対象者のデータ等処理している。開発元以外では保守管理ができないことから、引き続き同社と賃貸借契約を締結するものである。
契約金額	44千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象） ・委託業務チェックシート項目内容 （検査手法） 委託業務チェックシート （検査結果） 適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・随意契約理由書 ・仕様書 ・予定価格書 ・請求書 ・支出命令書 ・支出負担行為書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・仕様書
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・予定価格書 ・見積書 ・積算書 ・請求書

（８）監査の結果

【意見】医療意見書登録数の増加に向けて

白血病、膠原病、糖尿病等に代表される小児慢性特定疾病については、児童福祉法により医療費の助成制度が設けられている。小児慢性特定疾病児童等は、小児慢性特定疾病指定医で受診した結果を市の窓口へ提出。市は、小児慢性特定疾病指定医が発行した医療意見書を基に審査を行い、受給者証を発行する流れとなる。受給者証の交付人数は約 500 名で、毎年更新が行われている。

小児慢性特定疾病については、国が積極的に研究利用する目的もあり、診断情報のオンライン化が進められてきた。オンライン化により、小児慢性特定疾病指定医は従来の紙ベースの医療意見書の発行に替えて、直接国のシステムに登録すればよく、国側も医療意見書の記載情報を効率的に入手することが可能となる。受給者証を発行する市にとっても、国のシステムから医療意見書の記載情報を入手できるため、小児慢性特定疾病児童等から医療意見書を入手する必要がなくなる。

しかし、小児慢性特定疾病指定医による国のシステムへの入力実績は、監査人によるヒアリング時点（令和 6 年 12 月）においても皆無という状況である。依然、小児慢性特定疾病児童等患者は従来の紙ベースの医療意見書を市の窓口へ提出している。

本システムの改修により、市は、医療意見書の P D F を国のシステムに登録するだけで良く、医療意見書を郵送する必要がなくなった点については、業務負担の軽減となっている。また、本改修費用は、国の方針に基づき改修したものであり、改修費用の二分の一は国の負担である。

しかしながら、国が医療機関から小児慢性特定疾病の情報を効率的に入手するのが本来の目的であり、市が設定した、データベースへの医療意見書登録数という測定指標がゼロのままでは、本来の目的を達成しているとは言えない。これは国主導で進められた事業であり、松山市に直接的な責任はないが、システム改修に関わった以上、要因分析を実施し、登録数を増加させる検討を行う必要がある。

2. 行政手続のオンライン化の推進

(1) 事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でスムーズな手続を実現
事業名	行政手続のオンライン化の推進
事業概要	市民の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から行政手続のオンライン化の取組を加速します。 取組にあたっては、国が策定した「自治体DX推進計画」との整合性の確保に配慮するとともに、書面規制・押印・対面規制の見直し、本人確認や手数料納付のオンライン化、添付書類の省略などを含めBPR（業務改革）の取組を徹底します。
担当部署	総合政策部 デジタル戦略課 各部局 手続所管課
事業の背景	・国の自治体D X推進計画（期間：令和3年1月～令和8年3月）の中で、「自治体フロントヤード改革の推進」が重点取組事項として位置づけられており、その取組方針の1つとして行政手続のオンライン化が示されています。 ・それを受け、本市の情報化推進計画である「松山市情報化推進指針2019」に、新たに取り組むべき課題として「行政手続のオンライン化の推進」を追加しました。 ・さらに、令和4年3月に「松山市デジタル化推進方針」を策定し、令和7年度末までの具体的な目標を設定しており、毎年度進捗管理をしながらオンライン化を推進しています。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 市民の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化等 （実現時期） 令和3年度オンライン化、以後継続。

事業内容	市民の利便性向上や行政運営の簡素化・効率化等の観点から行政手続のオンライン化の取組を加速します。 取組にあたっては、国が策定した「自治体DX推進計画」との整合性の確保に配慮するとともに、書面規制・押印・対面規制の見直し、本人確認や手数料納付のオンライン化、添付書類の省略などを含めBPR（業務改革）の取組を徹底します。
実現への課題	行政手続のオンライン化の更なる推進のためには、申請受付後の内部決裁も含めペーパーレスで完結する仕組みを構築する必要があります。
課題に対する主な取り組み	各所属での行政手続のオンライン化の推進
期待される効果	手続のために市役所に出向く必要がなくなり、また、時間帯を問わず手続ができるなど、市民の利便性が向上します。 また、窓口での受付や入力等に要する時間が短縮され、業務の効率化が図れます。
測定指標	オンライン化済の手続数
効果の測定方法	全庁を対象とした年2回のオンライン化状況調査
測定結果	令和5年度末時点で、768手続をオンライン化
将来の方針	継続してオンライン化を推進
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（２）予算額と決算額の３期間推移

「３．電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）」と重複するため省略。

（３）令和５年度決算額の主な内訳

「３．電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）」と重複するため省略。

（４）財源の内訳

「３．電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）」と重複するため省略。

（５）委託料の３期間推移

「３．電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）」と重複するため省略。

(6) 主な契約の概要

「3. 電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）」と重複するため省略。

(7) 監査要点と実施手続の概要

「3. 電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）」と重複するため省略。

(8) 監査の結果

【提言】オンライン化済の手続数について

背景に記載の通り、松山市では行政手続のオンライン化を推進しており、まずは、市民と行政との接点となる窓口での受付業務や相談業務といったフロントヤード業務のオンライン化を進めている。令和3年度に実施した調査結果では、市役所の手続の総数は、約4,000手続あり、このうちオンライン化できるものが約900手続ある。

これまでも市は「LoGo フォーム」という電子申請システムを用いて、手続の一部をオンライン化してきた。しかし、愛媛県・市町DX推進会議にて県および県内市町の電子申請システムの共同利用（「えひめ電子申請システム」）の提案がなされたことから、松山市も当該電子申請システムを採択することとした。

「えひめ電子申請システム」等を用いて、令和5年度末までに768手続のオンライン化を完了した。残りの手続も令和6年度以降順次オンライン化が予定されている。県や市町で統一している様式については、「えひめ電子申請システム」の申請フォームをそのまま使用することができるが、既にLoGo フォームで作成していた松山市独自の申請フォームについては、「えひめ電子申請システム」に移行する必要がある。今回の費用で約200フォームの移行作業を実施した。

なお、今回の行政手続のオンライン化はフロントヤードに絞ったものであり、市役所内部の決裁は紙の形がとられている。令和8年度に予定されている電子決裁システムの導入後は、窓口での申請から決裁までのすべての流れがオンラインで完結可能となる。

オンライン化の直近の状況については、監査人が閲覧した時点において（令和6年11月）、807の手続が完了となっていた。今後の予定では、令和6年度末までに新たに199件、令和7年度末までに新たに292件のオンライン化が予定されている。引き続き積極的にオンライン化を推進して頂きたい。

3. 電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）

（1）事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でスムーズな手続を実現
事業名	電子申請システム導入事業（県・市町共同利用）
事業概要	愛媛県が令和5年度に新たにサービスを開始した電子申請システムの県・市町の共同利用について、本市も参加し、同システムを導入します。
担当部署	総合政策部 デジタル戦略課
事業の背景	松山市単独で電子申請システムを導入し運用していたところ、愛媛県から県・市町共同利用による別の電子申請システム導入の打診があり検討した結果、新たに共同利用による新システムを導入することで機能が拡充され、市民の利便性が向上し、さらに運用費用も抑えられるなどメリットが大きいことから、総合的に判断し導入することとした。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 県・市町共同利用による電子申請システムの導入。 【電子申請システムとは】 市民が住民票の写しや給付金の申請などの様々な公的な申請をオンラインでできるシステム。職員にプログラミングの知識がなくても申請フォームが簡単に作成でき、迅速にオンライン化に対応できる。 （実現時期） 令和4年度予算化、令和5年度構築、同年10月運用開始。
事業内容	愛媛県が令和5年度に新たに導入した電子申請システムの、県・市町の共同利用に本市も参加し同システムを導入する。 なお、新システムを活用した行政手続のオンライン化については、通番2「行政手続のオンライン化の推進」のシートに記載。
実現への課題	電子申請システムの導入は令和5年度に完了しており、その後の運用にも特に問題なし。

課題に対する主な取り組み	既存の電子申請システムからの申請フォーム移行、県・市町との調整、職員への操作研修、各課問合せ対応等。
期待される効果	・県内間で転居した個人や各市町に同一手続の申請が必要な事業者は、利用者登録することで同じIDを利用可能。 ・GビズIDによる法人認証にも対応できるため、利用者の利便性が向上。 ・利用者・職員向けのコールセンター・ヘルプデスクが設置され、問合せ業務が効率化。
測定指標	新システムの機能であり、測定する指標なし。
効果の測定方法	測定指標がないため未記載。
測定結果	測定指標がないため未記載。
将来の方針	継続して運用
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	5,401
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	2,640

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	2,640	業務委託契約
その他	—	
合計	2,640	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	2,640	100
合計	2,640	100

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	—	2,640
契約方法	—	—	指名競争入札
委託業者名	—	—	株式会社愛媛電算

(6) 主な契約の概要

契約名	電子申請システム様式作成業務委託契約
契約期間	契約締結日から令和5年10月31日
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	指名競争入札
契約の法令根拠	松山市委託事務入札及び契約資格審査委員会要綱第10条
委託業者名	株式会社愛媛電算
業者選定理由	選定の結果による
契約金額	2,640千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要	(検査対象) ・委託業務チェックシート項目内容 (検査手法) 委託業務チェックシート (検査結果) 適正
--------------	---

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・委託業務等業者選定部会資料 ・電子申請システム様式作成業務委託に係る入札実施要領 ・指名業者選定表兼審査結果報告書 ・契約方法決定書 ・入札書 ・予定価格書 ・委託契約書 ・支出負担行為書 ・委託業務チェックシート ・委託業務成果報告書 ・検査調書 ・請求書 ・支出命令書

有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・作業報告書 ・業務完了報告書
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・積算書 ・予定価格書 ・請求書

（８）監査の結果

【意見】測定指標の設定について

「えひめ電子申請システム」を利用するために松山市は負担金を支出している（詳細は行政手続のオンライン化の推進を参照）。市は、新システムの機能であり、測定指標なしとしている。

しかし、事業の背景では「新たに共同利用による新システムを導入することで機能が拡充され、市民の利便性が向上し、さらに運用費用も抑えられるなどメリットが大きいことから、総合的に判断し導入することとした。」となっている。このように導入時にはそのメリットを検討したうえで導入した以上、そのメリットを享受できたかどうかの検討は当然必要であろう。

そこで、メリットの一つである運用費用の削減額を測定指標とすべきではなかろうか。監査人が質問したところ、えひめ電子申請システムの導入により一時的な経費は発生するものの、その後の人件費削減効果もあり、令和８年度までに合計１,２２１千円の運用費用が削減できるとの回答を得た。よって、実質的には測定結果も出ているものと考えられる。

また、もう一つのメリットである「市民の利便性が向上」についても、利用者に利便性についてのアンケートを取る、待ち時間の削減等の調査を行うなど、効果の測定を図るべきである。

4. 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でスムーズな手続を実現
事業名	地域子育て支援拠点事業
事業概要	オンラインでの利用予約とシステムによる入退室管理、保護者へのお知らせの一括送信などを、システムで一元管理することで、利用者の利便性向上と職員の事務負担の軽減を図ります。
担当部署	こども家庭部 保育・幼稚園課
事業の背景	対面及び電話のみの利用予約受付では、開所時間に連絡できない方やハンディキャップのある方など平等に利用できる環境が整っているとは言い難い。また、入退室についても利用者が記名台帳に記入する方法での管理のため、乳幼児と共に参加する保護者にとって負担が大きい。さらに周知事項等についても、リアルタイムな通知をする手段がない。
事業の目的及び実現時期	(事業目的) オンラインでの利用予約とシステムによる入退室管理、通知類の一斉送信などをシステムで一元管理することで、利用者の利便性と職員の負担軽減を図る。 (実現時期) 令和4年度予算化、令和5年度設計・構築、同年5月運用開始。
事業内容	オンラインでの利用予約とシステムによる入退室管理、保護者へのお知らせの一斉送信などを、システムで一元管理することで、利用者の利便性向上と職員の事務負担軽減を図る。
実現への課題	実現への課題なし
課題に対する主な取り組み	R4年度 予算化 R5年度 設計・構築・運用開始
期待される効果	【市民サービスの向上】開所時間内に限られていた対面又は電話での利用予約が、インターネットで24時間可能になる。入退室台帳に手書きで記入していたものが、バーコード等の読み取り等、ワンタッチで可能になる。 【事務改善（効率化）】電話や対面での予約受付や、イベン

	トなどの中止や変更など、急を要する連絡などの事務負担が軽減されます。
測定指標	登録者数、予約数
効果の測定方法	登録者数実績、予約数実績
測定結果	登録者 534件、予約 2,104件 但し、予約が必要でないものや、4拠点すべての予定をカレンダー上に表示しているため、予約実績に限らず広く周知し来園に繋がっている。
将来の方針	継続して運用
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	55
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	55

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	55	契約事務手数料
その他	—	
合計	55	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国県支出金	36	65
地方債	—	—
その他	—	—

一般財源	19	35
合計	55	100

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	—	55
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	株式会社コントロールテクノロジー

(6) 主な契約の概要

契約名	RESERVAサービス利用基本契約
契約期間	令和5年4月11日から令和6年3月31日
業務内容(仕様)	RESERVA予約システムの利用
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社コントロールテクノロジー
業者選定理由	同様の機能を満たすシステムが他に無いため
契約金額	55千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) 無し (検査手法) 無し (検査結果) 無し

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・サービス利用基本契約書 ・内容書 ・請求書 ・支出命令書 ・支出負担行為書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・内容書
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・見積書 ・請求書

(8) 監査の結果

【提言】予約のオンライン化の進展について

松山市では赤ちゃんや幼児を子育て中の家庭のために、地域子育て支援拠点事業を行っている。市内 18 ヶ所の保育園・こども園に地域子育て支援センターを設置し、子育てに関する情報交換の場となり、職員が子育てに関する相談や疑問にも対応している。

地域子育て支援センターの利用予約は電話や窓口でも可能であるが、利用者の利便性を考慮し、令和 5 年度からコントロールテクノロジー社の RESERVA という汎用予約システムを導入している。新規会員登録を行うことで、空き人数やキャンセル待ちの有無などの状況を Web で確認しながら、随時予約を行うことができる。

市は測定指標として、登録者数と予約者数を設定している。結果は、それぞれ 534 件、2,104 件であるが、基準となる件数がないため、これら件数だけでは、有効か否かの判定を行うことはできないはずである。そこで監査人が追加で質問を行ったところ、現在の予約手段の割合は、オンライン 80%、窓口 15%、電話 5% ということであった。本システムの導入により、オンライン予約への置き換えは相当進んだと推察することはできた。

なお、オンライン予約については、汎用システムならではの制約もある。例えば、予約の開始日時は深夜 0 時で切り替わることから、人気のある行事は深夜 0 時直後に予約が多数入る場合があるが、コストを抑えるため汎用システムを用いている以上、予約開始時間を自由に設定することはできない。このため、市は Web での申込枠に加えて、電話・窓口での申込枠を確保するなど、柔軟な運用を行っている。もちろん、このこと自体はこのシステム導入の問題ではなく、たとえ予約時間を自由に設定してもどの時間帯であろうとも発生する問題である。また、逆に考えればすぐに予約が埋まるような行事は主催者側の市にとってはありがたいこととも言える。そこで今後は可能な範囲で、すぐに予約が埋まるような講師を招いての育児講座や行事のイベント（運動会・クリスマス等）に関しては、参加可能人数を増やすあるいは回数を増やす等して、数多くの方が参加できるよう検討して頂きたい。

5. 都市計画事務事業

(1) 事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でスムーズな手続を実現
事業名	都市計画事務事業
事業概要	都市情報システムを用いて、都市計画証明書を発行するサービスを行います。
担当部署	都市整備部 都市生活サービス課
事業の背景	都市計画証明書は、A 0 版の紙図面を職員が目視で確認し、申請毎にエクセルで証明書を作成していたため、申請から交付までに時間を要していた。また、誤入力や見間違いによるヒューマンエラーが発生するおそれがあったことから、システムによる証明書発行を検討した。
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 都市情報システムに証明書発行機能を追加することで、都市計画証明書発行に要する時間を短縮し、申請者の利便性向上を図る。 【都市情報システムとは】 住宅地図、航空写真、都市計画図などの背景図に各課の業務図面（都市計画、道路、建築、管財等など）及び関連台帳情報等をレイヤー構造機能により組み合わせた庁内利用を目的とした管理システム。 (実現時期) 令和4年度予算化、令和5年度設計・構築・運用開始。
事業内容	都市計画証明書の発行を申請に基づき都市情報システムで検索し、出力できるようにする。
実現への課題	都市計画決定事項や地域によってそれぞれ図面があり、それらを重ね合わせることでその土地の都市計画情報を表示するシステムだが、基となる図面の年度が異なることから、調整が必要だった。
課題に対する主な取り組み	デモンストレーション機器によるテストを当初の予定より多く実施し、図面の調整を行った。

期待される効果	システムから帳票発行することにより、事務の正確性が向上するとともに、待ち時間の短縮が見込まれるなど市民の満足度の向上が図られる。また、1件当たりの証明発行に要する時間が約15分から約3分に削減されることで、職員の受付対応時間も削減できる。
測定指標	都市計画証明書発行サービスの満足度
効果の測定方法	申請者を対象としたアンケート調査
測定結果	約6割の申請者が満足と答えた。
将来の方針	継続して運用
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	6,872
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	4,827

（3）令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	4,777	業務委託契約
その他	50	モニター等周辺機器
合計	4,827	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	2,403	50
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	2,424	50
合計	4,827	100

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	—	4,777
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	コンピューターシステム株式会社

(6) 主な契約の概要

契約名	都市計画証明発行システム構築業務委託契約
契約期間	令和5年7月1日から令和6年1月31日
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	コンピューターシステム株式会社
業者選定理由	同社は都市情報システムのパッケージソフトウェアの知的所有権を有しており、他の業者では設定・保守等に関する業務の履行ができないため。
契約金額	4,777千円
変更契約の有無	無し

再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) 無し (検査手法) 無し (検査結果) 無し

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・業務委託仕様書 ・委託契約書 ・予定価格書 ・請求書 ・内容書 ・支出命令書 ・支出負担行為書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用さ	・業務委託仕様書 ・内容書

	れているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・予定価格書 ・請求書

（８）監査の結果

【意見】測定指標について

都市生活サービス課では、不動産に関する調査や各種申請・届出のため、特定の区域の都市計画画法による制限について、証明書を発行するサービスを行っている。従来は、申請者が紙の図面にて区域を特定し、当該情報に基づいて市が都市計画の証明を行っていた。本システム改修により、画面上で区域を特定することが可能となり、証明書の発行に要する時間が大幅に短縮されている。この結果、一人の担当者がかかりきりであった証明書発行業務を、他の証明書の発行業務と統合して行えるようになった。

なお、今回は従来使用されてきた都市情報システムについての改修である。現在の都市情報システムのサポート期限が令和８年度まで残っていることから、都市情報システム本体を新規に更新するのではなく、従来から使用している都市情報システムに改修を行った方が、比較的費用が抑えられるとのことである。

市は、都市計画証明書発行サービスの満足度を測定指標とし、効果の測定方法として、利用者（申請者）を対象としたアンケート調査を選択している。利用者の中にはパソコンやマウス操作が不便・苦手と感じる層が一定数存在しており、アンケートに満足と答えた利用者は６割に留まっている。来庁し、窓口でパソコンやマウス操作を行う回数が増えれば、慣れも出て、満足と答える利用者は自然と増加するものと思われる。

この事業の期待される効果として「システムから帳票発行することにより、事務の正確性が向上するとともに、待ち時間の短縮が見込まれるなど市民の満足度の向上が図られる。また、１件当たりの証明発行に要する時間が約１５分から約３分に削減されることで、職員の受付対応時間も削減できる。」となっている以上、アンケート調査による満足度以外に、より具体的な数値である１件当たりの証明発行に要する時間が約１５分から実際に約３分に短縮されているかどうかを指標とすべきではなかろうか。これは、利用者および職員の双方において効果が生じていると言えるはずである。よって、証明発行に要する時間そのものを測定指標として用いることが、効果の測定方法としてより具体的でふさわしいと考えられる。

6. 森林G I Sシステム再構築事業

(1) 事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でスムーズな手続を実現
事業名	森林G I Sシステム再構築事業
事業概要	愛媛県の指導のもと県下14市町が導入している共通の森林情報システムである森林G I Sシステムの機器のOSサポートが切れていることから、早急な機器更新が必要ですが、機器更新にあたって森林GISシステムのバージョンアップまたはシステム再構築が必要です。 現在の現行システムは安定稼働せず、来客時に市民を待たせる事態が生じています。保守業者による保守対応も適切になされないため、現行システムから新システムへの再構築を行い、市民サービスの向上および業務の安定を目指します。
担当部署	産業経済部 農林土木課
事業の背景	森林G I Sは、県が管理・利用している森林資源情報等を活用し、地域森林計画の策定とその後の森林法関連事務を支援するために、県の指導により県下の14市町が同じソフトウェアを導入した。松山市は、平成24年度から使用していたが、O Sサポートが切れており、現行システムも安定稼働せず、市民を待たせる事態が生じているため、新システムへの再構築を行うこととした。
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 森林G I Sのソフトウェアを変更し、森林G I Sシステムを再構築する。市の事業に関わりの多い松山流域森林組合や、森林経営管理制度を推進する中予森林管理推進センターが導入しているソフトウェアに変更することで、作業効率の向上や情報共有を図る。 【森林G I Sとは】 G I Sとはコンピュータ上で地図と各種情報(愛媛県の地域森林計画の計画図及び森林簿や林地台帳の情報)とを連携させながら利用するシステム。 (実現時期) 令和4年度予算化、令和5年度設計・構築・運用開始。

事業内容	森林GISは、搭載PCのOSがサポート切れとなっており、早急な機器更新（森林GISシステムのバージョンアップまたはシステム再構築）が必要。現行システムは安定稼働せず、来庁した市民を待たせる事態が生じており、保守業者による保守対応も適切になされないため、現行システムから新システムへの再構築を行い、市民サービスの向上および業務の安定を目指す。
実現への課題	なし
課題に対する主な取り組み	なし
期待される効果	市民の森林に関する問い合わせへの処理速度の向上や機能の強化が図られ、市民への迅速な対応が可能となる。 同システムを導入している関係機関との連携が可能となる。
測定指標	定性的効果であるため指標は特にないが、市民への迅速な対応が可能となった。（15分以上→5分）
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	システムは安定稼働しており、旧システムより使い勝手が良い。関係機関との情報共有も進んでいるため、このまま継続して運用する。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（２）予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	—	—	4,730
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	4,730

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	4,730	業務委託契約
その他	—	
合計	4,730	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	4,730	100
一般財源	—	—
合計	4,730	100

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	—	4,730
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	株式会社AOISC

(6) 主な契約の概要

契約名	森林GIS再構築業務委託契約
契約期間	令和5年5月10日から令和6年3月31日
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業者名	株式会社A O I S C
業者選定理由	関係機関との連携のため、関係機関が使用しているシステム（ブルーバード）を開発・導入している同社を選定
契約金額	4,730千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象） ・委託業務成果報告書項目内容 （検査手法） 委託業務成果報告書 （検査結果） 適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・システム化事業実施計画書 ・委託業務等業者選定部会資料 ・指名業者選定表兼審査結果報告書 ・指名通知書 ・随意契約チェックリスト ・契約方法決定書 ・委託契約書 ・予定価格書 ・業務完了報告書 ・委託業務成果報告書 ・委託料精算払請求書 ・内容書 ・支出命令書 ・支出負担行為書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・業務委託仕様書 ・内容書

経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・見積書 ・直接人件費内訳書 ・積算書
---------	---	---

（８）監査の結果

【指摘事項】ＯＳのサポート切れ

森林の位置情報システム（GIS：Geographic Information System）の切り替え費用である。主な用途は、該当地域が愛媛県の森林計画に含まれているか否かを確認することであり、森林計画に含まれている場合は、森林の伐採に許可が必要となる。これまで使用していた位置情報システムは、搭載されているコンピュータのＯＳのサポートが終了しており、稼働が不安定な状態に置かれていた。システムの更新あるいは再構築を検討するにあたり、関係機関との連携を考慮し、一般社団法人中予森林管理推進センターおよび松山流域森林組合が使用しているシステムと同一のものに切り替えることとした。この結果、データでのやり取りが可能となり、業務の効率化につながった。

従来使用していた位置情報システムは平成 24 年に導入したものであり、オペレーティング・システムとして Windows 7 の上で稼働していた。Windows 7 は令和 2 年 1 月にサポートが終了している。サポートが終了しても直ちにソフトウェアが使用できなくなることはないが、サポート終了後は、セキュリティリスクが高まり、データ流出の可能性や、ウイルスやマルウェア、サイバー攻撃に対して脆弱になる可能性が一般的に指摘されている。

担当課にヒアリングを行ったところ、スタンドアロン端末としての利用に機能的な支障がなく、サポート終了後も継続稼働していたことに関して、業務に重大な支障を与えるような事案は発生していないと聞いているが、相当の期間リスクに晒されながら業務が遂行されてきたことから、適切な時期にオペレーティング・システムの更新を行うべきであったと考えられる。

【意見】測定指標の設定について

本事業について市は、定性的効果であるため測定指標は特に設けていない。しかし、窓口業務に要する時間が約 15 分から約 5 分に短縮されていることから、利用者側および事務処理側の双方において効果が生じているのが実態である。加えて、関係機関と同一システムになったため、データのやり取りが簡便になり、事務処理時間が短縮されている。これらを踏まえると、窓口業務の効率化（事務処理時間の短縮）といった定量的な測定指標を設定すべきであったと考えられる。

7. 病児・病後児保育予約システム改修事業

(1) 事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でスムーズな手続を実現
事業名	病児・病後児保育予約システム改修事業
事業概要	病児・病後児保育事業とは、保護者の就労等の理由により、病気中のお子様（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、市内の3施設（石丸小児科、天山病院、生協病院）で一時的に預けられる制度です。 サービス向上のため、予約申請や空き施設の確認をWE B上で行える「松山市病児・病後児保育予約システム」の改修を行います。
担当部署	こども家庭部 保育・幼稚園課
事業の背景	従来の紙媒体の申請方法では、予約やキャンセルに時間や場所の制限があり利用者の利便性が図られておらず、施設側の事務負担も大きかったため。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 病児・病後児保育業務についてI C Tを活用して、利用者の利便性向上及び、施設側の事務負担軽減を図ること。 【病児・病後児保育予約システムとは】 病児・病後児保育施設の利用者が、時間や場所を問わず、P Cやスマートフォンから施設の予約・キャンセルを行うシステム。 （実現時期） 令和4年度予算化・設計・構築・運用開始。
事業内容	病児・病後児保育施設利用者が、時間や場所を問わず、P Cやスマートフォンから施設の予約・キャンセル等が可能となるシステムを構築することで、利用者の利便性の向上及び、施設側の事務負担軽減を図る。
実現への課題	安全性対策（L G W A N導入）の必要から、業者選定が容易に進まなかった。

課題に対する主な取り組み	令和3年度のシステム構築、令和4年度の改修（受入れ施設の増加：三葉病児園）、令和5年度の改修（受入れ施設の増加：高木保育園）
期待される効果	利用者の要望をふまえて必要なシステム改修を行うことにより、実施施設の負担軽減や利用者の利便性向上によりつながります。
測定指標	利用者や施設側からの現場の声に応じて改修を実施しているので、測定指標は設定していないが、施設側から事務作業が減ったとの声がある。
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	継続して運用
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（２）予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	2,761	4,389
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	2,761	4,389

（３）令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	4,389	R6年度から実施施設数を保育所等に拡大するために保育所等の事業運営に沿った改修
その他	—	
合計	4,389	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	2,761	39
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	4,389	61
合計	7,150	100

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	2,761	4,389
契約方法	—	随意契約	随意契約
委託業者名	—	株式会社両備システムズ	株式会社両備システムズ

(6) 主な契約の概要

契約名	病児・病後児保育予約システム改修業務委託契約
契約期間	令和4年度・令和5年度
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社両備システムズ
業者選定理由	同社は松山市病児・病後児保育予約システムの開発業者で、当該ソフトウェアの知的所有権を有しており、他の業者では本システムに関する改修業務の履行ができないため。
契約金額	令和4年度 2,761千円/令和5年度 4,389千円
変更契約の有無	無し

再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) 無し (検査手法) 無し (検査結果) 無し

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・随意契約チェックリスト ・契約方法決定書 ・予定価格書 ・委託契約書 ・請求書 ・支出命令書 ・内容書 ・支出負担行為書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用さ	・仕様書

	れているか確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	
経済性・効率性	・ 入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 積算書 ・ 見積書

（８）監査の結果

【提言】改修に向けた利用者や受入施設の要望について

病児・病後児保育とは、保護者の就労等の理由により、病気中の子供（小学6年生まで）を家庭で保育できない場合に、施設で一時的（連続して7日間を限度）に預る保育サービスである。松山市では子育て施策の一環として、平成12年から事業を行ってきた。現在、松山市が病児・病後児保育を委託している施設は5ヶ所あり、Webの予約システムを通じて、予約することが可能である。

施設の利用者は、令和3年度で約3,000人、令和4年度で約3,900人、令和5年度で約4,100人と増加傾向にある。利用者の増加に伴い、利用者側および受入施設側から様々な意見が寄せられるようになり、利便性向上のため改修を行うこととなった。例えば、施設の利用申込が多くてキャンセル待ちになった場合、従来はキャンセル待ちが何番目か把握することができなかったが、システム改修により、待ち人数を把握することが可能となり、利便性が向上している。

従来から運用しているシステムの改修のため、市は、明確な測定指標を設定していない。本システムの改修については、利用者や受入施設から要望を収集し、技術的および予算的観点からの検討を経て、改修内容の決定を行った。利用者や受入施設の要望、および改修の要否に関する検討資料を確認した結果、明らかに問題のある事項は発見されなかった。今後も利用者や受入施設からの要望を定期的に拾い上げ、より使い勝手の良いシステムとなるよう今後も目指して頂きたい。

8. 総合検索システム改修事業（国保標準システム連携対応）

（1）事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でスムーズな手続を実現
事業名	総合検索システム改修事業（国保標準システム連携対応）
事業概要	令和5年3月に予定している「市町村事務処理標準システム」の再構築に伴い、各種被保険者情報を連携している総合検索システムの改修を行います。
担当部署	保健福祉部 国保・年金課
事業の背景	引き続き届出窓口等で迅速な対応を確保するため、再構築後の国保標準システムから総合検索システムへ住基や資格情報を連携できるよう総合検索システムの改修が必要。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 再構築後の国保標準システムから引き続き、総合検索システムへ住民基本台帳、福祉系（国民健康保険、国民年金、介護保険、子育て・医療等）の資格情報を連携できるよう総合検索システムの改修を行い、届出窓口等で迅速な対応を目的とする。 【総合検索システムとは】 主に住基や資格情報を一画面表示等により、効率よく必要な情報を閲覧することができるシステム。届出のため来庁した市民に対して、届出窓口等の職員は、必要な手続きを瞬時に把握することができる。 （実現時期） 令和4年度予算化・設計・構築・運用開始。
事業内容	引き続き届出窓口等で迅速な対応を確保するため、再構築後の国保標準システムから総合検索システムへ住基や資格情報を連携できるよう総合検索システムの改修を行う。
実現への課題	なし
課題に対する主な取り組み	なし
期待される効果	届出窓口等の職員は、引き続き届出内容により必要な手続きを瞬時に把握することで、迅速な対応が可能となり、市民に対して手続きに要する拘束時間を短縮できる。

測定指標	このシステム改修は、国民健康保険システムが再構築となり、引き続きデータ連携できるように改修するもので、指標は数値化できない。
効果の測定方法	測定指標がないため未記載。
測定結果	測定指標がないため未記載。
将来の方針	継続して運用することで、届出窓口等の職員の手続きに係る業務の効率化、市民に対して手続きに要する拘束時間の短縮を維持する。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	2,860	—
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	2,860	—

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	2,860	
その他	—	
合計	2,860	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	2,860	100
合計	2,860	100

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	2,860	—
契約方法	—	随意契約	—
委託業者名	—	株式会社愛媛電算	—

(6) 主な契約の概要

契約名	総合検索システム改修事業業務委託
契約期間	令和5年2月6日から令和5年3月20日
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社愛媛電算
業者選定理由	本業務は既存システムの改修を行うものであり、本システム導入当初から関与している同社以外に本業務を履行できないため。
契約金額	2,860千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象） ・検査調書項目内容 （検査手法） 検査調書チェックシート （検査結果） 適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約方法決定書 ・委託契約書 ・予定価格書 ・業務完了報告書 ・検査調書 ・内容書 ・歳出予算執行委任書 ・支出負担行為書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・仕様書 ・内容書
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・見積書 ・積算書

(8) 監査の結果

特記事項無し。

9. 母子手帳アプリサービス導入事業

(1) 事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用で多様なライフスタイルを支援
事業名	母子手帳アプリサービス導入事業
事業概要	紙媒体で配布している母子健康手帳の補完として、妊婦の健康管理や子どもの成長の記録、健診結果や予防接種の履歴閲覧や管理、さらには妊娠期から子育て期にわたり必要な、妊娠・子育てや地域の情報を適時受け取れる母子手帳アプリを導入・運用し、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び子育て支援の拡充を図ります。 また、母子手帳アプリ内でオンライン相談ができる機能を追加することにより、保健師が行っている訪問業務のオンライン化を進め、業務効率化を進めます。
担当部署	こども家庭部 すくすく支援課
事業の背景	スマートフォンの一般化・母子保健事業オンライン化のための国庫補助金の予算化
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 子育て世代の保護者等がより簡単・手軽に利用できる各種健康診査や子どもの成長等の管理や子育て情報が集約されたプッシュ通知機能付きアプリを導入することで、妊産婦や乳幼児の健康の保持及び子育て支援の拡充を図るため。 (実現時期) 令和4年度予算化・設計・構築・運用開始。
事業内容	紙媒体で配布している母子健康手帳の補完として、妊婦の健康管理や子どもの成長の記録、健診結果や予防接種の履歴閲覧や管理、さらには妊娠期から子育て期にわたり必要な、妊娠・子育てや地域の情報を適時受け取れる母子手帳アプリを導入・運用
実現への課題	なし
課題に対する主な取り組み	多くの妊産婦の方に親しまれ、利用してもらえるよう愛称を公募し、66件の応募があった。

期待される効果	適切な時期での情報発信や、予防接種スケジュール管理機能など便利な機能を有しているため、市民サービスの向上が期待される。
測定指標	当アプリ登録者数
効果の測定方法	該当なし
測定結果	R 4 年度末時点で 2,377 人、R 5 年度末時点で 3,820 人、R 6.10 月現在 4,415 人と登録者数は増加傾向にある。男性の登録者数は約 6 %にとどまっていることから、男性の育児参加の観点から、男性の登録者数の増加に努めていきたい。
将来の方針	継続して運用
令和 5 年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

(2) 予算額と決算額の 3 期間推移

(単位：千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算額	—	440	—
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	440	—

(3) 令和 5 年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	—	
その他	—	
合計	—	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	—	—
合計	—	—

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	440	—
契約方法	—	随意契約	—
委託業者名	—	株式会社エムティーアイ	—

(6) 主な契約の概要

契約名	松山市母子手帳アプリサービス導入業務委託
契約期間	契約締結日から令和5年2月28日
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社エムティーアイ
業者選定理由	市が要求する機能要件を満たす母子手帳のアプリケーションソフトウェアを提供できるのは同社のみである。
契約金額	440千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要	(検査対象) ・アプリの動作環境 (検査手法) 運用テスト (検査結果) 適正
--------------	--

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・システム化事業実施計画書 ・業務委託契約書 ・業務完了報告書 ・検査調書 ・請求書 ・内容書 ・支出負担行為書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委	・分析評価シート ・業務委託仕様書 ・内容書

	託業務の適合性について検討した。	
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・見積書 ・積算書

（８）監査の結果

【提言】母子手帳アプリの有効活用について

松山市は令和５年２月から母子手帳アプリ「まつスク」を導入した。利用者は母子手帳アプリを用いて、予防接種の管理、子供の成長の記録、地域の子育て情報の入手、保健師等とのオンライン相談等を無料で利用することができる。但し、母子手帳アプリは、従来の母子健康手帳に代わるものではなく、健康診査や予防接種を受ける際は、従来の母子健康手帳が必要となる。本アプリは全国約 600 の自治体で導入されており、決算額に計上されている金額は、一年間の業務委託料である。

自治体が妊婦に対して交付義務のある母子健康手帳と異なり、母子手帳アプリは母子健康手帳そのものではない。国は令和 8 年度から母子健康手帳のデジタル化を図ろうとしているが、現在は、予防接種の予約から記録までを一元的に行うことはできないなど、母子手帳アプリには一定の制約がある。また利用登録も任意であることから、有効に活用するためには利用者が能動的に動く必要がある。

例えば、予防接種の管理を行う場合、利用者が以下の流れで母子手帳アプリを活用することになる。母子手帳アプリで予防接種のスケジュールを確認する。医療機関に直接電話を架ける等して予防接種の予約を行う。予防接種は母子健康手帳に記録される。母子健康手帳の記録を参照し、母子手帳アプリに入力するといった流れとなる。

現在リリースされている母子手帳アプリを一層活用してもらうには、まずは利用登録者を増加させていくことが必要である。令和 6 年 4 月 1 日時点において、市内の 0 ～ 4 歳児の数は約 16,000 人である。令和 6 年 10 月時点の利用登録者数約 4,400 人と比較すれば、登録者数を増やす余地は相当ある。この点について、市は、紙冊子の母子手帳交付時（妊娠届出時）やパパママ教室の機会を捉え、一層の周知を図ることで、登録者数の増加に結び付ける考えである。今後もイベント等の機会を捉え、関係者への周知・登録を一層図って頂きたい。

【提言】男性登録者数の増加について

母子手帳アプリは、母親だけでなく、父親も登録することができる。男性の登録者数は全体の 6 %に留まっていることから、今後は男性の登録者数も増加させていく必要がある。市としては、夫婦共に登録を促すことで男性の登録者数も増加させる意向である。来年度以降は、パパ向けの離乳食講座など父親育児支援事業を進める予定であり、周知機会が増えることが想定されている。今後もイベント等の機会を捉え、男性への周知・登録を一層図って頂きたい。

【提言】他予約システムとの連動について

松山市の子育て支援事業に関連して、利用者がスマートフォン等にインストールして使用するアプリとしては、母子手帳アプリが唯一のものとなっている。子育て支援に関しては、例えば、病児・病後児保育や地域子育て支援拠点事業があるが、これらはいずれも利用の際に予約が必要となるものである。現在個別のシステムで稼働しているこれらの予約を、本アプリで一元的に行うことで利用者の利便性は大きく向上する。また、子育てに関する情報発信についても、本アプリで一元的に行うといったことも今後は検討して頂きたい。

10. 学校徴収金（校納金）徴収管理システム構築事業

（１）事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用で充実した教育環境を構築
事業名	学校徴収金（校納金）徴収管理システム構築事業
事業概要	現在、各学校がそれぞれに徴収・管理している学校徴収金（いわゆる校納金。学校給食費や教材費など。）を、松山市で一元的に徴収・管理するためのシステムを構築します。 【学校徴収金（校納金）徴収管理システムとは】 学校徴収金（校納金）を一元的に徴収・管理するためのシステムです。
担当部署	教育委員会事務局 保健体育課
事業の背景	教職員の働き方改革に関する中教審答申（H31. 1）で校納金の徴収・管理は地方公共団体が担っていくべきとされた
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 教職員の負担軽減・事務効率の向上・保護者の利便性向上を図り、教職員の本来業務である子供と向き合う時間を充実させる。 （実現時期） 令和２年度予算化、令和３年度設計・構築、令和４年度運用開始。
事業内容	各学校がそれぞれに徴収・管理している校納金を、松山市が一元的に徴収・管理するためのシステムを構築する
実現への課題	各学校の徴収管理業務の統一化、学校事務職員等へのシステム利用等研修の実施、各種情報管理、市側の人員確保
課題に対する主な取り組み	業務はシステムに合わせて統一化、マニュアルを作成して、学校事務職員等に示している。情報管理は閉じたネットワークで管理。人員は会計年度任用職員を１名増
期待される効果	校納金引落可能口座の拡大、市内中学校進学時及び市内転校時の手続き不要、再振替の実施による保護者等の利便性向上。事務が効率化され、教職員の事務負担減。

測定指標	負担が軽減されたと回答した学校の割合（％）
効果の測定方法	各学校へのアンケート
測定結果	91.1％の回答で負担が軽減されたと回答
将来の方針	継続して運用
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（２）予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	25,520	—	—
補正後予算額	—	—	—
決算額	25,520	—	—

（３）令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	—	
その他	—	
合計	—	

（４）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	—	100
合計	—	100

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	25,520	—	—
契約方法	総合評価落札方式による一般競争入札	—	—
委託業者名	富士電機ITソリューション株式会社四国支店	—	—

(6) 主な契約の概要

契約名	松山市校納金徴収管理システム構築事業業務委託
契約期間	令和3年8月16日から令和4年3月31日
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	総合評価落札方式による一般競争入札
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の10の2
委託業者名	富士電機ITソリューション株式会社四国支店
業者選定理由	選定の結果による
契約金額	25,520千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
検査の概要	（検査対象） ・委託業務成果報告書項目内容 （検査手法） 委託業務成果報告書 （検査結果） 適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・審査結果報告書 ・契約方法決定書 ・入札書 ・委託契約書 ・業務完了報告書 ・委託業務成果報告書 ・検収書 ・納品書兼請求書 ・支出命令書 ・内容書 ・支出負担行為書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・仕様書
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・積算書

(8) 監査の結果

【意見】測定指標について

平成 31 年 3 月に文部科学事務次官通知が発せられ、学校徴収金の徴収・管理については、基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく、地方公共団体が担っていくべきとされた。

松山市においても、各学校が行っていた学校徴収金の徴収・管理業務を一元的に行うため、学校徴収金（校納金）徴収管理システムを構築・運用することとした。また、システム運用のために、会計年度任用職員を 1 名増員している。

業務の流れは基本的に次の通りである。学校徴収金には給食費と教材費の 2 種類があり、使用する教材が異なることから、教材費については学校により違いがある。従来は、各学校が近隣の金融機関を通じて、これら学校徴収金の口座振替を行っていたが、現在は、保健体育課が各金融機関との窓口となり、口座振替を一元管理している。各学校は口座振替に必要な情報をシステムに入力するだけで足りる。また、一元管理により口座振替可能な金融機関の選択肢が広がったというメリットも生じている。

なお、口座振替が不能となった場合、従来は、各学校から家庭に通知を行い、児童・生徒が持参した現金を近隣の金融機関に入金するという流れになっていた。現在は、保健体育課が、口座振替が不能となった先の再振替業務を行い、再振替も不能となった先については納付書を発行し、各学校経由で児童・生徒に手渡しし、納付を促している。それでもなお、未納となった先については、催告書を送付し債権の回収に努めている。保健体育課がシステムを用いてこれらの業務を行うことにより、各学校の業務負担の軽減につながっている。

従来、各学校が行っていた学校徴収金の徴収・管理を、本システムを導入し市の担当課に一元化することで、各学校の教師が本来的な業務を行う時間を確保するのが目的である。市は、測定指標として、負担が軽減されたと回答した学校の割合を設定し、負担が軽減されたとの回答割合は 91.1 %であった。ただしこれは、事務作業を各学校から市の担当課に移した結果として、自明のことである。教職員の本来業務である子供と向き合う時間を充実させることを事業目的に掲げていることから、測定指標としては、子供と向き合う時間がどの程度増えたかを用いるべきである。もちろん子供と向き合う時間については教員ごとに違いがあるのは理解している。しかしながら、このような事業目的を掲げている以上市としても教員一人当たりどの程度子供と向き合う時間を増やすことを目論んでいて、実際にどの程度増やすことができたのかをアンケート等で確認すべきである。そうでなければ、効果の有無について誰も判断できない。

11. 児童手当システム改修事業（児童手当申出徴収対応）

（１）事業の概要

ビジョン	ニーズを捉えた行政サービスで笑顔を映す
基本方針	I C T利活用で充実した教育環境を構築
事業名	児童手当システム改修事業（児童手当申出徴収対応）
事業概要	松山市において、学校徴収金の徴収・管理が開始されることに伴い、児童手当から学校徴収金の天引きを行うため、児童手当システムの改修を行います。 ・児童手当法第21条及び児童手当法施行規則第12条の10により申出徴収が可能となります。 ・児童手当からの申出徴収は、同意書（保護者の同意）が必要です。 ・各システム（「学校徴収金（校納金）徴収管理システム」及び「子ども・子育て支援システム」）から連携される、対象者情報・申出徴収金額・申出徴収年月等の情報を児童手当システムに取り込み、申出徴収の結果を各システムへデータ連携します。 【児童手当システムとは】 児童手当の受給資格管理や手当支給の業務を行うためのシステムです。
担当部署	こども家庭部 子育て支援課
事業の背景	松山市内の各小中学校がそれぞれに徴収・管理している学校徴収金（いわゆる校納金。学校給食費や教材費など）の滞納時の徴収事務を軽減するため、学校徴収金（校納金）徴収管理システムと児童手当システムを連携し、松山市で一元的に校納金を徴収・管理することとなった。（平成31年3月の文部科学事務次官通知により、学校徴収金の徴収・管理は地方公共団体が行うべき業務と示されたことによる） ※事前に承諾を得ている児童の保護者が、学校徴収金を滞納した際に、児童手当から天引きされる。

事業の目的及び実現時期	(事業目的) 児童手当から学校徴収金の天引きを行うことを目的とする。 (実現時期) 令和3年度設計・構築、令和4年度運用開始。
事業内容	各システム（「学校徴収金（校納金）徴収管理システム」及び「子ども・子育て支援システム」）から連携される、対象者情報・申出徴収金額・申出徴収年月等の情報を取り込み、申出徴収の結果を各システムへデータ連携できるように児童手当システムの改修を行う。
実現への課題	各システム間でのスケジュール調整が必要。
課題に対する主な取り組み	各システムの運用担当者や開発業者と打合せを重ね、調整を行った。
期待される効果	データ連携を行うことで、手作業での対応と比較して事務時間の軽減が期待できる。
測定指標	システム利用による処理時間の短縮
効果の測定方法	手作業とシステム利用した場合の処理時間の差を実処理件数にかけて削減時間を算出
測定結果	95.6時間の短縮
将来の方針	継続して運用
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	4,510	—	—
補正後予算額	—	—	—
決算額	4,455	—	—

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	—	
その他	—	
合計	—	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	—	—
合計	—	—

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	4,455	—	—
契約方法	随意契約	—	—
委託業者名	株式会社愛媛電算	—	—

(6) 主な契約の概要

契約名	児童手当システム改修事業業務委託
契約期間	令和3年12月24日から令和4年3月31日
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

委託業者名	株式会社愛媛電算
業者選定理由	同社は児童手当システムの開発業者であり、他の業者では回収業務委託を履行することができない。
契約金額	4,455千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
検査の概要	(検査対象) ・委託業務チェックシート項目内容 (検査手法) 委託業務チェックシート (検査結果) 適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・随意契約チェックリスト ・委託業務等業者選定部会資料 ・指名業者選定表兼審査結果報告書 ・契約方法決定書 ・委託契約書 ・業務完了報告書 ・請求書 ・内容書 ・支出命令書 ・支出負担行為書

有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・仕様書 ・内容書
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・見積書 ・積算書

（８）監査の結果

第５章 包括外部監査の結果と意見（全般事項）－１．全般事項に係る監査の結果について－アクションプランにおける個別情報化事業の定量効果の検証に記載を参照。

12. 『坂の上の雲』のまちを巡ろう！360度市民リレー動画

(1) 事業の概要

ビジョン	にぎわいあふれるまちの力で笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でひとがつながる
事業名	『坂の上の雲』のまちを巡ろう！360度市民リレー動画
事業概要	「『坂の上の雲』のまちを巡ろう！360度動画リレー」として、市内学生（高校生・大学生）が『坂の上の雲』ゆかりの地をはじめとした地域資源を知り、参加者自らが撮影・編集した360度動画をYouTube等のSNSへ投稿します。
担当部署	坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課
事業の背景	若い世代の地域資源の利活用と知る機会の充実を図り、シビックプライドを醸成するために、若者を中心に発展している動画のデジタルコンテンツを活用する必要がある。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 若い世代（高校生、大学生等）の地域資源の利活用と知る機会の充実を図り、若い世代のシビックプライドを醸成することで、まちづくりへの参画の意識を育てること。 （実現時期） 令和3年度から令和5年度の三か年で実施。

事業内容	・『坂の上の雲』ゆかりの地をはじめとした地域資源を知り、疑似体験することができる動画コンテンツを市内の高校生や大学生等と一緒に作り上げる。 ・撮影は360度カメラを利用することで、撮影・編集を容易にするとともに、市内一円が「屋根のない博物館」であることをPRし、若い世代が支持するYouTubeで発信する。 ・具体的には、市内の地域資源を疑似体験できるリレー動画を学生主体で制作してもらう。フィールドミュージアム構想のゾーンごとに撮影を行い、制作した映像はYouTube等に投稿。事業に参加いただいた学生や学校のSNS等でシェアし、情報を拡散することで幅広く若い世代へまちづくりのPRを行う。 【参加校】 R 3：松山東高校（20人）、松山商業高校（14人）、松山大学（4人） R 4：松山北高中島分校（4人）、済美高校（9人）、愛媛大学（11人） R 5：済美高校（4人）、松山マドンナ大使 大学生（3人）、インターンシップ大学生（2人） なお、各年度の参加校は、松山市内の高校・大学に声掛けをし、応募があったところにつき、先着順にて決定した。
実現への課題	特に課題はない。
課題に対する主な取り組み	該当なし
期待される効果	本事業を通じて、若い世代に地域資源に触れてもらうとともに、各地域のまちの魅力を知り、体験してもらうことで、その後も継続したまちづくりの参加意識の醸成につながっていくという効果が期待される。
測定指標	YouTubeへの動画投稿数
効果の測定方法	【実績】 R 3 17本 R 4 10本 R 5 3本 再生回数 総合計 6,219回（R 6.11.22現在）

測定結果	高校生・大学生が、実際に自らが選んだ地域資源に出向き、動画撮影を行うので、地域資源に対する理解が深まり、まちの魅力をすることでシビックプライドを醸成できている。
将来の方針	令和5年度事業終了。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	予定通り実施。

（２）予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	900	900	900
補正後予算額	—	—	—
決算額	900	900	900

（３）令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	900	業務委託契約
その他	—	
合計	900	

（４）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	900	100.0
合計	900	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	900	900	900
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	コンソーシアム明治松山	コンソーシアム明治松山	コンソーシアム明治松山

(6) 主な契約の概要

契約名	『坂の上の雲』フィールドミュージアム360度市民リレー動画制作支援業務委託
契約期間	令和5年6月1日から令和6年3月31日
業務内容（仕様）	市民の高校生などが、『坂の上の雲』ゆかりの地をはじめとした地域資源を疑似体験できる動画コンテンツを、坂の上の雲ミュージアムを拠点に制作し、Y o u t u b eで発信できるよう支援を行う。 動画制作にあたっては、視聴者が『坂の上の雲』のまち松山に興味を抱く工夫を凝らした映像を制作するために、本市が準備した360度カメラを効果的に活用して撮影・編集を行えるように、坂の上の雲ミュージアムをまちづくりの交流の場として活用し、学生へのサポートを行う。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令167条の2第1項第2号
委託業者名	コンソーシアム明治松山 代表 谷川 彰子
業者選定理由	本事業は、指定管理業務と一体となって会場確保や日程調整、撮影指導や広報等、継続的に支援する必要があるため、坂の上の雲ミュージアムの指定管理者（コンソーシアム明治松山）しか指名できないため
契約金額	900千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要	(検査対象(何を)) ・ 事業実績報告書 (検査手法 (どのように)) 業務の目的に沿ったものかどうか (検査結果) 適正
--------------	--

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・ 委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・ 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・ 業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。	・ 随意契約チェックリスト ・ 契約書 ・ 仕様書 ・ 予定価格書 ・ 請求書 ・ 支出命令書 ・ 支出負担行為書 ・ 検査調書
有効性	・ 委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 ・ 委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・ 調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委	・ 契約書 ・ 仕様書 ・ 検査調書

	託業務の適合性について検討した。	
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 予定価格書 ・ 見積書 ・ 積算書 ・ 請求書

（８）監査の結果

【意見】業者の選定方法について

市は、本事業における委託契約について、随意契約により、委託業者であるコンソーシアム明治松山との契約を行っており、本事業を随意契約とした理由について、松山市から以下の回答を得た（一部、監査人が加工）。

本事業は、「坂の上の雲ミュージアムが、高校生や大学生等のまちづくりの交流の場となり、若い世代が地域資源を知る機会の充実を図ることで、シビックプライドを醸成し、まちづくりへ参画の意識を育てるものとする。」としており、若い世代に「坂の上の雲ミュージアム」がフィールドミュージアムの中心であり、市民のまちづくりの拠点として認識してもらうことを目的としている。

そのため、坂の上の雲ミュージアムにおいて、「フィールドミュージアムガイダンス機能」や「まちづくりの交流機能」を運用している指定管理者を業務委託先として指名し、これらの機能と一体的に本事業を実施してきたものである。

契約の決裁資料として作成している「随意契約チェックリスト」の指名人等選定理由には、「まちづくりの中核施設としての機能をもつ坂の上の雲ミュージアムを拠点に、本事業を行う。本事業は、坂の上の雲ミュージアムの機能である「フィールドミュージアムガイダンス機能」と「まちづくりの交流機能」を活用し、参加する学生に対して、指定管理業務と一体となって会場確保や日程調整、撮影指導や広報等、継続的に支援する必要があるため、坂の上の雲ミュージアムの指定管理者（コンソーシアム明治松山）しか指名ができない。」としており、指定管理者を指名する前段の主たる理由に加えて、事務処理や撮影のサポート等の技術的な部分を一体的に実施ができることを記載している。

このチェックリストや仕様書を踏まえた市内部の検討により、今般の契約の内容については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に対する市のガイドラインによる解釈のうち、(9)「特殊な性質を有するとき、特別の目的があることにより相手方が特定されるとき、又は特殊の技術を必要とするとき。」に該当すると判断し、随意契約としたものである。

また、実際の委託業務の中では、フィールドミュージアムガイダンス機能により、学生たちが撮影する地域資源へのアドバイスを行ったり、まちづくりのサポート拠点として随時相談できる体制を備えたり、「坂の上の雲ミュージアムホームページ」での YouTube 発信などを実施してきたところであり、同じ坂の上の雲まちづくり部に所属する部署が連携した取組として、指定管理者以外には当該業務は実施しえなかったと考えている。

上述の選定理由を否定するものではないが、一方で監査人として以下のような議論の余地があるのではないかとの見解をここに示す。

本事業は、学生が動画コンテンツの制作及び Youtube での発信ができるよう支援することを内

容としており、他の業者においても十分対応可能な業務内容であるとも考えられる。また、学生が動画制作等する場所につき坂の上の雲ミュージアムを使用するとしても、会場の確保や日程調整は、坂の上の雲ミュージアムの指定管理者と別途調整を行えば足りるので、そのことのみをもって、指定管理者であるコンソーシアム明治松山しか指名できない理由とはならない。

したがって、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号に規定されている「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するのか、より慎重に検討を行う必要があったのではなかろうか。

仮に、同条項 2 号に該当しなかった場合、同条項 1 号においては、「別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」に随意契約をすることができる旨規定されているが、上記委託契約における積算書の金額は、地方自治法施行令別表 5 の六及び松山市委託業務に係る契約事務取扱要綱（改正 令和元年 9 月 30 日要綱第 16 号）第 6 条（3）アに記載の 50 万円を超えるため、同施行令 167 条の 2 第 1 項 1 号には該当せず、同項 3 号以下に該当しない限り、随意契約の方法をとることができないこととなる。

同項 2 号に該当すると早計に判断し、同項 3 号以下のいずれの要件にあてはまるかの検討が行われていなければ、随意契約としたこと自体に問題があったとされた場合に反証することができない。

入札が原則であり、随意契約とするか否かの判断はより厳格に行うべきであるとともに、その根拠は客観的かつ誰もが納得できる形で示すことができるように改めるべきである。

【意見】委託料について

令和 3 年度から令和 5 年度の 3 か年において、投稿している動画の数や参加者の数は減少しているにもかかわらず、委託料はすべての事業年度において 900 千円となっている。

通常投稿する動画の数や参加者数が減れば、その分業者のかかる作業の工数も減ることも考えられる。また、次年度以降については、前年度の成果を使用できたりするため、その分かかる作業工数も減ることも考えられる。

令和 5 年度において、市が作成した積算書は存在するが、業者からの見積書に作業工数等の内訳の記載はないため、業者が見積した金額につき、何をもって妥当だと判断したのかについて不明である。業者の見積額の妥当性は市として検証するものではないものの、令和 3 年度の見積り工数を積算時にそのまま次年度以降も使用することが適切であったかどうかについて、検証する余地があったものとする。

【意見】測定指標の選択について

本事業の目的は、『若い世代（高校生、大学生等）の地域資源の利活用と知る機会の充実を図り、若い世代のシビックプライドを醸成することで、まちづくりへの参画の意識を育てること』であり、若い世代への教育を目的としている。にもかかわらず、本事業において、市がその効果測定に選んだ指標は、Y o u T u b e への動画投稿数である。

確かに Y o u t u b e の動画投稿数は、参加した若者がどれだけの数松山市にかかる動画を作成・投稿したかという意味においては、上記目的との間に必ずしも関連性が無いとは言えない。しかしながら、動画にも短いものから長いものまであり、また、その内容によりさまざまなので

あるから、単に投稿数が多いからといって、「若い世代のシビックプライドを醸成」できたとなぜ言えるのであろうか。また測定結果の欄に「高校生・大学生が、実際に自らが選んだ地域資源に出向き、動画撮影を行うので、地域資源に対する理解が深まり、まちの魅力を知ることによってシビックプライドを醸成できている。」との記載があるが、先ほどのY o u t u b e の動画投稿数からどうすればこの結果が導き出されるのか理解に苦しむ。

むしろ、より幅広い松山市内の若者に対し、まちづくりへの参画意識をもってもらおうという意味において参加者人数がより目的に適合した測定指標であると考えられる。なぜならば、参加人数が年々増加していればこの事業に興味を持った若者が増えてきている証だからである。その意味では、毎年参加校数は3校に限られており、なおかつ参加人数が年々減少している状況を鑑みるに当初の目的が達成されているとは言い難い。

ただ、参加人数という定量指標では判断しづらいことも理解できるので、あわせて参加者に対し市がアンケートをとり、それを集計したものも副次的な指標のとすることで、参加者の意識という定性的な効果の測定もある程度は行えるのではないかと考えられる。

【提言】事業の活動記録と継続性について

「『坂の上の雲』のまちを巡ろう 360 度市民リレー動画」は松山市らしい非常に面白い試みである。本事業のような「若い世代の地域資源の利活用と知る機会の充実を図り、シビックプライドを醸成するために、若者を中心に発展している動画のデジタルコンテンツを活用する」試み、特に活動結果をY o u t u b e に動画投稿するという発想は今風の面白いアイデアだと言えよう。

ただ、せっかくのこのような面白い試みの活動記録が残されていないのである。若者たちがどのように地域資源に触れ、各地域のまちの魅力を知り、体験していったかということを市が動画等に記録し残していれば市にとっても貴重な財産になったのではなかろうか。また各学校でY o u t u b e の投稿動画とその記録動画等を同時に視聴することで、参加できなかった多くの若い世代にも地域資源の利活用と知る機会の充実が図れたと思われる。また、来年度は自分も参加してみたいと思う学生も出てくるかもしれない。その意味で地域教育の貴重な教材にもなり得たであろう。また、参加者の生の声も残しておけば、より興味を引く教材になったと思われる。今後このような事業においては、単に作品だけでなく活動記録も残しておくべきである。

なお、この松山市らしい非常に面白い事業は残念なことに令和3年度からの3事業年度をもって終了してしまった。「若い世代（高校生、大学生等）の地域資源の利活用と知る機会の充実を図り、若い世代のシビックプライドを醸成することで、まちづくりへの参画の意識を育てる」といったような事業は継続することで初めてその目的を達成するものと思われる。そこで可能であるならばこの事業の復活を検討していただきたい。また今後はこのような松山市らしい事業についてはぜひとも短い期間に限定せず一定期間継続していただきたい。もし予算との関係で毎年の実施が難しいということであれば隔年でも問題ない。継続することが大切なのである。継続することで若い世代に自然と意識が芽生えて来るのではないだろうか。

一般的に若者に「地元で活躍したい」と思ってもらうには、魅力ある地域づくりが必要である。観光名所だけではなく、古い歴史を持つ建造物なども十分に地域の魅力になり得る。そういった新たな観光資源に目を向け、地域の魅力を底上げすることが、若者が地元に戻る理由のひとつになる。そうすることで長い目で見れば若者の地元離れの歯止めになることも期待できる。そのためにも、このような松山市らしい魅力的な事業を長期的に継続して行っていくことが将来のためにも必要である。

13. 地域コミュニティのデジタル化支援業務

(1) 事業の概要

ビジョン	にぎわいあふれるまちの力で笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でひとがつながる
事業名	地域コミュニティのデジタル化支援業務
事業概要	活動のデジタル化を希望する地域コミュニティ（まちづくり協議会、公民館活動、高齢クラブ等）を対象に、コミュニティの抱えている課題や課題解決の為にどのようなツールが活用できるかを一緒に考え、そのツールがコミュニティ内に定着するよう講習会や運用方法の相談等の支援を行います。
担当部署	総合政策部 デジタル戦略課
事業の背景	地域の高齢化により、地域コミュニティ活動の参加者が少なくなっており、地域コミュニティ活動を遂行するのが困難になってきた。 また、新型コロナウイルス禍を契機に、オンラインでのコミュニケーションツールやシステムが求められるとともに、地域の情報を共有しやすくするためにも地域コミュニティ活動のD Xが求められている一方で、地域の各コミュニティでデジタルツールの活用が進んでおらず、デジタルデバイドが加速しており、特に、情報発信、各コミュニティ内での情報共有に課題を有しているコミュニティが多く存在している状況である。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） デジタルデバイス対策の一環で、地域のコミュニティの構成員のデジタルリテラシーを向上させ、地域のコミュニティが、主体的にコミュニティの活動方法（現地・オンライン・ハイブリッド等）を選択して活動できる体制を整えることで、活動の持続可能性を高め、市民の生活の質を向上させること。 （実現時期） 令和4年度に予算化し、令和5年度及び令和6年度で実施。

事業内容	地域コミュニティのデジタル化支援を希望するコミュニティの課題やニーズを聞き取り調査により、把握・理解したうえで、各コミュニティのデジタル活用に向けた伴走支援を実施する。 具体的には、松山市内の31のまちづくり協議会及び、41の公民館等を対象に、希望のあったコミュニティに対し、FacebookやInstagramなどのSNSを利用した情報発信、及び、LINEを活用したコミュニティ内での情報共有の方法について、コミュニティの構成員に対する講座の開催を行った。
実現への課題	コミュニティのデジタル化を進めていくために、モデルケースの創出に留まらず、様々なコミュニティの特性や個別のニーズに応じたきめ細かな支援を行う必要がある。
課題に対する主な取り組み	各コミュニティにニーズ調査を行い、SNSを活用したコミュニティ内のコミュニケーションのデジタル化や活動内容の発信等についての講座等を実施する。
期待される効果	地域コミュニティの更なる活動の活性化や、活動自体の持続可能性が向上する。
測定指標	支援により、活動のデジタル化が可能となったコミュニティの数（累計／件）
効果の測定方法	支援を行ったコミュニティの累計数を合算する。
測定結果	令和6年度現在、累計14件（まちづくり協議会：R5年3件、R6年3件・公民館：8件）
将来の方針	松山市の各課宛てに各課が所管している団体のニーズ調査につきフォームを用いて実施したが、特に回答なく、更なるニーズはないものと考えられるため、デジタル戦略課での事業は令和6年度をもって終了予定。今後は各課にて実施していく。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施。

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	2,222
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	2,000

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	2,000	業務委託契約
その他	—	
合計	2,000	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	2,000	100.0
合計	2,000	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	—	2,000
契約方法	—	—	特定随意契約
委託業者名	—	—	公益社団法人 松山市 シルバー人材センター

(6) 主な契約の概要

契約名	令和5年度地域コミュニティのデジタル化支援業務
契約期間	令和5年10月20日～令和6年2月29日
業務内容（仕様）	・委託者が選定した既存のコミュニティ3団体において、デジタル活用に向けた講習及びサポートを実施すること。なお、実施に当たっては講義型で説明を行うだけでなく、参加者と一緒に操作を行うなど、伴走型の支援を実施し、各団体の設定する目標の達成を目指すこと。 ・講習、サポートの方式及びスケジュールについては、各団体と協議の上決定すること。 ・受託者は、参加団体毎に実施結果を取りまとめ、報告を行うこと。 【支援団体】 ・桑原地区まちづくり協議会 ・新玉地区まちづくり協議会 ・余土地区まちづくり協議会 【支援内容】 SNSを活用した情報発信 ・FacebookやInstagramでの情報発信を各団体が自立して行えるよう支援を行う。 SNSを活用した情報共有の効率化 ・LINEを活用して各団体内の役員間の情報共有や日程調整業務を効率化できるよう支援を行う。 ※団体毎に現在の取組状況が異なるため、ヒアリングを実施したうえで目指すゴールや難易度の設定を行うこと。
契約方法	特定随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
委託業者名	公益社団法人 松山市シルバー人材センター
業者選定理由	当該業務可能な要員を有しており、本業務を履行できる者が公益社団法人松山市シルバー人材センターのみであったため
契約金額	2,000千円
変更契約の有無	無し

再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) ・ 支援計画書 ・ テキスト類一式 ・ 業務活動報告書 ・ 会議等議事録 (検査手法) 委託業務が、契約条項のとおり、完了しているか否かを検査 (検査結果) 適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・ 委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・ 契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・ 安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・ 委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・ 委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・ 業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・ 特定随意契約公表書 ・ 契約書 ・ 仕様書 ・ 予定価格書 ・ 請求書 ・ 支出命令書 ・ 支出負担行為書 ・ 委託業務完了検査報告書
有効性	・ 委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。	・ 契約書 ・ 仕様書 ・ 委託業務完了検

	・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	査報告書
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 予定価格書 ・ 見積書 ・ 積算書 ・ 請求書

（８）監査の結果

【意見】測定結果について

本事業の目的は、デジタルデバйд対策の一環で、地域のコミュニティの構成員のデジタルリテラシーを向上させ、地域のコミュニティが、主体的にコミュニティの活動方法（現地・オンライン・ハイブリッド等）を選択して活動できる体制を整えることで、活動の持続可能性を高め、市民の生活の質を向上させることである。また、本事業において、市がその効果測定に選んだ指標は、支援により、活動のデジタル化が可能となったコミュニティの数である。

一方、市が測定結果として、提示しているコミュニティの数は、単に支援を行ったコミュニティの数であり、測定指標で「デジタル化が可能」となったかどうかの検討が十分になされていない。支援を行っても、デジタルツールの活用等がコミュニティ内で根付いていくとは必ずしもいいきれないのであるから、きちんと支援を行ったコミュニティに対し、事後的にアンケートを実施するなどの調査等を行い、それを集計し、測定結果に反映させるなど、事業目的で掲げられている「活動の持続可能性」についての検証を十分に行い、記録に残すべきであると考ええる。

【意見】将来の方針について

本事業の今後の方針について、市は松山市の各課宛てに各課が所管している団体のニーズ調査につき、フォームを用いて実施したが、特に回答なく、更なるニーズはないものと考えられるため、デジタル戦略課での事業は令和６年度をもって終了予定であり、今後は各課にて実施していくとしているが、単に松山市の各課宛にフォームを用いて調査を送り、回答がなかったから、ニーズはないと判断するのは、結論が早急すぎるのではないかと考える。

そもそも、本来、そのような概括的なニーズ調査は、本事業を行うか否かの判断において実施すべきものである。ある程度のニーズがあるものと判断して本事業を始めている以上、上述のような本事業において支援を実施したコミュニティへの事後的な調査の結果等、本事業を行った結果を踏まえて将来の方針を判断すべきと考える。

【指摘事項】事業の公平性について

本事業の目的は、「地域のコミュニティが、主体的にコミュニティの活動方法（現地・オンライン・ハイブリッド等）を選択して活動できる体制を整えることで、活動の持続可能性を高め、市民生活の質を向上させること」であり、令和5年度・6年度に松山市内の31のまちづくり協議会及び41の公民館等から、希望のあったコミュニティ（14団体）を対象にデジタル活用に向けた支援を実施していたが、「【意見】将来の方針について」でも触れたとおり、松山市の各課を対象としたニーズ調査で回答がなかったことをもって事業終了の判断を行っている。

しかしながら、ある程度のニーズがあるものと判断して本事業を始めているにもかかわらず市内部のアンケートのみをもって事業終了の判断を行うことは、本事業を認知していないがデジタル化の支援を受けたいという希望を持つコミュニティにとってはその機会を失うものであり、公平性に欠けるといわざるを得ない。

この指摘に対して市の回答は『松山市の全ての地域コミュニティを対象とすることが理想ではあるが、限られた予算と人的リソースの中でそれを実現することは困難であることから、本事業は横展開が可能なモデルケースの創出を目的として行った。特に、ソフト面のデジタルデバйд対策はただ講習をするだけでは活動の中に根付かせることが難しく、コミュニティの中に入って実情に応じた伴走支援を行うことが重要であることから、一度に多くの団体を対象に支援を行うことが難しい。そのため、広く募集を行うのではなく、団体を所管する部署に聞き取りを行う中で、地域の中心的なコミュニティであるまちづくり協議会と公民館の中から希望する団体を対象に実施することとなった。』と言うものであった。

確かに、「ソフト面のデジタルデバйд対策はただ講習をするだけでは活動の中に根付かせることが難しく、コミュニティの中に入って実情に応じた伴走支援を行うことが重要であることから、一度に多くの団体を対象に支援を行うことが難しい。」という回答ももつともではある。しかし、だからと言って事業を実施する松山市が対象とするコミュニティの範囲を限定する理由にはならないのではないかな。まして、広くニーズ調査を行うことなく事業廃止の決定を行うことは時期尚早ではなかろうか。

地域の高齢化等により、活動の参加者が少なくなり、コミュニティ活動を遂行するのが困難になっている地域コミュニティにおいては、活動の持続可能性を高めることは喫緊の課題である。そのような中で希望すら出すことができなかったコミュニティに属している多くの市民は、この事業の恩恵を受けることができていない。

現在は、まちづくり推進課において、本事業で創出したモデルケースを横展開し、まちづくり協議会を対象に事業を継続しているとのことだが、より多くの団体を対象に、支援を実施できるよう事業を検討すべきであったと考える。

14. 里島定住促進施設プロモーション事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営で笑顔を映す
基本方針	I C T利活用でより高度な政策を展開
事業名	里島定住促進施設プロモーション事業
事業概要	島しょ部への定住を一層促進するため、島で一定期間移住体験ができる施設の入居者募集の際に、島の移住に興味がある若い世代にターゲットを絞った広告発信をすることで施設の利用者を継続的に確保する環境を整えます。
担当部署	坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課
事業の背景	急速な高齢化が進行する松山市の島嶼部にとって、若い移住者を迎えて移住を促進し、島嶼部を活性化させる必要性がある。これまで島嶼部にある二つの定住促進施設の利用を経て島内へ定住する等、一定の成果が出ていたが、そのプロモーションには紙媒体を利用していたため、特に若い世代への訴求効果に疑問があった。そこで、定住促進による島嶼部の活性化を一層促進するため、インターネット媒体を利用したプロモーションを実施することで、特に若い世代の利用者を継続的に確保していく環境を整える必要がある。
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 島嶼部にある定住促進施設のプロモーションを行うことで、定住促進施設の認知度向上と利用者増加を図り、定住促進による島嶼部の活性化につなげる。 (実現時期) 令和5年度から令和7年度の3か年で実施。

事業内容	島嶼部では、移住を考える島外の人が、島で一定期間移住体験ができる施設を中島と興居島に整備し、定住を促進しており、利用を終えた世帯の中から島内の定住につながっている。若者の島嶼部への定住を一層促進するため、本事業では、島への移住に興味がある若い世代にターゲットを絞った効果的なプロモーションをする。 具体的には、入居者募集の際にインターネット広告を活用するとともに、プロモーション動画を制作し、松山市公式Y o u T u b eで公開するとともに、L P¹を作成し、そこに動画へのリンクを掲載することで、一定の成果が出ている移住体験施設の利用者を継続的に確保する環境を整える。また、本市の移住体験施設の認知度向上を図るとともに、公開後の動画に対するアクセス分析を行い、その結果をもとに効果的なアプローチを行うことで、利用者の増加を図り、定住の促進につなげる。
実現への課題	プロモーション動画の公開とインターネット広告配信により、定住促進施設の認知度向上および利用者の増加をいかに図れるか。
課題に対する主な取り組み	定住促進施設と島の暮らしを紹介する動画を合計7本制作し、松山市の公式Y o u T u b eチャンネルに掲載して公開した。 また、新たに作成した忽那諸島や施設の紹介L Pなどへ動画を掲載し、そのL Pを着地点とするクリック成果型のインターネット広告配信をY a h o o !とG o o g l eで実施し、そのアクセス分析を実施した。
期待される効果	動画をきっかけに定住促進施設の利用者が増加し、定住の促進につながる。
測定指標	定住促進施設の応募ホームページを閲覧した件数（定住促進施設への入居世帯数）
効果の測定方法	閲覧した件数を確認（入居世帯数を確認）
測定結果	3,837件（3世帯）
将来の方針	動画制作は令和5年度に終了し、令和6年度もホームページで運用中。インターネット広告については、令和6年度と7年度（予定）も継続して実施する。

¹ L P（ランディングページ）…W e b 広告・検索結果・S N S などを經由して訪問者が最初にアクセスするページ

令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施。
----------------------	---------

（２）予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算額	—	—	2,500
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	2,250

（３）令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	2,250	業務委託契約
その他	—	
合計	2,250	

（４）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
国県支出金	1,125	50.0
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	1,125	50.0
合計	2,250	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	—	—	2,250
契約方法	—	—	随意契約
委託業者名	—	—	株式会社アイムービック、株式会社バンブーデザイン

(6) - 1 主な契約の概要

契約名	里島定住促進施設プロモーションLP掲載等対応業務委託
契約期間	令和5年8月18日～令和6年3月31日
業務内容（仕様）	里島定住促進施設プロモーションLPの掲載及び更新に伴うアップロード作業 「いい、暮らし。まつやま」内に里島定住促進施設プロモーションLPを掲載し、動画が完成したタイミング等で年間10回更新すること。 なお、里島定住促進施設等のLPは、「里島定住促進施設プロモーション業務委託」にて制作したデータを使用し、アップロード作業を行うこと。 「いい、暮らし。まつやま」へのリンク バナーデザインは「里島定住促進施設プロモーション業務委託」にて制作したデータを使用すること。 アクセスレポートの制作、提出 契約期間中毎月のサイト訪問者数などをまとめたサイトアクセス状況レポートを制作し、提出すること
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令167条の2第1項6号
委託業者名	株式会社アイムービック

業者選定理由	当該事業者は、平成27年度に松山での暮らしの魅力を訴求できる松山市移住WEBサイト「いい、暮らし。まつやま」を構築し、そのWEBサイトの運営管理を行っている。 既存の松山市移住WEBサイト「いい、暮らし。まつやま」に今回制作したLPを掲載し、当該事業者が更新運営していく方が新たなWEBサイトを作成するよりも、低廉な価格であることに加え、ユーザのアクセス環境に不具合を生じさせないこと等から、当該事業者に委託するのが適切かつ、確実な対応が期待できるとともに、安定かつ円滑な稼働環境を保持できるため、引き続き契約するものである。
契約金額	110千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象(何を)) ・ 報告書 (検査手法 (どのように)) 提出された成果品につき、本委託業務に適合するものか否か検討 (検査結果) 適正

(6) - 2

契約名	里島定住促進施設プロモーション業務委託
契約期間	令和5年6月1日～令和6年3月31日

業務内容（仕様）	プロモーション動画の制作 下記の各テーマを1分程度にまとめた動画を制作すること。 動画は神浦定住促進施設4本、ハイムインゼルごごしま3本とする。 定住促進施設の紹介（施設の内装や外観の様子） ※神浦定住促進施設は令和5年度に内装改修工事を予定しているため、工事後に下記のスケジュールで3DK、2DKそれぞれ撮影制作すること ・ハイムインゼルごごしま 1LDK 令和5年6月～7月 ・神浦定住促進住宅 3DK 令和5年7月～8月 2DK 令和6年2月～3月 定住促進施設利用者インタビュー 島の暮らし（生活の拠点となるスーパーや病院、公園など） インターネットでの広告による情報発信 制作した動画を、市のホームページに掲載した後、市が指定する時期に、SNSなど独自のノウハウや手法を活用し、効率的かつ効果的なインターネット広告を年5回程度実施すること。ただし、事業規模は1,000,000円以内（消費税込み）とする。 インターネット広告による情報発信のアクセス分析 SNSなどのインターネット広告を実施したアクセス分析を行い、分析結果を踏まえた、より効果的な情報発信の方法の検討を行うこと。
契約方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社バンブーデザイン
業者選定理由	応募のあった3業者に対して「里島定住促進施設プロモーション業務委託」業者選考委員会が選考した結果、評価点が最低水準を上回っており、かつ最高得点であったため。
契約金額	2,140千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し

検査の概要	(検査対象(何を)) ・里島定住促進施設プロモーション支援業務報告書 ・制作した動画を収めたDVD-R (検査手法(どのように)) 提出された成果品につき、本委託業務に適合するものか否か検討 (検査結果) 適正
--------------	---

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した(随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した)。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した(長期継続の有無を含む)。 ・委託業務の検査(履行確認)が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開(公表対象となる契約について)の状況を確認した。	・随意契約チェックリスト ・「里島定住促進施設プロモーション業務委託」業者選考委員会審査結果概要書 ・契約書、業務委託請書 ・仕様書 ・予定価格書 ・請求書 ・支出命令書 ・支出負担行為書 ・検査調書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した(事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等)。 ・委託の効果(実効性)をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用さ	・契約書、業務委託請書 ・仕様書 ・検査調書

	れているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の削減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・予定価格書 ・見積書 ・積算書 ・請求書

（８）監査の結果

【意見】測定指標について

本事業の目的は、島嶼部にある定住促進施設のプロモーションを行うことで、定住促進施設の認知度向上と利用者増加を図り、定住促進による島嶼部の活性化につなげることにある。一方、本事業の測定指標は、定住促進施設の応募ホームページを閲覧した件数（定住促進施設への入居世帯数）であり、その測定結果は、令和５年度の閲覧件数及び入居世帯数としている。

単に単年度の閲覧件数や入居世帯数のみでは、本事業がどれだけ定住促進施設の認知度向上と利用者増加につながったかを測定することは困難である。本事業開始前と比べてどの程度、閲覧件数や入居世帯数が増加したかが重要であるため、本事業開始前後の閲覧数や入居世帯数の推移（もしくは、本事業開始前後の増減）の方が、より適切な測定指標であると考ええる。

また、たとえ本事業開始前と後を比較して閲覧数や入居世帯数が増えていたとしても、それが他の要因によるものであることも考えうるため、あわせて、問い合わせ数、問い合わせ者に対するアンケート結果、プロモーション動画の再生数やアクセス分析の結果なども、測定指標として選定し、上記閲覧数や入居世帯数とあわせて検討を行い、本事業の目的が実現できたかどうかの検討を行うべきと考える。

なお、市から入手した令和５年４月から令和６年３月までの閲覧数の月次推移データによると、ＬＰが公開された令和５年９月のみ１,４６８件と他の月に比べ閲覧数がかなり多かったが、令和５年１０月以降については、概ね月３５０から５５０件程度の間で推移しており、令和５年８月以前（概ね月４００から６００件程度で推移）と比べ有意な差は見受けられなかった。ただし、季節的な変動も考えられるため、本事業の成果を測定するには、もう少し長期間のデータを見る必要があるものと考えられる。

また、市から入手した令和４年４月から令和６年１２月までの入居世帯数の月次推移データによると、ＬＰが公開された令和５年９月以降については、ハイムインゼルごごしまについては令和６年５月から７月（それぞれ５世帯、５世帯、６世帯）を除き、すべての月において７世帯で推移し、神浦定住促進施設については、令和５年９月、１０月が１世帯、同年１１月、１２月が２世帯であるものの、それ以降、令和６年７月までは入居世帯がなく、令和６年８月以降も１世帯のみとなっており、令和５年８月以前の推移（ハイムインゼルごごしまは５から７世帯、神浦定住促進施設は１から４世帯で推移）と有意な差は見受けられなかった。

15. 都市情報システム住宅地図更新事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営で笑顔を映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	都市情報システム住宅地図更新事業
事業概要	都市情報システムにおいて、基図のひとつである住宅地図は、毎年度使用許諾契約を締結し、業務上必要な職員が現地確認・調査等で利活用できるようにしています。住宅地図には、詳細な住所や建物名、表札情報など豊富な地図コンテンツがあり、災害時の情報共有や被害状況の確認などの現地確認・調査等だけでなく、全庁の様々な業務で利用されているため最新版に更新します。 【都市情報システムとは】 行政のさまざまな情報について、地図上で管理を行うためのシステムです。
担当部署	総合政策部 システム管理課
事業の背景	都市情報システムとは、松山市の各種庁内業務において利用する各種情報について、さまざまな形式の地図データをレイヤーとして表示することで、地図上で管理をすることができるシステムである。業務上作成している地図では、建物名、表札などの情報を有していないため、位置の特定が困難な状況であり、それを解消するために、都市情報システムに住宅地図の取込を実施している。
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 住宅地図は、詳細な住所や建物名、表札情報など豊富な情報を有している。そのような住宅地図を都市情報システムに取込み、場所等の情報を把握し、業務上作成している地図と併せて活用することで、職員の現地確認や調査等の業務効率化などにつなげることを目的としている。 (実現時期) 令和4年度までは個別事業として実施。令和5年度以降については、毎年継続して実施する作業であるため、都市情報システムの運用支援業務に統一し、その一部として実施。

事業内容	ゼンリン住宅地図の使用許諾契約を締結し、都市情報システムに最新の情報を取り込む。
実現への課題	特になし。
課題に対する主な取り組み	—
期待される効果	住宅地図（データ）を利用することで、業務上作成している地図の更新補助、検索機能による場所特定の簡略化、現地確認や調査等の業務効率化につながる。 なお、ゼンリン住宅地図のレイヤーを使用している松山市の業務には、契約（競争入札参加資格を有する業者の所在情報等を登録等する際の背景として使用）、道路（市道路線網図、道路台帳、境界査定などの情報を登録等する際の背景として使用）、屋外広告物（屋外広告物の申請情報を登録等する際の背景として使用）、環境（浄化槽設置の状況等を登録等する際の背景として使用）、法定外財産（松山市所有の財産や法定外公共物の登録等をする際の背景として使用）、建築（開発許可、建築確認申請、建築基準法道路等の登録等をする際の背景として使用）、農林水産施設（土地改良工事申請の登録等をする際の背景として使用）、住居表示（住居表示の実施エリアや街区番号等の登録等をする際の背景として使用）などがある。
測定指標	業務上の様々な地図と住宅地図を重ね合わせて必要に応じた地図を作成することができ、取り込みを実施した結果が利便性向上、業務効率化に直接反映されているため、指標は特になし。
効果の測定方法	測定指標がないため未記載。（参考：住宅地図へのアクセスは、年間で約2万件あります。）
測定結果	測定指標がないため未記載。（参考：住宅地図へのアクセスは、年間で約2万件あります。）
将来の方針	ゼンリン住宅地図は、都市情報システムで簡易に場所等の情報を把握し、業務を実施するためには必要不可欠な情報であるため、今後も継続して実施していく予定である。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施。

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	8,572	8,336	8,335
補正後予算額	—	—	—
決算額	8,425	8,336	8,335

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	1,226	業務委託契約
手数料	7,109	住宅地図データ使用許諾に関する契約
合計	8,335	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	8,335	100.0
合計	8,335	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	1,316	1,227	1,226
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託業者名	コンピューターシステム株式会社	コンピューターシステム株式会社	コンピューターシステム株式会社

(6) 主な契約の概要

契約名	都市情報システム運用支援業務委託
契約期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

業務内容（仕様）	（対象サブシステム）庁内公開、都市計画、道路、建築、管財、環境、契約、住居番号通知・町名変更証明 【操作支援・Q & A 対応】 ・運用、操作等で発生する各種問い合わせ対応を行う。 ・システム誤操作によるデータ喪失やシステム障害を未然に防ぐことを目的に、人事異動等による新たな業務担当職員に対して、必要に応じて操作説明を行う。 ・新たに導入及び改良した機能の操作説明を行う。 【図面作成支援】 ・既存機能による新たな図面を作成する場合等の業務支援を行う。 ・作成図面の格納場所設定及び定義情報作成を行う。 【図面出図支援】 ・既存定義様式以外の出図要望に対して、業務支援を行う。 【データ交換支援】 ・各サブシステム等とのデータ連携に必要なデータ入出力作業及びデータ補正、並びに業務支援を行う。 【他システムデータ交換支援】 【資産税及び下水道GISからのデータ取込】 【環境設定及びデータ確認】 ・受託者の開発環境にて、環境設定（変換取込環境の復元、環境初期化）やデータ確認（様式、構成、ファイル数等）を行う。 【データ変換・取込・確認】 ・データ変換、開発環境への取込、取込結果の確認を行う。 【検証環境データ適用等】 ・委託者の検証環境に変換済データの適用及び検証を行う。 【本番環境データ適用等】 ・委託者の本番環境に変換済データの適用及び検証を行う。 【資産税及び下水道GIS用へのデータ出力】 【出力環境設定】 ・委託者の開発環境の変更、最新化を行う。 【データ変換・出力・確認】 ・開発環境で図形変換出力を行う。
----------	--

	【変換定義書等作成】 ・定義書及び報告書の作成を行う。 【住宅地図更新作業】 【環境設定及びデータ確認等】 ・受託者の開発環境にて、作業環境設置及びデータのフォーマット確認、データ欠損調査等を行う。 【データ変換】 ・住宅地図データ変換、外字処理、町コード処理を行い、整合性確認を行う。 【検証環境データ適用等】 ・委託者の検証環境に変換済データの適用及び検証を行う。 【本番環境データ適用等】 ・委託者の本番環境に変換済データの適用及び検証を行う。 【ユーザ設定作業】 ・人事異動等により業務担当の追加・変更・廃止が発生した場合、システムへのユーザ登録・変更・削除作業等を定期（緊急の場合は随時）に行う。 【定例報告】 ・定例会を開催し、課題や懸案等の報告・検討・作業実績等の報告を行う。
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項2号
委託業者名	コンピューターシステム株式会社
業者選定理由	コンピューターシステム株式会社は、都市情報システムのパッケージソフトウェアの知的所有権を有しており、他の業者では設定・保守等に関する業務を遂行することができないため
契約金額	8,558千円 なお、上記契約には、他の事業にかかる作業内容も含むため、本事業に計上した委託料については、作業工数により按分したものとなっている。 契約金額8,558千円×235h÷1,640h=1,226千円
変更契約の有無	無し

再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) ・都市情報システム運用支援業務委託 (検査手法) 調査項目及び評価基準が記載されたチェックリストに基づき、委託業務が契約条項のとおり完了したかを評価。 (検査結果) 適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・随意契約チェックリスト ・契約書 ・仕様書 ・予定価格書 ・請求書 ・支出命令書 ・支出負担行為書 ・検査調書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用さ	・契約書 ・仕様書 ・検査調書

	れているか確認した ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	
経済性・効率性	・ 入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 予定価格書 ・ 見積書 ・ 積算書 ・ 請求書

（８）監査の結果

指摘事項、意見ともに、特になし。

16. 水道台帳管理システム再構築事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営で笑顔を映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	水道台帳管理システム再構築事業
事業概要	都市情報システムの中で稼働している水道台帳管理システムは、運用開始から15年以上経過し、データ項目の増大による操作性の低下など多くの課題が生じていることから、機能やデータ項目の見直しによる業務効率性の向上と、データ更新費用の低減を目的としてシステムの再構築を行います。 本システムを令和3～5年に再構築し、令和5年7月から運用開始します。 【水道台帳管理システムとは】 水道施設等の各種情報を集約し、これらの情報を用いて検索・集計・分析を可能とするシステムです。
担当部署	公営企業局 水道管路管理センター
事業の背景	水道台帳管理システムとは、松山市の水道関連業務において、水道施設等の各種情報を地図上に集約し、これらの情報を用いて検索・集計・分析を行うためのシステムである。 既存の水道台帳管理システムは、本格稼働から15年以上経過し開発業者が令和元年度末に事業撤退しており、その後は別会社にシステム保守を移管し対応していたが、今後の大幅な機能改善が見込めず、今後のシステム管理・運用・保守において支障が生じるおそれも否定できないため、新たなシステムを再構築する必要がある。 また、あわせて新システムを再構築することにより、業務効率性の向上及びデータ更新費用削減をするという要望があった。

事業の目的及び実現時期	(事業目的) システムの再構築を実施し、機能改善による業務の効率化、データ更新費用の低減を図る。 (実現時期) 令和2年度から予算化、設計、令和3年度から令和5年度にかけて構築、令和5年11月から運用開始。
事業内容	既存の水道台帳管理システムは、運用開始から15年以上経過し、データ項目の増大による操作性の低下など多くの課題が生じていることから、機能やデータ項目の見直しによる業務効率性の向上と、データ更新費用の低減を目的としてシステムの再構築を行う。
実現への課題	機能やデータ項目をどのように見直せば業務効率の向上とデータ更新費用の低減を図れるか
課題に対する主な取り組み	レイヤーの見直しを実施し、業務で使用していなかった不要なレイヤーを削除するなどし、データ更新コストの低減を図るとともに、システムの処理機能を向上させ、業務効率化を図った。 ・データの整理による操作性の向上 →既存のレイヤデータを見直し、約15%のデータを削減することで操作性を向上させる。そのほか、印刷レイアウトや各種設備の詳細なデータ項目も見直す。 ・断水家屋検索の機能 →水道工事で断水計画を策定する作業、突発的な漏水事故対応の断水範囲を決定する作業など、断水検索に関する作業時間を短縮させる。 ・工事情報の登録機能 →システムに水道工事の情報を登録することで、水道工事に関する問い合わせを受けた際に、検索機能等を用いて、工事場所や担当者を特定し、迅速に担当者に引き継ぐことでお客様対応時間を短縮させる。 ・弁栓点検履歴の管理 →仕切弁や空気弁などの保守点検情報をシステム上で一元管理し、検索、集計、可視化を容易にすることで、業務効率を向上させる。

期待される効果	不要なレイヤーを削除することで、更新するデータの数を減らし、データ更新コストの低減が期待される。また、処理機能を向上させることで、水道台帳管理システムを利用した業務の効率を向上させることが期待される。
測定指標	上記効果を定量的に測定することが困難なため、測定指標はない。
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	業務上必要不可欠なシステムであることも踏まえ、今後の使用用途に合わせて機能改善を図りながら、継続して運用する。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	当初令和5年3月末までに仮稼働環境の構築を行い、同年6月末までにシステム検証の予定であったが、サーバー機器が半導体不足の影響で遅延したため、仮稼働が同年5月末まで延期となった。更に、検証において、特定の機能使用時にサーバーがダウンしたり、使用する松山市独自のデータにつきプログラムが対応していないことが判明したりと、不測の障害が発生し、その対応に時間がかかったため、11月から運用開始となった。令和5年度において実施完了している。

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	20,000	34,012	5,357
補正後予算額 （流用含む）	—	—	2,090
決算額	14,047	21,406	7,447

（3）令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	7,447	業務委託契約
その他	—	
合計	7,447	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	7,447	100.0
合計	7,447	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	14,047	21,406	7,447
契約方法	一般競争入札		
委託業者名	国際航業株式会社 松山営業所		

(6) 主な契約の概要

契約名	水道台帳管理システム再構築業務委託
契約期間	令和3年9月16日～令和5年10月31日

業務内容（仕様）	（対象システム）水道台帳管理システム 上記システムの再構築のため、以下の作業を行う。 【システム構築】 【分析】 ・システム化範囲、スケジュールを確定する。 【設計】 ・入出力（画面及び帳票）、データ連携機能を確定する。 【製造】 ・プログラムを作成しテストを実施する。 【テスト】 ・システム全体の動作を検証する。（システムテスト） ・システム全体の動作を検証する。（運用テスト） 【本番切替】 ・本番環境への切り替えを行う。 ・本稼働 【付帯作業】 ・職員に操作研修を行う。 【データ移行】 【分析】 ・データ移行方法及び移行項目を確定する。 【設計】 ・移行に必要な機能を確定する。 【製造】 ・プログラムを作成しテストを実施する。 【移行】 ・抽出済データを移行し、検証する。 【データ検証】 ・移行データの検証及び修正を行う。 【付帯作業】 ・システム切り替え時セットアップ 【サポートデスク】 ・サポートデスクを運用する。
----------	--

	【プロジェクト管理】 ・プロジェクト管理を行う。 【データ更新マニュアル】 ・データ更新マニュアルを作成する。
契約方法	一般競争入札（総合評価落札方式）
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の10の2
委託業者名	国際航業株式会社 松山営業所
業者選定理由	一般競争入札を実施した結果、総合評点数が入札者の中で一番高かったため
契約金額	42,900千円（三か年合計）
変更契約の有無	有り 半導体不足によるサーバー機器の遅延及び不測の障害への対応により、運用開始が遅延したため、契約期間の終期（令和5年6月30日から令和5年10月31日に変更）及び令和4年度、令和5年度の委託料（令和4年度：23,496千円から21,406千円に変更、令和5年度：5,357千円から7,447千円に変更）が変更となっている。
再委託の有無	無し
検査の概要	（検査対象） ・水道台帳管理システム （検査手法） 契約書及び仕様書、納入物件一覧表に基づき、機能要件を満たしているかなどを確認し、実施。 （検査結果） 適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・水道台帳管理システム再構築業務委託総合評価落札結果 ・水道台帳管理システム再構築業務委託 落札者決定基準 ・契約書 ・変更協議書 ・仕様書 ・予定価格書 ・請求書 ・支出命令書 ・支出負担行為書 ・検査調書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・契約書 ・仕様書 ・検査調書
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・予定価格書 ・見積書 ・積算書 ・請求書

（８）監査の結果

【指摘事項】 検査について

地方自治法 234 条の 2 第 1 項によると、「普通地方公共団体が・・・請負契約・・・を締結した場合においては、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認・・・をするため必要な・・・検査をしなければならない。」と規定されており、同法施行令 167 条の 15 第 2 項には、「地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類・・・に基づいて行わなければならない。」と規定されている。また、松山市委託業務評価要領 5 条 2 項には、「検査員は、松山市契約規則第 65 条の規定による検査時に検査調書・・・を作成し、評価を行うものとする。」と規定されており、同条 1 項には、「監督員は、契約締結後、委託業務ごとに「委託業務チェックシート」・・・を作成し、随時履行状況を把握して評価を行うものとする。」と規定されている。

国際航業株式会社松山営業所との委託業務にかかる契約は、委託業者にシステムの再構築という仕事の完成を目的として行われるものであり、その法的性質は請負契約（民法 632 条）に該当するものと思われるため、本事業の成果物等が契約書、仕様書等に適合するかの検査を行わなければならない、その際、委託業務チェックシートや検査調書を作成し、評価を行う必要がある。

本事業において、検査調書の作成はなされているが、適正であるという結果のみの記載であり、成果物につき、どのような方法で検査がなされ、どのような基準で評価がされたのかについて、特段の記載はなく、委託業務チェックシートも見受けられない。監査人が市に対し、検査の方法等について質問したところ、契約書及び仕様書、納入物件一覧表に基づき、機能要件を満たしているかなどを確認し、実施したという回答であった。

本事業は、市の業務において使用していた水道台帳管理システムを新たに再構築するというものであり、当該システムに要求される仕様も多岐に渡るため、出来上がったシステムが契約書、仕様書等に適合するものであるのかについて判断するためには、評価基準を設け、チェックリストを用いるなどし、漏れなく十分に検査する必要がある。

松山市では、平成 31 年 4 月から、検査の客観性をより担保するため、検査調書を作成する際に「委託業務チェックシート」の作成を必要としている。このシートは評価のプロセスを見える化し、第三者が確認できる有効な手段であることから、適切に運用されるよう改められたい。

【意見】 測定指標の選択について

本事業の測定指標につき、市は、定量的に測定することが困難なため、測定指標はないと判断している。

本事業の目的は、システムの再構築を実施し、機能改善による業務の効率化、データ更新費用の低減を図ることにあるのであるから、再構築されたシステムの導入により、どの程度業務効率が図れたのか、データ更新コストを削減できたのかを図れるような測定指標を設定すべきであり、そのような測定指標を設定することは十分可能であると考ええる。

例えば、新たに再構築されたシステムにつき、向上した処理機能にかかる市の業務を対象に、どの程度の効率的になったのか、担当部署に対し、調査を実施し、その結果を測定指標とすることや、データ更新コスト削減について、一定の運用期間について、データ更新にかかる費用や時間を集計し、それを測定指標とすることが考えられる。

17. 内部事務システム再構築及び電子決裁基盤導入事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	内部事務システム再構築及び電子決裁基盤導入事業
事業概要	現在稼働している内部事務システム（人事給与システム、総務管理事務システム、財務会計システム、文書管理システム）について、令和6年度末から令和10年度にかけて現在の賃貸借機器サポートの期間が満了となることに伴い、同一の基盤上で稼働するパッケージソフトを一括で導入し、職員の利便性向上及び業務の効率化を図ります。
担当部署	総合政策部 システム管理課 総務部 人事課・契約課・文書法制課・職員厚生課 理財部 財政課 会計事務局
事業の背景	現在、各システムを異なるシステムベンダーが導入しているため、職員情報をはじめとするシステム間の連携に個別改修や職員による手作業が発生している。 また、異なるベンダーのシステムのため、操作感にも差異があり、利用する職員にとって非効率な環境となっている。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） ・ 内部事務システム（庶務事務システム、人事給与システム、文書管理システム、財務会計システム）が令和6年度末から令和10年度にかけて保守期限を迎えることに伴い、4つのシステムが相互に連携し同一の基盤上で稼働するパッケージソフトを導入し、職員の利便性向上及び業務の効率化を図ることを目的とする （達成時期） ・ 庶務事務システム及び人事給与システムの再構築事業は令和6年度に終了し、令和7年度から新システム稼働予定
事業内容	同一の基盤上で稼働するパッケージソフトを一括で導入し、職員の利便性向上及び業務の効率化を図る
実現への課題	電子決裁基盤の導入にあたり、業務プロセスの見直しが必要となる。

課題に対する主な取り組み	システムベンダーと設計工程を協議する際に、現行の業務プロセスを見直し、システム標準の機能の利用や代替手段の検討により可能なかぎり個別カスタマイズをなくし、システム間連携がスムーズに行えるよう取り組んだ。
期待される効果	・ オールインワンパッケージを導入することでUIが統一されるため、職員の業務習得にかかる時間を縮減することができる ・ 電子決裁を導入することで、紙文書減少による保管場所や紙代の削減のほか、リモートワーク中でも決裁処理が可能となり、働き方改革を推進することができる
測定指標	・ 全システムが導入されてから測定されるべきものだが、所属によってシステムの利用頻度が異なること、個々の習得時間に差があることから、職員の業務習得にかかる時間を指標に設定することが難しい ・ 庶務事務システムについてはすでに現行システムで電子決裁が導入済み、人事給与システムは電子決裁の対象外であるため、現時点では、電子決裁導入による効果が測定できない
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	該当なし
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	103,196
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	44,985

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	44,968	総価契約うち令和5年度の支払い
その他	17	
合計	44,985	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
一般財源	44,985	100.0
合計	44,985	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	松山市内部事務システム再構築及び電子決済基盤導入業務委託
契約期間	令和5年12月6日から令和9年3月31日まで
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	地方自治法第167条の2第1項第2号
委託業者名	富士通 J a p a n 株式会社四国公共ビジネス部
業者選定理由	選定結果による
契約金額	585,068千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	有り
再委託先	株式会社アクトシステムズ P F U I T サービス株式会社 株式会社バルス 株式会社ビーフィット

再委託金額	株式会社アクトシステムズ 38,900千円 P F U I T サービス株式会社 4,000千円 株式会社バルス 1,100千円 株式会社ビーフィット 19,220千円
検査の概要	(検査対象) 議事録、課題管理表 (検査手法) プロジェクト計画書で示されたスケジュールに基づきプロジェクトを進行させ、月に1回定例進捗会議を実施し、予実差の把握と評価、実施判断を行うなど、効率よく業務を遂行できるよう監督し、打合せ後に議事録、課題管理表を提出させ、打合せで指示した内容が反映されているか等を検査した。 (検査結果) 適正

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・委託業務成果報告書 ・作業報告書 ・見積書 ・仕様書 ・提案書 ・随意契約執行表 ・予定価格書 ・契約方法決定書 ・再委託承認願

有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・ 同上
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 同上

（７）監査の結果

【意見】再委託の承認について（経済性・効率性）

上記（５）の再委託の承認について、再委託承認願には「再委託をする理由」、「再委託先」、「再委託に係る事務の内容等」、「業務委託条件」、「再委託先に求める個人情報の保護に関する事項の内容及び遵守方法」を記載する様式となっている。

まず、契約書において第三者への再委託を原則として禁止している趣旨は、委託業務の責任の所在が不明瞭となり得る業務の再委託について、当該委託業務の品質確保の観点から、再委託先が適正な業務遂行能力を有していることを確認すること、また業務の全部又は主要な部分を再委託する一括再委託については、当初の委託契約自体の経済的合理性の観点から、一括再委託を防止することを目的とするものと考ええる。

ここに、再委託を禁止する元となる、2006 年に財務省から各省庁宛に発出された通知の内容を検討する。

「公共調達の適正化について（抜粋）」

財計第 2017 号 2006（平成 18）年 8 月 25 日 財務大臣から各省庁宛の通知

２．再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が 100 万円を超えないものを除く。）する場合には、（略）

（１）一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託する

ことを禁止しなければならない。

(2)再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

(略)

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。」

これらの再委託を原則として禁止とする趣旨や財務省から発出された通知の内容を鑑みれば、上記の再委託承認願の記載項目には、再委託に係る契約金額等の情報を追加することが必要であると考ええる。そして、業務の範囲に見合った適正な水準の再委託金額であることや、不要な中間マージンの発生がないか等、当初の委託契約の経済的合理性が慎重に検証されるべきであり、改善するべきであると考ええる。

なお、この点について松山市に確認したところ、監査人からの意見以前に、自発的に「再委託承認願」の記載フォームを変更する予定であったとの回答を得た。またその変更案についても監査人に提供があり、記載事項に過不足がないことを確認したことから、【意見】とすることとした。

18. 税総合情報システム再構築事業（標準化対応）

（１）事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	税総合情報システム再構築事業（標準化対応）
事業概要	令和３年５月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和７年度末までに地方公共団体における税務システム標準化が義務付けられ、本市では、令和４年３月に「松山市デジタル化推進方針（業務系システム標準化編）」を策定し、国の補助金を最大限に活用しながら、対象期間内にシステム標準化を円滑に実施するための推進体制やスケジュール等を示しています。 本事業は、「松山市デジタル化推進方針（業務系システム標準化編）」本方針に基づき、税総合情報システムの標準化を行うものです。 【財政支援】デジタル基盤改革支援補助金
担当部署	理財部 納税課、市民税課、資産税課
事業の背景	令和３年５月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和７年度末までに地方公共団体における税務システム標準化が義務付けられた。 また、現行の税総合情報システム機器保守契約終了後、引き続き当該システムを利用した業務を行うためには再構築を行う必要があった。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） ・ 税総合情報システムについて、国の補助金を最大限に活用し、対象期間内に国が示したシステム標準化を円滑に実施することを目的とする （達成時期） ・ 令和７年度末
事業内容	国が示す基幹系20業務については、令和７年度までに、国が構築する「ガバメントクラウド」上で稼働する標準仕様に準拠したシステムへの移行を目指す。
実現への課題	調達や構築の期間のスケジュールを、庁内及び事業者と調整する必要がある。

課題に対する主な取り組み	関係各課及び情報政策部門や構築事業者と連携し、令和7年8月稼働を目指し再構築に取り組む。
期待される効果	・国が指定するガバメントクラウドAWS（Amazon Web Services）を利用するため、庁舎災害時でも業務の継続が可能となる ・人口減少社会、デジタル社会における住民サービスの維持向上が見込まれる ・標準仕様に基づくシステムを自由に選択することが可能となる ・ガバメントクラウドを活用することで、各団体が個別にセキュリティ対策や運用監視を行う必要がなくなる
測定指標	該当なし
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	再構築後は継続してシステムを運用する。なお、今後の税制改正や制度改正も標準準拠システムに反映させ、適正な税務業務を実施できるよう対応する。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	—
補正後予算額	—	—	206,896
決算額	—	—	206,896

（3）令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	206,896	システム構築業務委託
その他	—	
合計	206,896	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
一般財源	206,896	100.0
(内、デジタル基盤改革支援補助金対象)	121,968	59.0
合計	206,896	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	松山市税総合情報システム構築及び運用保守業務委託
契約期間	令和6年2月7日から令和14年3月31日まで
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	地方自治法第167条の2第1項第2号
委託業者名	富士通Japan株式会社四国公共ビジネス部
業者選定理由	選定結果による
契約金額	1,353,231千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) 作業報告書 (検査手法) 書面 (検査結果) 適正

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・見積書 ・仕様書 ・募集要領 ・委託業務等選定委員会資料 ・審査シート ・提案書 ・随意契約執行表 ・積算書 ・審査結果報告書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・同上
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・同上

(7) 監査の結果

特記事項なし。

19. 介護保険システム再構築事業（標準化対応）

（１）事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	ＩＣＴ利活用で円滑に業務を遂行
事業名	介護保険システム再構築事業（標準化対応）
事業概要	令和３年５月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和７年度末までに地方公共団体における20の業務システム標準化が義務付けられました。 令和４年３月に「松山市デジタル化推進方針（業務系システム標準化編）」を策定しており、本システムは、令和７年10月に標準化システムでガバメントクラウドへの移行を予定しています。 しかし、令和５年９月末をもって、現行機器のリース期間が満了するため、ガバメントクラウド再構築までの間、他のクラウド環境にて機器更新を行うものです。
担当部署	保健福祉部 介護保険課
事業の背景	令和３年５月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」において、介護保険システムを含む20の業務システム標準化が義務付けられたことによる
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 国が示す標準仕様に準拠した介護保険システムを導入し、令和７年10月にガバメントクラウド上で稼働する （達成時期） 令和７年10月
事業内容	令和３年５月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、令和７年度末までに地方公共団体における20の業務システム標準化が義務付けられた。本市においては、令和４年３月に「松山市デジタル推進方針（業務系システム標準化編）」を策定しており、介護保険システムは、ガバメントクラウド上で稼働する標準化システムへの移行を令和７年10月に予定している。 しかし、令和５年９月末をもって、現行機器のリース期間が満了するため、令和７年10月までの間、他のクラウド環境での機器更新を行う。
実現への課題	システムベンダー及び関係部署との調整が必要

課題に対する主な取り組み	国が示す標準仕様に準拠した介護保険システムの令和7年10月稼働に向け、現行介護保険システム、他課業務システムとの連携、カスタマイズ箇所、またガバメントクラウド利用に伴う手続きについて、システムベンダー及びシステム管理課他関係部署と確認・協議・スケジュール調整を行う
期待される効果	・国が指定するガバメントクラウドAWS（Amazon Web Services）を利用するため、庁舎災害時でも業務の継続が可能となる
測定指標	該当なし
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	国が示す標準仕様に準拠した介護保険システムの稼働を令和7年10月に開始
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	—	—	110,086
決算額	—	—	60,887

予算及び決算額は「法改正等に伴う介護システム開発事業」に係るもの。

（3）令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	53,456	
備品購入費	7,414	
その他	17	
合計	60,887	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国庫	5,200	8.5
一般財源	55,687	91.5
(一般財源の内、デジタル基盤 改革支援補助金対象)	16,490	27.1
合計	60,887	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	松山市介護保険システム構築及び運用保守業務委託
契約期間	令和6年2月22日から令和7年9月30日まで（構築期間）
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	地方自治法第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社日立システムズ 岡山支店
業者選定理由	選定結果による
契約金額	478,787千円
変更契約の有無	無し
再委託の有無	無し
検査の概要	(検査対象) 作業報告書 (検査手法) 書面 (検査結果) 適正

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・見積書 ・仕様書 ・随意契約執行表 ・募集要領 ・契約方法決定書 ・指名表 ・提案書 ・随意契約執行表 ・積算書 ・随意契約チェックリスト
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・同上
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・同上

(7) 監査の結果

特記事項なし。

20. 有害鳥獣捕獲情報有効活用化事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	有害鳥獣捕獲情報有効活用化事業
事業概要	鳥獣対策を実施するため、有害鳥獣の捕獲情報を有効活用できるシステム（アプリ）・体制を整備します。 システムに有害鳥獣捕獲に関する情報を入力することで、捕獲場所が地図データに記され可視化されます。また、捕獲情報確認書類等が同時に自動作成できるシステム（アプリ）を作成します。
担当部署	産業経済部 農水振興課
事業の背景	有害鳥獣捕獲確認書の事務作業の軽減。年々増加する有害鳥獣対策のため
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 地域の実情に応じた効果的な鳥獣対策を実施するため。 （達成時期） 令和6年4月
事業内容	・鳥獣対策を実施するため、有害鳥獣の捕獲情報を有効活用できるシステム（アプリ）体制を整備する。 ・システムに有害鳥獣捕獲に関する情報を入力することで、捕獲場所が地図データに記され可視化される。 ・捕獲情報確認書類等が同時に自動作成される。

事業の概要図等	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">交付決定確認者</td> <td>交付決定確認月日</td> <td colspan="3">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td>氏 名</td> <td colspan="2">確認印</td> </tr> <tr> <td>松山市役所 農水振興課</td> <td>■ ■</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">確認書類受付日</td> <td colspan="3">令和 年 月 日</td> </tr> </table>	交付決定確認者	交付決定確認月日	令和 年 月 日			所 属	氏 名	確認印		松山市役所 農水振興課	■ ■			確認書類受付日		令和 年 月 日																			
	交付決定確認者		交付決定確認月日	令和 年 月 日																																
			所 属	氏 名	確認印																															
		松山市役所 農水振興課	■ ■																																	
	確認書類受付日		令和 年 月 日																																	
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書 【 松山猟友会 ・ 五明支部 】 <table border="1"> <tr> <td>現 地 確 認 者</td> <td>所 属</td> <td>氏 名</td> <td>確認印</td> </tr> <tr> <td>現 地 確 認 月 日</td> <td>令和 5 年 4 月 3 日</td> <td>松山市役所農水振興課</td> <td>■ ■</td> </tr> <tr> <td>捕 獲 従 事 者 氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>獣種名 (成獣・幼獣別)</td> <td>シカ 成獣・幼獣</td> <td>性別・頭数</td> <td>オス・1 頭</td> </tr> <tr> <td>捕 獲 年 月 日</td> <td colspan="3">令和 5 年 4 月 3 日</td> </tr> <tr> <td>捕獲場所(住所等)</td> <td colspan="3">松山市 柳谷町 大崎 付近</td> </tr> <tr> <td>確認欄(方法)</td> <td colspan="3">現地確認 尾・回収</td> </tr> <tr> <td>特 記 事 項</td> <td colspan="3">オス1頭 体長120cm くりわな・銃器・ハコ</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> 【写真添付】 </td> </tr> </table>	現 地 確 認 者	所 属	氏 名	確認印	現 地 確 認 月 日	令和 5 年 4 月 3 日	松山市役所農水振興課	■ ■	捕 獲 従 事 者 氏 名				獣種名 (成獣・幼獣別)	シカ 成獣・幼獣	性別・頭数	オス・1 頭	捕 獲 年 月 日	令和 5 年 4 月 3 日			捕獲場所(住所等)	松山市 柳谷町 大崎 付近			確認欄(方法)	現地確認 尾・回収			特 記 事 項	オス1頭 体長120cm くりわな・銃器・ハコ			【写真添付】			
現 地 確 認 者	所 属	氏 名	確認印																																	
現 地 確 認 月 日	令和 5 年 4 月 3 日	松山市役所農水振興課	■ ■																																	
捕 獲 従 事 者 氏 名																																				
獣種名 (成獣・幼獣別)	シカ 成獣・幼獣	性別・頭数	オス・1 頭																																	
捕 獲 年 月 日	令和 5 年 4 月 3 日																																			
捕獲場所(住所等)	松山市 柳谷町 大崎 付近																																			
確認欄(方法)	現地確認 尾・回収																																			
特 記 事 項	オス1頭 体長120cm くりわな・銃器・ハコ																																			
【写真添付】																																				
実現への課題	該当なし																																			
課題に対する主な取り組み	該当なし																																			
期待される効果	捕獲場所等のデータを蓄積・分析することで、多角的に有害鳥獣対策を検討することができるようになる。																																			
測定指標	有害鳥獣の捕獲場所の分布、捕獲頭数及び農作物被害状況																																			
効果の測定方法	システム上で蓄積した捕獲情報の分析とNOSA I等への農作物被害状況調査																																			
測定結果	該当なし																																			

将来の方針	今後、システム上で蓄積した捕獲情報データや農作物被害状況調査結果を業務委託した愛媛大学農学部に提供し分析結果を次年度以降の有効な有害鳥獣対策に生かす。 有害鳥獣捕獲データを愛媛大学に提供し、科学的知見に基づいて有害鳥獣の状況とそれに基づく対策案など提言してもらう。提言された内容を松山市鳥獣被害防止対策協議会で協議し、松山市鳥獣被害防止計画を策定し、有害鳥獣による農作物被害の減少につなげていく。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	実施完了

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	8,803
補正後予算額	—	—	7,379
決算額	—	—	7,379

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	7,238	下記(6) 委託契約の概要参照
通信運搬費	141	
その他	—	
合計	7,379	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
一般財源	7,379	100.0
合計	7,379	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	有害鳥獣捕獲情報システム開発業務委託
契約期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社シグマアイ
業者選定理由	鳥獣捕獲データ収集・分析システム開発を愛媛大学と先行して共同開発を行っているため
契約金額	7,238千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	（検査対象） 業務委託の成果（作業実績報告書） （検査手法） 書面検査 （検査結果） 適正

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・作業実績報告書、検査調書 ・内容書（随意契約理由の記載） ・随意契約執行表 ・契約方法決定書 ・委託業務等業者選定部会資料 ・指名業者選定表兼審査結果報告書 ・随意契約チェックリスト ・見積書 ・仕様書 ・予定価格書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・同上
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・同上

(7) 監査の結果

特記事項なし。

21. 職員権限登録管理システム再構築事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	職員権限登録管理システム再構築事業
事業概要	2024年(令和6年)2月に業務系ポータル(職員管理、所属係管理機能を包含)が稼働している共通基盤システムの機器の再リソースアップとともにメーカーサポートが終了するため、職員権限登録管理システムを再構築します。
担当部署	総合政策部 システム管理課
事業の背景	・職員権限登録管理システムのメーカーサポート終了に伴い、引き続き業務システムを使用する職員の利便性を高めるためコスト削減を図った再構築を行うもの ・職員が業務系システムを使用するにあたり、部署によって使用できるシステム(例:住民記録・税・福祉など)が異なるほか、同部署内でも各システムで管理・参照できる画面などが違うため、セキュリティや利便性等の観点から、権限情報を設定する必要がある ・人事異動や機構改革などに迅速に対応する必要がある
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 職員管理等機能により、各業務システムに対して利用権限情報を提供する必要がある。 また、各業務システムを起動する際、業務系ポータルのメニュー画面を利用することで職員の利便性が高める。 職員権限登録管理システムは、以下機能を有している。 ・人事異動、機構改革の連携データを取込む機能 ・所属職員情報をメンテナンスする機能 ・所属職員情報(利用権限情報)を各業務システムに対して提供する機能 ・メニュー画面から各業務システムを起動する機能。 (達成時期) 令和6年3月

事業内容	令和6年2月に業務系ポータル（職員管理、所属係管理機能を包含）が稼働している共通基盤システムの機器の再リースアップとともにメーカーサポートが終了するため、職員権限登録管理システムを再構築する。
実現への課題	該当なし
課題に対する主な取り組み	該当なし
期待される効果	業務系システム起動の利便性が高まる。
測定指標	職員管理等機能により、各業務システムに対して利用権限情報を提供することができ、職員の適正利用を図ることができている。 また、人事異動・機構改革の連携データの取込みや職務権限情報をメンテナンスする機能が実装されていることにより、作業時間の短縮につながっている。 測定指標は、数値では表せない。
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	継続して運用することで、業務系システムの適正利用及び利便性の向上に繋がる
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	実施完了

（２）予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	11,346
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	11,346

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	11,346	
その他	—	
合計	11,346	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
一般財源	11,346	100.0
合計	11,346	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	職務権限登録管理機能改修業務委託
契約期間	令和5年7月10日から令和6年3月31日まで
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法第167条の2第1項第2号
委託業者名	富士通 J a p a n 株式会社 四国公共ビジネス部
業者選定理由	松山市が導入している「職務権限登録管理機能」を有する「業務系職員ポータルシステム」は、富士通 J a p a n 株式会社が知的所有権を有しており、当該機能の改修業務は、他の事業者では履行ができないため。
契約金額	11,346千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象) 不明 (検査方法)

	不明 (検査結果) 適正
--	-----------------------------------

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・見積書 ・仕様書 ・募集要領 ・委託業務等選定委員会資料 ・審査シート ・提案書 ・随意契約執行表 ・積算書 ・審査結果報告書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・同上
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・同上

(7) 監査の結果

特記事項なし。

22. 無線LAN全庁展開業務

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	ICT利活用で円滑に業務を遂行
事業名	無線LAN全庁展開業務
事業概要	令和3年度から職員が多様な働き方を行える環境を提供するために実施している情報系端末のネットワーク無線化について、本庁・別館・合同庁舎・消防局への展開を行います。
担当部署	総合政策部 システム管理課
事業の背景	・LGWAN接続系ネットワークが無線化されるまでは、端末を移動させるとネットワークに接続することができなかったため、ファイルサーバ等にアクセスできず、業務効率化やペーパーレス化の足かせとなっていた。 ・令和3年度から職員が多様な働き方を行える環境を提供するために、情報系端末のネットワーク無線化を行っており、令和5年度に本庁・別館・合同庁舎・消防局へ展開し、会議や研修等のペーパーレス化が促進されるとともに、業務効率化につながった。
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 全庁のLGWAN接続系ネットワークの無線化を行うことで、職員が多様な働き方を行える環境を提供し、業務効率化やペーパーレス化を図る。 (達成時期) 令和6年3月
事業内容	令和3年度から職員が多様な働き方を行える環境を提供するために実施しているLGWAN接続系ネットワークの無線化について、本庁・別館・合同庁舎・消防への展開を行う。
実現への課題	庁舎の建替えとの整合性を図り、無駄のない整備が必要となる。
課題に対する主な取り組み	建替えが予定されている第三・四別館等については、整備を最小限とした。
期待される効果	LGWAN接続系端末を使用した会議等が可能な場所が広がり、ペーパーレス化が推進され、業務効率化につながる。

測定指標	無線LAN接続回数及び無線LAN利用端末台数
効果の測定方法	測定指標がないため未記載（参考：無線LAN接続回数及び無線LAN利用端末台数を測定）
測定結果	測定指標がないため未記載（参考：無線LAN接続回数は1か月あたり約30,000回、約3,800台の端末のうち1,388台が無線LANを利用）
将来の方針	継続して運用する。庁舎の建替えを見据え、無駄なく機器更新等を行っていく。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（2）予算額と決算額の3期間推移

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	32,340
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	31,672

（3）令和5年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	31,672	機器設置及び設定委託業務
その他	—	
合計	31,672	

（4）財源の内訳

（単位：千円）

財源	金額	比率（％）
一般財源	31,672	100.0
合計	31,672	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	庁内LAN機器（令和5年度無線LAN拡張等）構築業務委託
契約期間	契約締結日から令和5年11月30日まで
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法第167条の2第1項第2号
委託業者名	西日本電信電話株式会社 四国支店
業者選定理由	本業務の対象となるシステム・機器は庁内のネットワーク全体の構成と密接に関連しており、対象システム・機器の停止は全庁の業務に影響するため、入替のリスクを最小化し、迅速かつ確実な履行が必要となる。 そのため、庁内ネットワーク全体の構成を把握しており、入替を行うことによる影響についても熟知している西日本電信電話株式会社四国支店以外では実施することが困難である。また、移行稼働後の一体的な運用・保守サポートの実現についても、知識、技術、体制の観点から同様の状況であるため。
契約金額	46,420千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	株式会社インターネットイニシアティブ パースルプロセス&テクノロジー株式会社 株式会社NTTフィールドテクノ 愛媛設備部 Sky株式会社 アライドテレシス株式会社 関西中四国営業本部 四国支社
検査の概要	該当なし

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・随意契約チェックリスト ・指名通知書 ・指名業者選定表兼審査結果報告書 ・指名表 ・積算書 ・契約方法決定書 ・見積書 ・予定価格書 ・随意契約執行表 ・仕様書 ・再委託承認願
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・同上

経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか確認した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・同上
----------------	---	---

（７）監査の結果

【意見】再委託の承認について（経済性・効率性）

17. 内部事務システム再構築及び電子決裁基盤導入事業での指摘事項と同様。

23. 放置自転車管理システム再構築事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	放置自転車管理システム再構築事業
事業概要	市道や市有施設に放置されている自転車等を撤去・管理等を行うための放置自転車管理システムの再構築を行うものです。
担当部署	都市整備部 都市・交通計画課
事業の背景	・現在のシステムは自転車の情報等を管理しているが、詳細状況等は随時電話で現地職員に電話し確認を行っており、市民からの問い合わせに対し返答に時間がかかっていた。また、データ保管をオンプレミスで行っており、自課でサーバーを管理し停電時には電源を切る、定期的にバックアップをとる等、職員の負担もあった。
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 放置自転車管理システムが令和5年度に契約期間満了になることに伴い、契約当初から長期間使用していたシステムについて再構築を行うことで利便性の向上及び業務の効率化を図ることを目的とする。 (達成時期) 令和6年1月
事業内容	市道や市有施設に放置されている自転車等を撤去・管理等を行うための放置自転車管理システムの再構築を行うもの。
実現への課題	該当なし
課題に対する主な取り組み	現在も放置自転車管理システムを使用しており、撤去自転車等の管理を継続することで、安定した運営が行える。また、システムで写真管理を行うことで、市民からの問い合わせに対し迅速に対応でき、市民満足度が向上する。
期待される効果	該当なし
測定指標	該当なし

効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	放置自転車管理システムの再構築事業は令和6年1月末までに終了し、令和6年2月から新システム稼働。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施
事業区分	継続

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	660
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	660

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	660	
その他	—	
合計	660	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	660	100.0
合計	660	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	松山市放置自転車管理システム再構築業務委託
契約期間	令和5年8月4日から令和6年1月31日まで
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	公募型プロポーザル方式 随意契約
契約の法令根拠	地方自治法第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社 愛媛電算
業者選定理由	受託者は、公募型プロポーザル方式で選定しており、当該業務に対し、専門的な知識を有している。また、他の応募事業者と比べても、機能要件、金額ともに、求める要件に適している。よって、随意契約を締結するものである。
契約金額	660千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	（検査対象） 不明 （検査手法） 不明 （検査結果） 適正

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・完了報告書、検査報告書 ・検査調書 ・検査職員任命伺 ・競争入札等審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・仕様書 ・執行伺 ・業者選定伺 ・予定価格調書 ・検査職員任命伺 ・完成図書 ・検証結果報告書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・同上

経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 同上
----------------	---	--

（７）監査の結果

特記事項なし。

24. 公金受取口座利用に伴うシステム改修事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	公金受取口座利用に伴うシステム改修事業
事業概要	公的給付支給等口座登録制度は、国民が金融機関に保有している預貯金口座（一人一口座）を、公的給付等を受け取るための口座として、マイナポータル等において事前に国に登録することにより、行政機関等で実施している各給付手続等に活用できる制度で、国は令和5年1月以降、対応可能な自治体から順次利用を開始するよう示しています。 本市では、令和5年7月の公金受取口座を活用した公的給付の円滑実施を目指し、各システムの改修を行うものです。
担当部署	理財部 納税課 保健福祉部 国保・年金課他3課
事業の背景	・公的給付支給等口座登録制度について、国は令和5年1月以降、対応可能な自治体から順次利用を開始するよう示している。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） マイナンバーを利用した公的給付支給等口座登録制度に対応させることを目的とする。 （達成時期） 令和5年7月
事業内容	公的給付支給等口座登録制度は、国民が金融機関に保有している預貯金口座（一人一口座）を、公的給付等を受け取るための口座として、マイナポータル等において事前に国に登録することにより、行政機関等で実施している各給付手続等に活用できる制度で、国は令和5年1月以降、対応可能な自治体から順次利用を開始するよう示している。 本市では、令和5年7月の公金受取口座を活用した公的給付の円滑実施を目指し、各システムの改修を行うものである。
実現への課題	該当なし
課題に対する主な取り組み	目標時期までに利用可能となるようシステム改修を行う。

期待される効果	公金受取口座を活用した公的給付が円滑に実施されることで申請者の利便性が向上する。
測定指標	該当なし (申請時の選択肢を提供するものであり、利用の可否は申請者次第となるため、人数で測定できない)
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	申請者の選択肢として継続使用する。
令和5年度の取り組みと成果(進捗)の概要	計画通り実施
事業区分	継続

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	1,320
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	1,320

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	1,320	
その他	—	
合計	1,320	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	1,320	100.0

合計	1,320	100.0
----	-------	-------

(5) 主な契約の概要

契約名	医療助成等システム改修事業（児童扶養手当、児童手当公金受取口座対応）業務委託
契約期間	令和5年4月5日から令和5年6月30日まで
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社 愛媛電算
業者選定理由	既存システムに対して改修を行うものであり、当該システムの知的所有権を有しており、専門的知識及び特殊な技術を有する開発業者でなければ履行することができないため、その開発業者を選定するもの。
契約金額	1,320千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	（検査対象） 不明 （検査手法） 不明 （検査結果） 適正

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・完了報告書、検査報告書 ・検査調書 ・検査職員任命伺 ・競争入札等審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・仕様書 ・執行伺 ・業者選定伺 ・予定価格調書 ・検査職員任命伺 ・完成図書 ・検証結果報告書
有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・同上

経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・同上
----------------	---	---

（７）監査の結果

特記事項なし。

25. 登降園管理システム導入事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	登降園管理システム導入事業
事業概要	公立幼稚園での登降園における確認及び保育記録の省力化や、園児についての幼稚園教諭間の情報共有が可能となる、登降園管理システムを構築して幼稚園に導入します。 【登園管理システムとは】 タブレット端末で保育の記録を入力し、出席簿や預かり保育料金の算出表作成を行うためのシステム
担当部署	こども家庭部 保育・幼稚園課
事業の背景	園児の安全対策が重要視される中、さらなる子どもの安全対策を講じるため、登降園管理システムを導入するもの。
事業の目的及び実現時期	(事業目的) 園児の登降園管理や幼稚園教諭間の情報共有をより正確に管理することで、園児の安全対策をさらに強化することや幼稚園教諭等の負担を軽減し保育の質の向上につなげる。 (達成時期) 令和5年12月
事業内容	公立幼稚園での登降園における確認及び保育記録の省力化や、園児についての幼稚園教諭間の情報共有が可能となる、登降園管理システムを構築して幼稚園に導入する。
実現への課題	該当なし
課題に対する主な取り組み	該当なし
期待される効果	・園児の登降園の管理を確実かつ正確に行うことで、不在幼児の確認を迅速に行い、園児の安全が確保できる。 ・事務作業時間の短縮により、子どもや保護者に向き合う時間や保育等に費やす時間が確保でき、より丁寧な保育等の実施が可能となり、保育等の質の向上につながる（定量効果として、年間約1,800時間の事務軽減を見込んでいる）。

測定指標	該当なし
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	継続して運用する
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	—	—	2,873
補正後予算額	—	—	—
決算額	—	—	1,169

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
通信運搬費	1,169	総価契約うち令和5年度の支払い
合計	1,169	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	777	66.5
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	392	33.5
合計	1,169	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	登園管理システム利用契約
-----	--------------

契約期間	本運用開始より 5 年間
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	一般競争入札
契約の法令根拠	地方自治法第234条の3
委託業者名	株式会社ひめぎんソフト
業者選定理由	選定結果による
契約金額	12,254千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	該当なし

（6）監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・契約方法決定書 ・入札説明書 ・入札書 ・予定価格書 ・入札執行表 ・仕様書 ・サービスレベル定義書 ・業務機能要件書 ・機能一覧 ・要件確認書 ・設計書 ・検証結果報告書 ・請求書

有効性	・ 委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・ 委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・ 委託業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・ 本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・ 同上
経済性・効率性	・ 委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 同上

（７）監査の結果

特記事項なし。

26. 情報システムの標準化・共通化

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で円滑に業務を遂行
事業名	情報システムの標準化・共通化
事業概要	国が示す基幹系20業務については、2025年度までに、国が構築する「ガバメントクラウド」上で稼働する標準仕様に準拠したシステムへの移行を目指します。 また、基幹業務以外の業務システムのうち、国が示す基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドへの移行を目指します。 標準化（ガバメントクラウド） 2022年度：住民記録、印鑑
担当部署	総合政策部 システム管理課、各業務主管課 保健福祉部 国保・年金課、各業務主管課
事業の背景	・令和3年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定され、20業務の標準準拠システムへの移行が義務として規定されているとともに、ガバメントクラウド上での稼働を目指すことが規定されている。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、 児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の基幹20業務について令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行をガバメントクラウド上にて行うことを目的としている。 （達成時期） 令和5年2月（住民記録、印鑑）

事業内容	・国が示す基幹系20業務については、2025年度までに、国が構築する「ガバメントクラウド」上で稼働する標準仕様に準拠したシステムへの移行を目指す。 ・基幹業務以外の業務システムのうち、国が示す基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドへの移行を目指す。
実現への課題	【改修スケジュール】調達や構築の期間のスケジュールを調整する必要がある。 【導入方式検討】システム導入方式や通信方法などを検討し、適正な予算要求を行う必要がある。 【体制整備】業務主管課による標準仕様とのFit&Gapや仕様書・機能要件書の作成が必要です。また情報政策部門は、短期間の間に複数の業務主管課への支援を行う必要がある。
課題に対する主な取り組み	高度情報化推進本部にて各システムの移行時期を分散させたスケジュールを検討した上で全庁に周知し、 各業務主管課がお互いの状況把握や協力体制をとれるようにしている。
期待される効果	災害時でも業務の継続が可能となる。 コストを削減できる可能性がある。 耐震・免震構造、24時間365日有人監視等のデータセンターを利用することで、システムの安定稼働が可能となる。
測定指標	運用コストの削減についてシステム入替前後の費用比較が対象となるが、利用状況に応じて価格変動するデータセンター利用料を国が費用負担しており、費用比較ができない状況。
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	努力目標とされている基幹系20業務の令和7年度末までの移行を目指し引き続き、標準化を進めていく。
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施
事業区分	継続

(2) 予算額と決算額の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算額	491	4,950	13,442
補正後予算額	—	—	—
決算額	364	4,840	12,002

(3) 令和5年度決算額の主な内訳

(単位：千円)

節	決算額	主な内容等
委託料	12,002	福祉システムFit&Gap
その他	—	
合計	12,002	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率(%)
国県支出金	—	—
地方債	—	—
その他	—	—
一般財源	12,002	100.0
合計	12,002	100.0

(5) 主な契約の概要

契約名	福祉総合システム標準化対応準備支援業務委託
契約期間	令和5年4月27日～令和5年9月30日
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	株式会社愛媛電算
業者選定理由	現行システムの標準化移行後の差異を確認するための業務

	委託であり、当該システムの知的所有権を有しており、専門的知識及び特殊な技術を有する開発業者でなければ履行することができないため、その開発業者を選定するもの。
契約金額	9,240千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	該当なし

(6) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・完了報告書、検査報告書 ・検査調書 ・検査職員任命伺 ・競争入札等審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・仕様書 ・執行伺 ・業者選定伺 ・予定価格調書 ・検査職員任命伺 ・完成図書 ・検証結果報告書

有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・ 同上
経済性・効率性	・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 同上

（７）監査の結果

特記事項なし。

27. 松山圏域消防指令センター整備事業

(1) 事業の概要

ビジョン	最先端で効率的な行政運営を笑顔で映す
基本方針	I C T利活用で財政負担の少ない事務を徹底
事業名	松山圏域消防指令センター整備事業
事業概要	令和6年4月から、松山圏域消防本部（松山・伊予・東温）で消防指令業務の共同運用を開始するため、消防指令センターを整備し、新たな消防通信指令管制システムを導入します。あわせて、当該システムと連携して災害事案報告や予防・警防・総務業務を一元管理する消防OAシステムを導入します。 【消防指令センターとは】 松山圏域の火災や救急の119番通報を受付けし、消防車や救急車への出動指令と無線統制等の通信指令業務を共同で行うセンターです。 【消防通信指令管制システムとは】 119番通報を受け付けてから消防隊の出動指令までの一連の操作や、現場活動支援などを効率的に行うシステムです。
担当部署	消防局 通信指令課
事業の背景	・松山圏域で共同運用する消防通信指令管制システムを導入し、応援体制の強化や高額な指令システム等の費用負担の削減、指令員の効率的な配置を行う。
事業の目的及び実現時期	（事業目的） 松山圏域3消防本部の119番通報の受信と消防車や救急車の出場指令、無線統制等の通信指令業務の運用を共同で行う。 （達成時期） 令和6年3月
事業内容	・「松山圏域消防指令センター」を整備し、新たな消防指令システムを導入する。あわせて、当該システムと連携する消防OAシステムを導入する。

実現への課題	【改修スケジュール】 令和6年3月までのシステム整備が必要
課題に対する主な取り組み	消防指令システムと消防OAシステムの構築 など
期待される効果	隣接地域へ迅速に応援出動できるため、消防車や救急車の到着時間が短縮される。各市町で整備費用を按分し、かつ、交付税措置の有利な地方債が活用できるため、経費が大幅に削減できる。
測定指標	松山圏域消防指令センターの安定的な運用
効果の測定方法	該当なし
測定結果	該当なし
将来の方針	継続して運用する
令和5年度の取り組みと成果（進捗）の概要	計画通り実施

（２）予算額と決算額の３期間推移

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
予算額	19,500	547,119	1,708,003
決算額	17,724	247,778	961,401

（予算額と決算額の著増減事項等）

令和４年度の予算額と決算額との乖離は、消防指令システム構築業務委託で、プロポーザルの結果、提案額が予算額を下回ったため生じたもの。

令和５年度の予算額と決算額との乖離は、消防救急デジタル無線の更新予算を計上していたが、令和５年度の支払いがなかったため生じたもの。

（３）令和５年度決算額の主な内訳

（単位：千円）

節	決算額	主な内容等
委託料	848,433	下記（６）委託契約の概要参照
その他	112,968	高所監視カメラ設備改修費用等
合計	961,401	

(4) 財源の内訳

(単位：千円)

財源	金額	比率 (%)
国県支出金	—	—
地方債	710,300	73.9
その他	248,332	25.8
一般財源	2,769	0.3
合計	961,401	100.0

(5) 委託料の3期間推移

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
決算額	16,170	184,678	848,433
契約方法	—	随意契約 他	随意契約 他
委託業者名	—	日本電気株式会社 他	日本電気株式会社 他

(6) - 1 主な契約の概要

契約名	松山圏域消防指令センター消防指令システム構築業務委託
契約期間	契約締結日から令和6年3月31日
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	日本電気株式会社 松山支店
業者選定理由	選定結果による
契約金額	895,400千円
変更契約の有無	有り(金額及び履行期間の変更等なし)
再委託の有無	該当なし

検査の概要	(検査対象) 業務報告書 (検査手法) 書面検査 (検査結果) 適正
-------	---

(6) - 2

契約名	消防救急デジタル無線高機能遠隔制御器移設業務委託
契約期間	契約締結日から令和6年3月31日
業務内容(仕様)	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
委託業者名	日本電気株式会社 松山支店
業者選定理由	選定結果による
契約金額	1,841千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	該当なし
検査の概要	(検査対象) 不明 (検査手法) 不明 (検査結果) 適正

(6) - 3

契約名	新指令センターシステム構築に伴う既設デジタル無線システム接続業務委託
-----	------------------------------------

契約期間	令和５年９月29日から令和６年３月29日まで
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号
委託業者名	日本電気株式会社松山支店
業者選定理由	当該システムの機器の大部分が開発業者の自社制作物であり、他社による整備・調節は困難である。また、機器操作及び管理のためのコンピュータソフトウェアについても自社開発によるものであり、加えて、ソフトウェア著作権は当該業者にあることから、他社ではシステムの改修を直接行うことはできないため。
契約金額	7,898千円
変更契約の有無	該当なし
再委託の有無	有り
再委託先	NECプラットフォームズ株式会社 三信電気株式会社
検査の概要	（検査対象） 不明 （検査手法） 不明 （検査結果） 適正

（６）－４

契約名	松山圏域消防指令センター消防OAシステム構築業務委託
契約期間	令和４年11月18日から令和６年３月31日まで
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

委託業者名	株式会社M J C
業者選定理由	プロポーザル方式により、応募の中から優先交渉権者として特定されたため。
契約金額	97,680千円
変更契約の有無	有り（金額及び履行期間の変更等なし）
再委託の有無	該当なし
検査の概要	（検査対象） 不明 （検査手法） 不明 （検査結果） 適正

（６）－５

契約名	松山圏域消防指令センター消防ＯＡシステム構築業務委託
契約期間	令和４年11月18日から令和６年３月31日まで
業務内容（仕様）	仕様書通り
契約方法	公募型プロポーザル方式による随意契約
契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号
委託業者名	株式会社M J C
業者選定理由	プロポーザル方式により、応募の中から優先交渉権者として特定されたため。
契約金額	97,680千円
変更契約の有無	有り（金額及び履行期間の変更等なし）
再委託の有無	該当なし

検査の概要	(検査対象)
	不明
	(検査手法)
	不明
	(検査結果)
	適正

(7) 監査要点と実施手続の概要

監査要点	実施手続	証憑書類等
合規性	・委託契約書及び仕様書を閲覧し、適法な契約事務であること、及び公権力の行使に当たる可能性のある事務委託ではないことを確認した。 ・契約方法の選定が適法、かつ、妥当であることを質問した（随意契約の場合、当該契約方法によることを可能とする規則等を閲覧した）。 ・安易に随意契約を選定している傾向がないか検討した（長期継続の有無を含む）。 ・委託業務の検査（履行確認）が適正に行われていることを確認した。また、検査の方法を質問し、適切に評価されていることを確認した。 ・委託料が適切な時期に支払われていることを確認した。 ・業務委託契約の情報公開（公表対象となる契約について）の状況を確認した。	・契約書 ・請求書 ・完了報告書、検査報告書 ・検査調書 ・検査職員任命伺 ・競争入札等審査会資料 ・業者選定伺 ・見積書 ・仕様書 ・執行伺 ・業者選定伺 ・予定価格調書 ・検査職員任命伺 ・完成図書 ・検証結果報告書

有効性	・委託契約に付する合理性があるか確認した（事務の効率化、高度な専門的技術を要求、臨時的又は変則的な勤務を要する業務、行政サービスの向上等）。 ・委託の効果（実効性）をどのように分析及び評価しているか質問し検討した。 ・再委託について、再委託業務の割合を確認し、委託契約の実態が丸投げ又は当該状況に近似する状況にないか検討した（受託者の能力評価や再委託の合理性、再委託先の指導監督状況等）。 ・調査研究業務の成果物が有効に活用されているか確認した。 ・本事業の目指すべき将来像に対する委託業務の適合性について検討した。	・ 同上
経済性・効率性	・入札方式に変更し、委託料の縮減を図るべき随意契約がないか質問した。 ・委託業務の内容に照らして、予定価格の積算内容（業者見積の場合にもその合理性を十分に検討しているか等）を確認した。	・ 同上

（８）監査の結果

特記事項なし。

第7章 監査の総括

令和2年12月国において、「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「ガバメント 実行計画」）が閣議決定された。その後、令和3年5月「地方公共団体情報 システムの標準化に関する法律」などデジタル改革関連法案が可決成立し、デジタル・ガバメント推進のための取組を計画的かつ実効的に進めるための方向性が示され、地方公共団体情報システムの標準化が義務付けられた。ガバメント実行計画では、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な業務を処理するシステムの標準仕様を関係府省が作成し、令和7年度末を目標に地方自治体が標準仕様に準拠したシステムに移行することが示されている。

また、情報通信技術の急速な進歩は、市民のライフスタイルをはじめ、社会のあらゆる分野で大きな変化をもたらしており、情報化に求められる事項は複雑で多様化している。一方で、こうした情報化の進化によって、セキュリティ対策への重要性は一層高まっており、技術革新や社会環境の変化に対応した情報セキュリティの確保が求められている。

こうした状況において松山市におけるデジタル化の推進は、市民の利便性を向上させ、また、業務の効率化によって得られた人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げることを目指し、市民一人ひとりのニーズに合ったサービスが展開されている。ただ、デジタル化による業務効率化は、基本的には「情報システムの標準化・共通化」ようにその多くがバックヤードで取り組みが進められてきたため、行政事務の効率化は進んでいるかもしれないが、住民の利便性向上の点ではその効果が見えづらい。

デジタル化の推進の目的は、『デジタルやデータを活用して仕事のやり方を変え、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていく』ということにある。今後の人口減少により人材不足が深刻化する一方で、高齢化などにより行政需要は多様化・複雑化していくことが考えられる。そこで、限られた人員でより質の高い行政サービスを継続していくためにはデジタル化の推進を避けては通れない。今後の人口減少が進む松山市においては職員を増やしていくことは困難になるであろう。そのため現状よりも少ない人数で業務を行えるようなシステムを作成しておくことも必要となる。デジタル化を進めることで、例えば申請データを活用して処理件数・時間や市民の待ち時間などの把握・分析を行えば、その結果をサービス品質の向上や業務改善に役立てることができるはずである。そして、職員だけでなく市民の負担も減らすと同時に、サービスや業務の質の向上を図ることで、「市役所が変わった」と感じてもらうことが大切である。

また今日の自治体においては、自らの活動結果を評価する事業評価を適切に行うことが求められている。事業を効率的かつ効果的に推進していくためには、効果の測定は非常に重要となる。そこで、松山市は「松山市情報化推進指針2019」の具体的な実行計画として毎年策定している「松山市情報化推進アクションプラン」において『期待される効果』の欄を設けている。ただ、適切な評価の行えるような「定性効果」や目標値も示された根拠のある「定量効果」が記載されていないと適切な事業評価が行えない。よって、今後は事業の適切な検証を行えるような『期待される効果』の記載に改善していただきたい。

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示された。自治体におけるデジタル化の推進とは、単に新たなデジタル技術を導入することや業務プロセスの一部をデジタル化して効率化することだけではなく、デジタル技術やデータを活用して市民目線で業務改善を行い、市民の利便性を向上させることで行政サービ

スの質を向上させることである。最終的には業務の効率化でもデジタルツールの効率化でもなく、市民に対する行政サービスの改善にある。そのためには、『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会』『誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化』を忘れてはならない。

本報告書では、デジタル化推進に係る課題を多面的に検証したが、これらの結果に対して松山市が対応しなければならないことは言うまでもない。ただここに記載された課題がデジタル化の推進に関する施策に係る財務事務の執行について全てを網羅したものではないことには注意していただきたい。

以　上